

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業
民間活力導入可能性調査業務
報告書

平成30年2月

盛岡市

目次

第1章 業務の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 業務フロー	1
第2章 前提条件の整理について.....	2
1. 市がこれまで検討してきた事項等についての経緯の整理.....	2
2. 関連する上位構想・計画の整理.....	9
3. 調査対象地エリアにおける敷地条件.....	30
4. 計画地周辺の開発計画の整理.....	34
5. 計画策定にあたっての前提条件、課題の検討.....	37
第3章 利用者の意向調査.....	42
1. 調査の目的	42
2. 調査対象者	42
3. 調査の方法	42
4. ヒアリング事項	43
5. ヒアリング調査結果.....	44
6. ヒアリング調査結果のまとめ.....	51
第4章 施設計画の検討.....	52
1. 整備コンセプト及び整備方針（案）	52
2. 導入機能を踏まえた施設の検討.....	54
3. 施設構成プランの検討.....	55
4. 施設規模の検討	59
5. 施設配置パターンの設定.....	61
6. 施設配置計画の検討.....	64
7. 複合化可能性の検討.....	66
8. 事業費（整備費）の検討.....	67
第5章 運営計画の検討.....	68
1. 各施設の収益性の把握.....	68
2. 運営事業者のヒアリング調査.....	72
3. 運営方針の検討	84
4. 運営体制の検討	86

第6章 民活導入条件整理	89
1. 県との共同整備に関連する条件の整理	89
2. 民間資金活用可能性の検討	98
3. 事業条件の整理	100
第7章 事業手法の整理	109
1. コンセッション等事業スキームの抽出	109
2. 事業手法案の比較検討	117
3. コンセッションを活用した事業手法	119
第8章 リスク分担	120
1. リスク分担における基本的な考え方	120
2. リスク分担検討の流れ	121
3. 先行事例	122
4. 本事業の重要リスクの抽出と評価	125
第9章 民間意向調査	129
1. 目的	129
2. 調査対象企業	129
3. 実施期間	129
4. アンケート内容	130
5. 回答結果	135
第10章 PFI 導入可能性調査	151
1. 事業費の検討	151
2. コンセッションに関する対応方針	153
3. 事業性の評価	155
4. 事業費の比較	157
5. VFM の算出	160
6. 事業スケジュールの検討	164
7. 今後の検討課題の整理	165

第1章 業務の概要

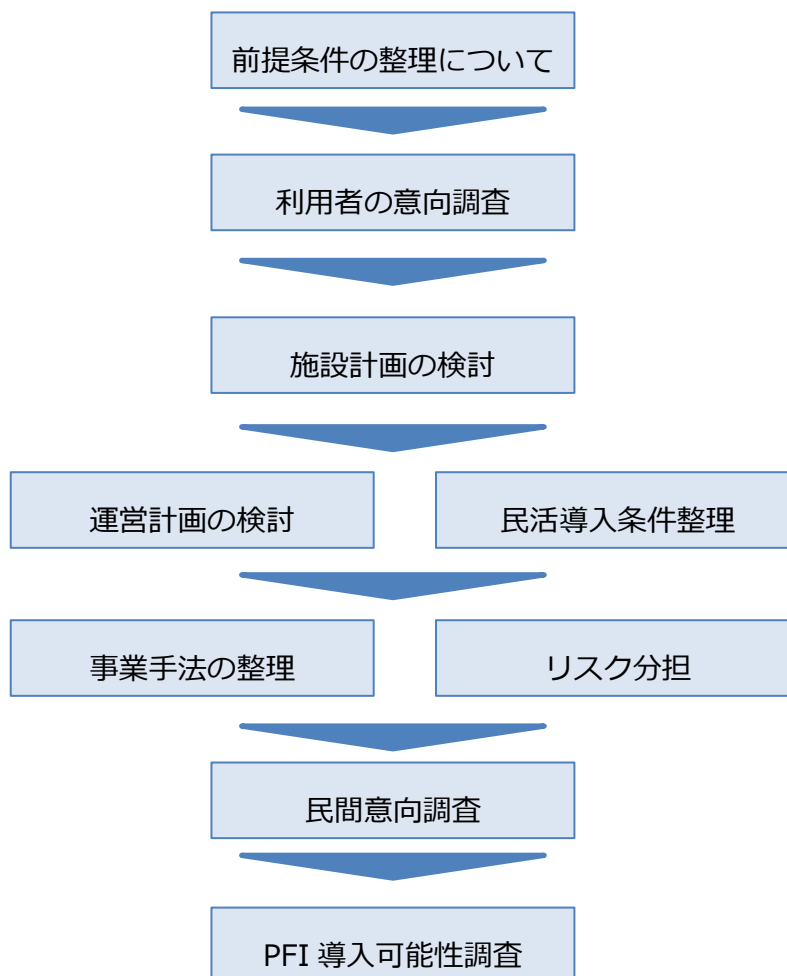
1. 調査の目的

本業務は、盛岡市と岩手県が、共同で野球場、屋内練習場、駐車場を整備することに対し、民間活力の導入による整備等（建設、改修、維持管理及び運営又はこれらに関する企画をいい、利用者に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）の可能性を検証するとともに、適切な事業手法を見出すことを目的に実施する。

2. 業務フロー

本業務は以下のフローに則り実施した。

図表 1 業務フロー



第2章 前提条件の整理について

1. 市がこれまで検討してきた事項等についての経緯の整理

(1) 新野球場検討の経緯

1) 盛岡南公園および野球場建設の構想

盛岡南公園の構想は旧都南村時代にさかのぼる。同地に運動公園を主体とした総合公園の整備構想がみられ、国土利用計画法に基づく都南村計画が策定された。盛岡市との合併時に策定された「盛岡市・都南村合併建設計画」にも盛り込まれ、同公園の整備が検討されることとなった。

一方、同計画には野球場の整備は同公園には盛り込まれておらず、都南東部地域に建設が予定されていたが、平成5年の「盛岡市体育施設整備基本計画」において、盛岡南公園を適地とする内容に変更された。これを受け、盛岡市では平成6年に「(仮称)盛岡南公園基本構想」、平成7年に「盛岡南公園基本計画」を策定し、観客席1万人規模野球場もその中に盛り込まれた。その後平成11年の高校総体にあわせ平成10年に球技場部分が、また平成20年には多目的広場等が整備されたものの、野球場は未整備の状況になっている。

しばらくの間、野球場整備に関する大きな動きは見られなかったが、盛岡市ではこの後平成25年に「盛岡市スポーツ推進計画」を策定。スポーツを「する」環境づくりにおける施設整備にあたり、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設利用環境の改善や、積雪寒冷地の気象条件を考慮し、全天候型(人工芝)や通年型(屋内型)に配慮した施設整備を進める必要を記し、既存野球場に代わる施設として盛岡南公園に早期の具体的な方針決定をするとしていた。平成26年3月には、平成35年度までを対象期間とした「盛岡市スポーツ施設適正配置方針」を策定し、盛岡南公園への新野球場の整備および既存の市営野球場の廃止が盛り込まれた。

2) 岩手県における野球場整備の経緯

一方、盛岡市内には高校野球およびプロ野球一軍公式戦が開催される岩手県営野球場が立地する。同球場は昭和45年に開催されたいわて国体に併せ供用が開始され、昭和58年および平成5年に改修工事が行われているものの、その後大規模な改修工事が行われず老朽化が進んだ状況にあり、現在の硬式公認野球場の規格も満たしていない。

3) 今後の整備の方向性について

これまでの経緯を踏まえ、平成29年2月に「盛岡南公園野球場(仮称)整備基本構想」が取りまとめられている。同基本構想の記載概要は下記の通り。

ア 整備基本方針

- ・野球競技者の競技力向上が図られる施設
- ・岩手県営野球場の役割を担う新たなスポーツツーリズムの拠点となる施設
- ・バリアフリーに配慮した施設
- ・運営・維持管理を意識した施設
- ・その他（新野球場の整備と併せて、盛岡南公園全体の敷地内にウォーキングやランニングなどができるトレーニングコースを整備するなど、公園機能の向上に貢献する整備を行う）

（出典：盛岡南公園野球場（仮称）整備基本構想）

イ 計画期間

平成 35 年度（2023 年度）の供用開始を目指すものとする。

ウ 岩手県との共同整備による効果

新たな公共施設整備のあり方として初の県市共同事業としてのモデルケースとなることが期待される。

高規格の野球場建設により、高校野球決勝やプロ野球一軍戦の観戦機会拡充による経済波及効果、利用率向上や利用料収入の増加が期待できる。

エ 既存野球場の取扱

盛岡市スポーツ施設配置方針に基づき、新野球場の供用開始後に廃止するが、2 球場が廃止となることが想定されるため、太田橋野球場や渋民運動公園野球場等の既存施設の利用もさらに高められるよう、利用団体の利便性を確保する。

将来的な野球場の適正配置については、岩手県営野球場や将来の野球人口の推移を見極めながら、あらためて利用状況の検証が必要となる。

オ 施設・整備の規模

① 野球場の規模等

硬式野球場の「プロの野球場」の規格（両翼 99.06m 以上、中堅 121.92m 以上）を満たす施設とする。（フィールドサイズ：両翼 100m、中堅 122m）

プロ野球一軍公式戦のナイター試合に対応した夜間照明 6 基程度を設置する。

高校野球岩手大会決勝およびプロ野球一軍公式戦が開催できる収容人数（約 2 万人、うち内野約 1 万 2 千人、外野約 8 千人）とする。

フィールドはプロ野球一軍公式戦に対応する人工芝とすることを基本とする。また、エレベーターの設置や車椅子専用の応援エリア、多目的トイレなどバリアフリーへ対応した施設とする。

② 屋内練習場の規模等

別棟の施設として整備し、内野の守備練習が可能となる広さおよび高さ（概ね 50m×50m 以上、高さ 15m 以上）とする。また、トレーニング器具やフィットネスエリア等の設置を行い、多目的な利用を図る。

③ 駐車場の規模等

約 1,000 台分のスペースのほか、大型バス専用駐車場や身体障害者専用駐車場を設置する。また、土地の排水計画などを考慮し、調整池機能を確保する。

④ 郷土出身野球関係者顕彰スペースの設置

久慈次郎氏、獅子内謹一郎氏などの先人の顕彰スペースを設置する。

カ 整備費用

① 建設費

約 70.0 億円（収容人員 2 万人規模の野球場整備の場合）

② 管理・運営費

約 36.0 億円（収容人員 2 万人規模の野球場整備の場合）

図表 2 盛岡南公園野球場整備に関する経緯

年次	記事	備考
～1990 年代	都南村計画	旧都南村において、都南総合公園（現盛岡南公園）の整備および野球場整備に関する計画が定められる。
平成 4 年	盛岡市・都南村合併	
平成 4 年	盛岡市・都南村合併建設計画	合併に伴い平成 4 年度～平成 8 年度を期間とする開発整備の方針を定めた計画を策定。盛岡南公園の整備と、野球場の整備がそれぞれ別個に盛り込まれる。
平成 5 年	盛岡市体育施設整備基本計画	都南東部地域への整備を想定されていた野球場を、盛岡南公園内に整備することを明記
平成 6 年	（仮称）盛岡南公園基本構想	1 万人規模の野球場整備が含まれた公園の整備構想
平成 7 年	盛岡南公園基本設計	上記の基本構想を受け、野球場を含めた公園計画地全体の基本設計を策定
平成 7 年	都市計画決定	公園区域 19.7ha を都市計画決定
平成 10 年	盛岡南公園開設（5.62ha）	平成 11 年の高校総体にあわせ、都市計画決定された範囲のうち南東側の一部分（球技場、駐車場、トイレ、植栽）の供用を開始
平成 20 年	盛岡南公園開設（4.90ha）	残整備部分のうち南西側部分（多目的広場、健康広場、躍動広場）の供用を開始
平成 25 年	盛岡市スポーツ推進計画	平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間を見据えた計画であり、スポーツを「する」環境に相応しい全天候型（人工芝）や通年型（屋内化）に配慮した施設整備を進める必要があるとし、既存野球場に代わる施設については盛岡南公園をその適地としている。
平成 26 年	盛岡市スポーツ施設適正配置方針	2023 年度までの 10 年間を見据え、既存の野球場に代わり盛岡南公園に新野球場を整備することを盛り込んでいる。
平成 29 年	盛岡南公園野球場（仮称）整備基本構想	新たに整備する野球場において、その基本的な考え方を示したもの。盛岡市と岩手県による共同整備についても検討されている。

（２）既存施設について

１）盛岡市内の既存野球場について

盛岡市内には下記の野球場が立地し、このうち、盛岡市所有分では盛岡市営野球場が盛岡市スポーツ施設適正配置方針により「準中核型施設」と位置づけられ、岩手県所有分では、岩手県営野球場において高校野球（硬式）およびプロ野球一軍公式戦が開催されている。

図表 ３ 盛岡市内の既存野球場

施設所有者	球場名	盛岡市スポーツ施設適正配置方針における位置づけ (盛岡市所有分のみ)
盛岡市	盛岡市営野球場	準中核型施設
	洪民運動公園野球場	地域拠点型施設
	盛岡市太田橋野球場	専門型施設
	少年野球場兼運動場	専門型施設
岩手県	岩手県営野球場	
	岩手県営運動公園野球場	

ア 盛岡市営野球場



(盛岡市体育協会ウェブサイトより)

所在地	盛岡市東新庄 1-18-1
開業	昭和 13 年
改修履歴	昭和 57 年～昭和 60 年：スタンドやダグアウト・スコアボード等の大規模改修
面積	敷地面積：23,626 m ² 、野球場面積：11,300 m ²
施設規模	両翼 87m、中堅 118m
収容人数	15,000 人とされているが、現在は実質 8,000 人程度と推定
用途	野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ等 硬式野球の公式戦は近年開催されていない。
駐車場	約 50 台分
運営形態	指定管理者制度（指定管理者：公益財団法人盛岡市体育協会）
開場時間	5 時～19 時または日没（4 月～10 月のみ開場）
課題点	・施設・設備は全般的に老朽化しており、フェンスやバックネット等への安全対策が図られていない ・スコアボードは老朽化で使用できず、夜間照明設備もないことから、高校の硬式野球の公式戦が近年は開催されていない ・試合前の練習スペースが無く、キャッチボールをすることができない ・駐車場が約 50 台程度と不足しており、また国道 4 号からの取付道路も狭隘である

イ 岩手県営野球場



(日本総研撮影)

所在地	盛岡市三ツ割 4-9-2
開業	昭和 45 年
改修履歴	昭和 58 年：内野スタンドの全面改修および照明設備設置 平成 5 年：スコアボードおよびスタンド改修
面積	敷地面積：88,949.11 m ² 、野球場面積：13,677 m ²
施設規模	両翼 91.5m、中堅 122m
収容人数	25,000 人（うちメインスタンド：3,400 人、内野スタンド：9,062 人、外野スタンド：12,538 人）
用途	野球、トレーニング室、研修室等 高校野球（硬式）公式戦およびプロ野球一軍戦も開催
駐車場	乗用車 368 台、バス 46 台
運営形態	指定管理者制度（指定管理者：公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団）
開場時間	8 時～21 時（4 月頃～10 月頃のみ開場）
課題点	・直近の大規模改修から 20 年以上経過し、老朽化が進んでおり、スタンド等の大規模改修が必要な時期に来ている。 ・県内唯一のプロ野球一軍公式戦や高校野球岩手大会の決勝戦が開催されるものの、両翼が 91.5m であり現在の硬式公認野球場規格の 97.53m を満たしていない。

2. 関連する上位構想・計画の整理

(1) 上位計画及び関連計画の整理

調査対象エリアに関連する、上位計画及び関連計画は、以下のとおり。

	計画名	策定年等	期間
盛岡市	盛岡市総合計画	平成 27 年	10 年間
	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 29 年改定	5 年間
	盛岡市都市計画マスタープラン	平成 22 年改定	(定めなし)
	盛岡市地域防災計画	平成 28 年	(定めなし)
	盛岡市観光推進計画	平成 27 年	5 年間
	盛岡市緑の基本計画	平成 22 年改定	20 年間
	盛岡市スポーツ推進計画	平成 25 年	10 年間
	盛岡市教育振興基本計画	平成 27 年	10 年間
	盛岡市スポーツ施設適正配置方針	平成 26 年	10 年間
	第二次盛岡ブランド推進計画	平成 27 年	5 年間
	みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン	平成 29 年改定	5 年間
岩手県	いわて県民計画 第 3 期アクションプラン(政策編)	平成 27 年	4 年間
	岩手県ふるさと振興総合戦略	平成 28 年改定	5 年間
	盛岡広域都市計画区域マスタープラン	平成 27 年改定	20 年間
	みちのく岩手観光立県第 2 期基本計画	平成 26 年	5 年間
スポーツ庁	スタジアム・アリーナ改革指針	平成 28 年	(定めなし)

(2) 盛岡市の計画

1) 盛岡市総合計画

総合計画では、市が「目指す将来像」とそれを実現するための4つの「基本目標」を設定している。さらに、目標年次を平成37年として、これらの目標を達成するために実行する具体的な「施策」を示している。

図表 4 盛岡市総合計画イメージ図



基本目標２において、盛岡の魅力を向上させるための要素として「スポーツ」に焦点を当て、スポーツをする・支える環境の整備を進めることを示している。具体的な取り組みとして「盛岡南公園野球場整備事業」を実施する方針を掲げている。

●基本目標２：盛岡の魅力があふれるまちづくり

③スポーツの推進

誰もがスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができるように、スポーツをする環境やスポーツを支える環境づくりを進めるとともに、スポーツを通じたまちの魅力の創出などに取り組めます。

図表５ 施策の体系



また、住む・訪れるまちとして選ばれる「盛岡ブランド」を確立し、市内外にその魅力を発信することを目指す方針を掲げている。

●基本目標２：盛岡の魅力があふれるまちづくり

④「盛岡ブランド」の展開

盛岡が住みたいまち、住んでみたいまち、訪ねてみたいまちとなるため、盛岡ならではの魅力や価値である「盛岡ブランド」を市民と共に磨き、育み、都市ブランドの確立を目指します。

さらに、効果的に市内外に発信することにより「盛岡ブランド」を展開します。

人が集う盛岡となるために、地域資源に着目した観光資源の創出、広域的な交流促進を促す取り組みや情報発信など、観光振興に注力することを示している。

●基本目標４：人が集い活力を生むまちづくり

④観光の振興

盛岡に多くの人が訪れるようにするため、地域資源を活用した観光地域づくりと広域的な観光交流の促進に努め、積極的な情報発信により、国内外の旅行者やコンベンションの誘致を推進するとともに、祭り・イベントの充実や特産品などの物産の振興、おもてなしの心の醸成や受け入れ態勢の整備など、観光の振興を図ります。

２）盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

総合計画に掲げられた取組のうち、人口対策として特に重点的に取り組む必要があるものを政策パッケージとしてまとめ、多様な取組による盛岡の魅力向上・発信の方向性を示している。

「盛岡市総合計画」にもある通り、イベント等の観光に関する情報発信を強化することや、広域的な連携を通して周遊型観光を促すことを示している。

●基本目標３：東北の中核都市としての魅力・求心力の向上

戦略７ 盛岡ファン・交流人口の増加

盛岡の魅力を多くの人に知ってもらえるよう、ホームページや SNS など、多様な手段による観光情報の発信を強化するとともに、より多くの人に盛岡を訪れてもらえるよう、祭り・イベントの充実や誘客宣伝・特産品 PRなどを積極的に展開します。

盛岡の歴史、文化、まち並みなど地域資源を活用した観光地域づくりや MICE（マイス）誘致、広域連携による滞在型・周遊型観光を推進します。

3) 盛岡市都市計画マスタープラン

「方針5：都市活動を支えるやさしい交通体系をつくるために」において、幹線道路や交通結節点および市街地内の道路を効率的に整備する方針を掲げている。特に、盛岡の立地的な優位性を生かし県内外の交流が図られるよう、広域的な幹線道路等の整備に注力することを示している。

方針5：都市活動を支えるやさしい交通体系をつくるために

(1) 都市間の交流や、人や物の移動を支える交通網の整備を図ります。

- ・北東北の広域的交流拠点としての優位性を最大限に活かすため、県内外の都市や地域との交流が円滑に図られるよう、高速道路や主要駅へアクセスする幹線道路や交通結節点などの整備改善、広域的な幹線道路の整備促進を図ります。

また、「方針6：花と緑に囲まれた潤いのあるまちをつくるために」においては、地域のニーズをふまえて公園整備を進めることや、公園や緑地など結ぶ散策路などのネットワーク整備、避難場所としての公園機能の整備に取り組むことを示している。

方針6：花と緑に囲まれた潤いのあるまちをつくるために

(2) 市街地において、身近な緑を増やします。

- ・魅力ある公園を整備するために、地域のニーズに合わせてグラウンドワーク手法など市民協働による公園整備を図ります。既に整備された公園についても、市民等との協働のもとで魅力ある公園づくりを進めます。
- ・公園や緑地などを、緑道、歩道、自転車道、河川敷の散策路などにより結ぶネットワークの整備を図ります。
- ・日常的なレクリエーションの場や災害時の避難場所として、また自然や歴史的環境の保全と活用を図るため、計画的に公園や緑地を確保します。

各地区における「まちづくりの目標と基本方針」のうち、本調査対象エリアが属する飯岡・湯沢地域については、田園地域としての良さを活かしながら、公園・道路・河川等の整備を進める方針を掲げている。

1 2) 飯岡・湯沢地区

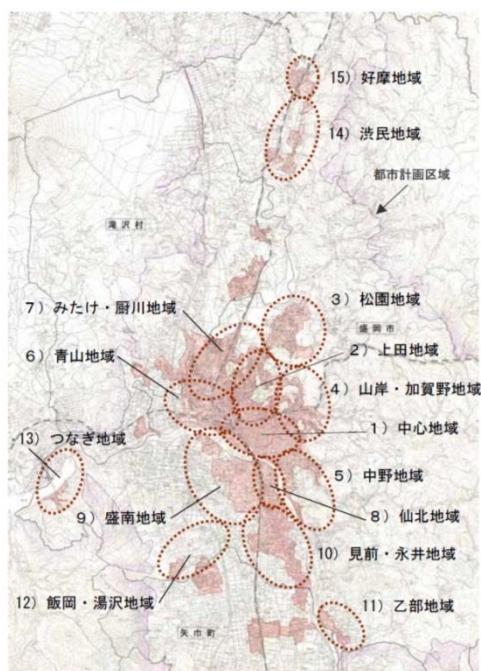
(3) まちづくりの目標と基本方針

②基本方針

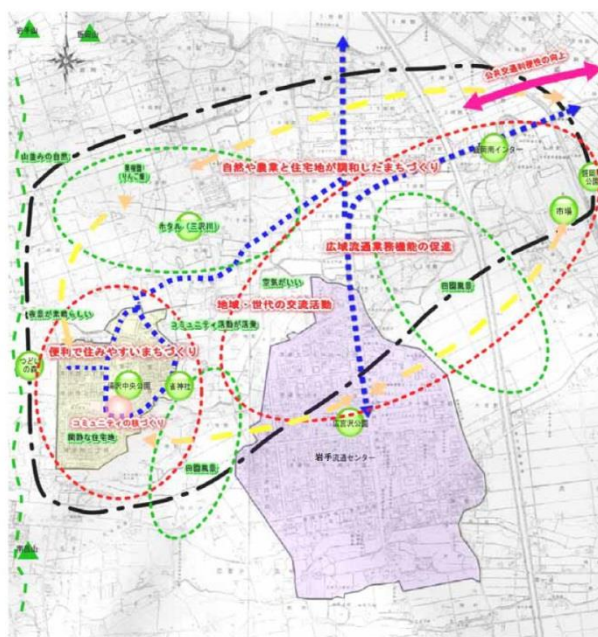
i) 緑豊かな自然と田園地域の良さを生かしたまちづくり

今後ともこのような豊かな自然と屋敷林やホテルの里などのなつかしい環境を守り育て、田園地域としての良さを生かしながら、住宅地や流通業務機能と調和したまちづくりをめざします。

图表 6 地域区分图



図表 7 まちづくりの方針マップ



4) 盛岡市地域防災計画

「避難対策計画」において、避難計画に基づく避難場所・避難道路等の整備等について示している。「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」を市内6地区に区分して選定し、安全区域にある公園から「指定緊急避難場所」を定めている。

第2章 災害予防計画

第5節 避難対策計画

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

(4) 避難場所等の指定

ア 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害種別ごとの安全区域にある学校施設、学校の校庭、地区活動センター、児童・老人福祉センター、公民館、公園、緑地等とする。

また「防災施設等整備計画」では、公園を含む公共施設を災害時の避難地として整備することを示している。

第2章 災害予防計画

第7節 防災施設等整備計画

第3 公共施設等の整備

1 市の施設

避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難場所等となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

「都市防災計画」では、「公園」が避難場所として求められるオープンスペースとしての機能、救護活動や物資集積の基地機能を果たすよう、体系的に整備を進める方針を掲げている。

第2章 災害予防計画

第8節 都市防災計画

第3 防災空間の確保

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における指定緊急避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、救助・救護活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、市及び防災関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

2 都市公園等の整備

(1) 都市公園等の整備

災害時における指定緊急避難場所の確保、火災の延焼防止並びに各種災害応急活動の円滑な実施を図り、防災拠点など防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園等の体系的な整備を促進する。

このため、指定緊急避難場所となる近隣公園や緊急避難の広場となる身近な公園等を、その配置や規模等の検討を行いながら積極的に整備する。

5) 盛岡市観光推進計画

「目指す姿」と「基本目標」の実現に向けた「基本施策」において、観光資源の開発を通じた盛岡観光のブランディングに取り組むことを示している。盛岡独自の地域資源を活用した体験・交流型メニューを整備し、ニューツーリズムとしてスポーツ観光を推進することを示している。

第4章 アクションプラン

2 盛岡観光のブランディング

盛岡ならではの地域資源を活用した体験・交流型メニューの整備、歴史文化や地場産業などテーマ性を持った「まち歩き」の提案など、盛岡観光の満足度を高め、ブランド化と盛岡ファンづくりに向けた取組を推進します。

ウ 体験・交流型観光やニューツーリズムへの対応

アクションプラン	実施主体	実施年度				
		平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)
◎スポーツツーリズム（注32）の推進 オリンピック合宿誘致、大学などのスポーツ合宿誘致、東北唯一の公営通年型屋内スケートリンクの活用、市内プロスポーツチームの対戦チームに対するアウェーツーリズム（注33）のほか、御所湖周辺の自然と温泉を満喫できるランニング・サイクリングコース整備の調査研究などスポーツ観光を推進します。	盛岡市（スポーツ推進課、観光課） 観光コンベンション協会 関係団体・事業者	検討	実施	⇒	⇒	⇒

6) 盛岡市緑の基本計画

「計画実現のための施策」において、身近な田園の緑を保全・活用すること、緑の拠点となる魅力ある公園づくりに取り組むことを示している。項目のひとつである野球場の整備の検討については、老朽化が進んでいる現市営野球場に代替する施設を盛岡南公園内に整備する方針を掲げている。

第6章 計画の推進

4. アクションプログラム

「緑が文化になるまち 盛岡」を実現するために、「何を、何から取り組むのか、どのように」具体化するのか。」を明確にした実施計画（アクションプログラム）を作成し、事業や取り組みを展開していきます。

(1) 盛岡らしい緑をつくります

⑤魅力ある公園（緑の拠点）を守り育てます

(5) - 1 核となる公園づくりの推進

86 新野球場の整備の検討

現市営野球場は、昭和13年（1938）に建設された施設であり、敷地が狭く老朽化が著しいことから、盛岡南公園内に新たに整備するよう検討します。

スポーツ振興課

7) 盛岡市スポーツ推進計画

スポーツを通じて盛岡のまちづくりを実施する「基本方針」を掲げ、スポーツをする環境づくり、支え育てる環境づくりを「基本的施策」として実行することを示している。

スポーツを「する」環境については、子どもがスポーツをはじめるきっかけづくりや、生涯スポーツを支える施設の効率的な管理運営を行うこと、スポーツ大会・観戦等の情報発信に取り組むことを示している。

第5章 今後5年間に取り組むべき施策

2 スポーツを「する」環境づくり

(2) 具体的な施策

ア ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

(ア) 子どもたちのスポーツ推進

施策1：スポーツを始めたくなるきっかけづくり

スポーツに慣れ親しんでいない子どもたちが、複数の種目を体験したり、プロスポーツ選手のプレーを間近で目にするような魅力ある事業の実施に努め、スポーツに興味を持ち、スポーツを始めたくなるきっかけづくりを推進します。

[具体的な内容]

- ・プロスポーツチームの試合や全国大会等の誘致

(オ) 生涯にわたるスポーツ推進

施策2：市民ニーズに即したスポーツ施設の管理運営

スポーツ施設に対する市民ニーズの把握に努め、より利用者が使いやすい施設運営に努めます。

また、指定管理者制度による公募での指定管理者の選定を基本とし、市民サービスの向上と効率的な施設の管理運営に努めます。

[具体的な内容]

- ・施設利用者アンケートの実施によるニーズの把握
- ・利用者ニーズに応じた開館期間や開館時間の延長等の検討

(カ) 情報共有によるスポーツの普及促進

施策1：「する」、「観る」、「支える（育てる）」スポーツの情報発信

市民が、スポーツに興味をもち、自分に合ったスタイルでスポーツに参画できるように、スポーツ大会等の開催、プロスポーツの観戦、大会運営ボランティアの募集等の各種スポーツに関する情報をホームページ等を活用し発信します。

さらに、スポーツ施設の整備について取り上げ、県の施設整備の計画と整合性を取りながら効果的な配置に努めること、特に市営野球場については盛岡南公園を対象として整備を検討することを示している。

第5章 今後5年間に取り組むべき施策

2 スポーツを「する」環境づくり

(2) 具体的な施策

イ スポーツ施設の整備充実

(ア) 計画的なスポーツ施設の整備

施策1：スポーツ施設の適正配置計画の策定

本市には、陸上競技場、野球場、体育館等の多くの県営施設があることから、県の施設整備の計画との整合性に十分配慮し、効率的かつ効果的なスポーツ施設の配置に努めます。

(ウ) 既存施設の整備改修

施策3：市営野球場の整備

市営野球場については、盛岡南公園を適地として整備を検討することとしていますが、できるだけ早期に具体的な整備方針を決定します。

8) 盛岡市教育振興基本計画

「スポーツの推進」施策において、スポーツをする環境やスポーツを支える環境づくりを行う方針を掲げている。市民が利用しやすいスポーツ施設の運営を行うために、効果的な運営や適切なスポーツ施設の整備・改修に取り組むことを示している。

第3章 施策ごとの方針

施策5 スポーツの推進

■スポーツ施設の整備充実

<現状と課題>

市民がスポーツを継続するためには、身近な場所に気軽に利用できるスポーツ施設があることが望ましく、スポーツ施設のより効果的な運営と施設の充実を図る必要があります。

<今後の方針と具体的な取組>

市民ニーズに対応した新たな施設の整備や老朽化やユニバーサルデザインに対応する改修など、公共施設保有最適化・長寿命化長期計画に基づき、適切なスポーツ施設の配置及び整備・改修を行います。

9) 盛岡市スポーツ施設適正配置方針

「スポーツ施設の適正配置の方針」に位置づけられた施設整備に関する重点的な取組として、盛岡市営野球場を盛岡南公園にて建替え整備する方針を掲げている。

図表 8 盛岡市営野球場の建替え

目的	都南東部地区に野球場を整備することとしていたが、平成5年に盛岡南公園を適地として変更し、現施設の建替えとして整備しようとするものである。
場所	盛岡市永井7地割16番2
整備概要	競技団体等と協議を進め、硬式野球の大会が開催可能な施設として整備する。
開設時期	未定
管理運営方法	指定管理者

10) 第二次盛岡ブランド推進計画

「盛岡市総合計画」や「盛岡市観光推進計画」における盛岡のブランディング方針のように、市内外の人々から選ばれるまちとなるための取り組みと情報発信が必要であることがひとつの計画にまとめられている。各課の関連施策が「盛岡ブランド」を目標に置くように意識付けがなされている。

1 盛岡ブランド開発の背景

盛岡ブランドの開発に取り組んだ背景としては、近年、人口減少、少子高齢化の進行、地方分権の進展などにより、地域間競争が激化する中、本市が「訪れたいまち」、「暮らしてみたいまち」、「住みつけたいまち」として、市内外の人々から「選ばれるまち」になるため、盛岡の歴史、自然、景観、風土、特産品、文化、先人など、あらゆる角度から、

(1) 「盛岡の有形・無形の地域資産」がもつ魅力（盛岡らしさ）を掘り出し、育み、磨き上げ、市外に発信すること

(2) 「盛岡らしさ」により他の地域との差別化を図ることで、盛岡が市内外の人々に「価値あるもの」と評価され、多くの人から「選ばれるまち」となり、地域の活性化が図られるなど、元気なまちづくりが推進されること

(3) 市民がこの「盛岡らしさ」についての価値観を共有し、盛岡に誇りや愛着をもち、生活すること

を目指し取り組んできたものです。

1 1) みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン

各市町が連携することにより成果が見込まれるもの等について「具体的取組」を示している。ここでは、スポーツツーリズムを推進することで地域経済の活性化を目指すことや、各市町が連携してスポーツ施設の広域利用を図る方針の検討を実施することを示している。

図表 9 みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン

No,	20	事業名	スポーツツーリズム推進事業【☆】			
関係市町名	8市町					
事業概要	広域連携組織の盛岡広域スポーツコミッションにおいて、2020 東京オリンピック・パラリンピックに向け盛岡広域から地元オリンピックの輩出を目指すオリンピック選手育成事業、通称「エイト・オリンピックズ・プロジェクト」のほか、国内スポーツ合宿等の誘致による交流人口の拡大、プロスポーツとの連携による地域活性化の促進等に取り組む。					
見込まれる成果	事業の推進により、地域スポーツの推進と地域経済の活性化を図る。					
事業費見込み（千円）	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	計
	1,336	6,945	6,945	6,945	6,945	29,116
役割分担、費用負担	盛岡市	・広域連携によるスポーツ推進体制の在り方の調査・研究に取り組むとともに、広域的な調整を行う。 ・事業実施に要する費用を負担する。				
	各市町	・調査・研究に参加するとともに、広域連携によるスポーツ推進に関して各市町の関係者・関係団体に対して働きかけを行うなど、事業実施に協力して取り組む。 ・事業実施に要する費用を負担する。				
成果指標		現状値		目標値(平成32年度)		出所・出典
国内大会・合宿や事前キャンプの受入件数（↑）		40 件 （平成27年度）		45 件/年		8市町

No.	32	事業名	スポーツ施設広域利用促進に向けた検討			
関係市町名	8 市町					
事業概要	圏域内のスポーツ施設に係る，各市町の住民の相互利用促進について調査・研究を行う。					
見込まれる成果	圏域住民のスポーツ活動機会の充実が図られる。					
事業費見込み（千円）	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	計
	0	0	0	0	0	0
役割分担、費用負担	盛岡市	・ 広域連携によるスポーツ施設の相互利用の促進に向けた調査・研究に取り組むとともに，広域的な調整を行う。				
	各市町	・ 調査・研究に参加する等，事業実施に協力して取り組む。				
成果指標	現状値		目標値(平成 32 年度)		出所・出典	
検討会議開催回数(→)	0 回 (平成 28 年 12 月末)		1 回/年		盛岡市	

(3) 岩手県の計画

1) いわて県民計画 第3期アクションプラン

「産業・雇用」の政策において、魅力的な観光地づくりに向けた受入態勢の整備や情報発信等の推進を掲げている。観光への取組として、市町村等と連携しながらスポーツツーリズムの誘致拡大に取り組む姿勢を示している。

I 産業・雇用 ～「産業創造県いわて」の実現～

政策項目 No. 3 観光産業の振興

2 目指す姿を実現するための取組

主な取組内容

ア 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり

・第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会の開催を契機に、さらにはラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、市町村等との連携のもとでサイクリングなどをはじめとしたスポーツツーリズムの誘致拡大に取り組みます。

また「教育・文化」の政策においては、県営野球場の老朽化を課題として取り上げ、市町村と連携した施設のあり方を検討する方針を掲げている。

V 教育・文化 ～「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現～

政策項目 No. 33 豊かなスポーツライフの振興

2 目指す姿を実現するための取組

主な取組内容

イ スポーツの環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進

・県営野球場や県営体育館などの県営体育施設のほとんどは、経年とともに施設・設備の老朽化が進行している状況にあることから、市町村との役割分担や大震災津波からの復旧・復興の進展等を踏まえながら、今後の体育施設のあり方を総合的に検討します。

2) 岩手県ふるさと振興総合戦略

地域の魅力向上を目指す「スポーツ振興」の取組においては、スポーツとの連携による地域コミュニティの形成や観光等による経済的な効果の創出など、地域活性化の実現が重視されている。スポーツツーリズムを契機とした交流人口の拡大、県民の連帯感の醸成に取り組む方向性を掲げている。

Ⅲ 総合戦略の展開

3 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す施策

3- (2) 文化芸術・スポーツ振興プロジェクト

ふるさと振興の具体的な取組

[主な取組内容]

＜スポーツの振興＞

③スポーツの振興による地域活性化の促進

- ・市町村・スポーツ団体等と連携し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的スポーツ大会の事前合宿誘致をはじめ、関連イベントの実施、岩手県スポーツツーリズム推進連絡会議を通じたスポーツツーリズムの取組を推進し、交流人口の拡大に取り組みます。

盛岡市を含む３市町を範囲とした「盛岡広域都市計画区域」において、運動公園を含む「都市施設」および「自然的環境」を適切に配置・整備する方針を掲げている。

3) その他

- ・公共施設については、長期的な展望にたち、北東北の拠点都市としての機能拡充、生活環境向上のため、既成市街地・市街化進行地域における整備拡充及び新市街地の整備にあわせた適切な配置・整備を進めます。

2) 主要な緑地の配置方針

- ・住民が気軽に集える街区公園から週末型利用を図る広域公園等まで系統的に配置することとし、住区構成に合わせ子どもからお年寄りまで安全に遊び休養できるような街区公園、コミュニティ活動を高める近隣公園、だれもが利用できる地区公園、広域的な公園として総合公園・運動公園・広域公園・動植物公園を配意します。

- ・市街地においては、地震・災害等における一時避難地・二次避難地として活用できるように公園緑地の配置を行うとともに、緑道などによる避難路のネットワークを形成します。

[illegible]

4) みちのく岩手観光立県第2期基本計画

県、市町村、観光に関連する団体、観光事業者、県民が連携・役割分担しながら進める5つの施策を策定し、地域独自の資源を生かした観光地づくりの方向性を掲げている。取り組みのひとつとして、国内外のスポーツ大会を通じてニューツーリズムを創出し、他産業との連携を強化することを示している。

第4章 観光振興に関する施策

1 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり

(3) ニューツーリズムの創出、他産業との連携強化

自然とのふれあいを体験するエコツーリズム、地質学や地理学などの科学的視点を持つジオツーリズム、近年注目されているような工場見学等の産業観光、国内・国際大会の観戦等を含めたスポーツツーリズム、健康志向等のヘルスツーリズム、ロケ地巡り等のスクリーンツーリズム、漫画やアニメなどと連動したコンテンツツーリズムなどニューツーリズムの創出を図るとともに、6次産業化やICT利活用など他産業との連携を強化します。

(4) スタジアム・アリーナ改革指針

スポーツ産業の成長性を取り込みつつ、地域経済の持続的成長を実現する施設として官民連携の推進が期待されるスタジアム・アリーナについて、地方公共団体を中心に組み込む整備・運営の考え方を整理している。

この指針では、我が国のスポーツは、教育的側面に重点が置かれていたこともあり、成長産業になりうるものとしての認知が低かったものの、地域における産業としてのスポーツは、様々な分野を活性化する可能性があり、スタジアム・アリーナはそのために必要な基盤であると指摘されている。

また、地域の実情に応じた適切な投資を行い、スタジアム・アリーナを最大限活用することにより、にぎわいの創出や持続可能なまちづくり等の実現とそれに伴う税収の増加等も含めて、投資以上の効果を地域にもたらす「プロフィットセンター」化を進めることの重要性も指摘されている。

さらには、スタジアム・アリーナ改革は、スタジアム・アリーナが最大限に活用されることにより、地域の活性化、持続的成長をもたらし、スタジアム・アリーナを核とした官民による新しい公益の発現を図ることを目標とすることを示している。

第2章 スタジアム・アリーナ改革の4つの項目、14の要件

【1. 集客力を高めまちづくりを支える持続可能な経営資源としての要件】

要件1. 顧客経験価値の向上

要件2. 多様な利用シーンの実現

要件3. 収益モデルの確立とプロフィットセンターへの改革

要件4. まちづくりの中核となるスタジアム・アリーナ

【2. プロジェクト上流段階において検討されるべき事項に関する要件】

要件5. ステークホルダーの確認と検討体制の整備

要件6. 顧客の把握と情報提供

要件7. 収益性の検証と設計等への反映

要件8. 管理（運営、維持、修繕等）の検討

要件9. スタジアム・アリーナ整備等に関するコンプライアンスとリスク管理

【3. 収益・財務に関する要件】

要件10. 民間活力を活用した事業方式

要件11. 多様な資金調達方式

【4. 事業推進・運営に関する要件】

要件12. 目標設定、評価、フィードバック

要件13. スタジアム・アリーナ運営における IT・データ活用

要件14. スタジアム・アリーナ経営人材

(5) 課題・方針の整理

	計画名	課題・方針
盛岡市	盛岡市総合計画	- 盛岡の魅力を向上させる要素として「スポーツ」に焦点を当て、スポーツをする・支える環境の整備を進め、スポーツを通じたまちの魅力の創出などに取り組むとされている。 - 具体的な取り組みとして「盛岡南公園野球場整備事業」を実施する方針を掲げている。 - 住む・訪れるまちとして選ばれる「盛岡ブランド」を確立し、市内外にその魅力を発信することを目指すとしている。 - 人が集う盛岡となるため、地域資源に着目した観光資源の創出、広域的な交流促進を促す取り組みや情報発信など、観光振興に注力することを示している。 - 住む・訪れるまちとして選ばれる「盛岡ブランド」を確立し、市内外にその魅力を発信することを示している。
	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略	- ホームページやSNSなど多様な手段による観光情報発信を強化しイベントの充実や誘客宣伝等に積極的に取り組むとされている。 - 地域資源を活用した観光地域づくりや、広域連携による滞在型・周遊型観光を推進することを示している。
	盛岡市都市計画マスタープラン	- 盛岡の立地的な優位性を生かし県内外の交流が図られるよう、広域的な幹線道路等の整備に注力するとされている。 - 公園や緑地などを、緑道、歩道、自転車道、河川敷の散策路などにより結ぶネットワークの整備を図るとされている。 - 日常的なレクリエーションの場や災害時の避難場所として、計画的に公園や緑地を確保するとされている。 - 対象エリアが属する飯岡・湯沢地域については、田園地域としての良さを活かしながら、公園・道路・河川等の整備を進めるとされている。
	盛岡市地域防災計画	「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」を市内6地区に区分して選定し、安全区域にある公園から「指定緊急避難場所」を定めている。 「防災施設等整備計画」にて、公園を含む公共施設を災害時の避難地として整備することを示している。 「都市防災計画」にて、「公園」が避難場所として求められるオープンスペースとしての機能、救護活動や物資集積の基地機能を果たすよう、体系的に整備を進めることを示している。

	計画名	課題・方針
	盛岡市観光推進計画	盛岡独自の地域資源を活用した体験・交流型メニューを整備し、ニューツーリズムとしてスポーツ観光を推進するとされている。
	盛岡市緑の基本計画	施策項目のひとつである野球場整備の検討について、老朽化が進んでいる現市営野球場に代替する施設を盛岡南公園内に整備する方針を掲げている。
	盛岡市スポーツ推進計画	- スポーツを「する」環境について、子どもがスポーツをはじめのきっかけづくりや、生涯スポーツを支える施設の効率的な管理運営を行うこと、スポーツ大会・観戦等の情報発信に取り組むこととされている。 - スポーツ施設の整備について取り上げ、県の施設整備の計画と整合性を取りながら効果的な配置に努めること、特に市営野球場については盛岡南公園を対象として整備を検討することとされている。 - 市民が利用しやすいスポーツ施設の運営を行うため、効果的な運営や適切なスポーツ施設の整備・改修に取り組むこととされている。
	盛岡市教育振興基本計画	市民が利用しやすいスポーツ施設の運営を行うために、効果的な運営や適切なスポーツ施設の整備・改修に取り組むこととされている。
	盛岡市スポーツ施設適正配置方針	「スポーツ施設の適正配置の方針」に位置づけられた施設整備に関する重点的な取組として、盛岡市営野球場を盛岡南公園にて建替え整備することとされている。
	第二次盛岡ブランド推進計画	市内外の人々から選ばれるまちとなるための取り組みと情報発信が必要であることがひとつの計画にまとめられている。各課の関連施策が「盛岡ブランド」を目標に置くように意識付けがなされている。
	みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン	スポーツツーリズムを推進することで地域経済の活性化を目指すこと、各市町が連携してスポーツ施設の広域利用を図る方針の検討を実施することとされている。
	いわて県民計画 第3期アクションプラン	- 観光への取組として、市町村等と連携しながらスポーツツーリズムの誘致拡大に取り組む姿勢を示している。 「教育・文化」の政策にて県営野球場の老朽化を課題として取り上げ、市町村と連携した施設のあり方を検討するとしている。
岩手県	岩手県ふるさと振興総合戦略	スポーツとの連携による地域コミュニティの形成や観光等による経済的な効果の創出など、地域活性化が実現されることを重視し、スポーツツーリズムを契機とした交流人口の拡大、県民の連帯感の醸成に取り組む方向性を示している。

	計画名	課題・方針
スポーツ庁	盛岡広域都市計画区域マスタープラン	盛岡市を含む3市町を範囲とした「盛岡広域都市計画区域」において、運動公園を含む「都市施設」および「自然的環境」を適切に配置・整備する方針を示している。
	みちのく岩手観光立県第2期基本計画	国内外のスポーツ大会を通じてニューツーリズムを創出し、他産業との連携を強化することを示している。
	スタジアム・アリーナ改革指針	- 我が国のスポーツは、教育的側面に重点が置かれていたこともあり、成長産業になりうるものとしての認知が低かったものの、地域における産業としてのスポーツは、様々な分野を活性化する可能性があり、スタジアム・アリーナはそのために必要な基盤であると指摘されている。 - 地域の実情に応じた適切な投資を行い、スタジアム・アリーナを最大限活用することにより、にぎわいの創出や持続可能なまちづくり等の実現とそれに伴う税収の増加等も含めて、投資以上の効果を地域にもたらす「プロフィットセンター」化を進めることの重要性も指摘されている。 - スタジアム・アリーナ改革は、スタジアム・アリーナが最大限に活用されることにより、地域の活性化、持続的成長をもたらし、スタジアム・アリーナを核とした官民による新しい公益の発現を図ることを目標とすることを示している。

3. 調査対象地エリアにおける敷地条件

(1) 調査エリアの立地状況

本調査の対象エリアとなる盛岡南公園は、盛岡市の中心市街地から南へ約6km、JR 岩手飯岡駅（東北本線）の西南約800mに位置する。岩手飯岡駅と盛岡南公園のアクセス道路となる市道盛岡南公園線（W=14m、片側一車線）が平成28年7月に開通した。

盛岡南公園の西北約1kmには東北自動車道盛岡南インターチェンジが、北側には盛岡西バイパスが開通しているが、公園と直接連絡する幹線道路は整備されていない。最寄バス停中永井停留所（岩手県交通）は、盛岡南公園南東約300mに位置している。

盛岡南公園は旧都南村（平成4年に盛岡市と合併）だった区域に立地し、矢巾町に隣接する。周辺には水田が広がり、中央卸売市場や盛岡貨物ターミナル駅などの物流施設がみられる。敷地は概ね五角形の形状をしている。

図表 11 盛岡南公園位置図



(出典：地理院地図を加工)

(2) 盛岡南公園に関する基礎情報

1) 所在地

盛岡市永井7地割16-2外（岩手飯岡駅から徒歩約15分）

2) 敷地面積

19.7ha（平成7年9月8日都市計画決定）

うち10.52haが都市公園として開設済みであり、残り9.18haが未開設区域である。

3) 都市計画

公園施設（都市公園）

対象エリアのうち開設告示が公告された 10.52ha は都市公園法上の都市公園となっているが、野球場整備を予定している 9.18ha は未開設であり、現状では都市公園法の適用を受けていない。

4) 主な施設（開設済み区域）

平成 10 年 3 月 31 日開設告示(5.62ha)：球技場、駐車場、トイレ、植栽

平成 20 年 3 月 31 日開設告示(4.90ha)：多目的広場、健康広場、躍動広場

球技場は平成 26 年より J3 のプロサッカーチームであるグルージャ盛岡の本拠地となっている。

開設済み区域の建築面積及び運動施設面積は下記の通りである。

建築面積	2,961.14 m ² (球技場 2,830.10 m ² 、スコアボード 35.04 m ² 、便所 96 m ²)
運動施設面積	35,905 m ² (球技場 34,600 m ² 、スケートボードパーク 1,305 m ²)

ア 法規制

用途地域	市街化調整区域
容積／建ぺい率	協議要（一般には容積 200%、建ぺい率 70%）
その他	田園・丘陵景観地域（景観形成地域） 防火地域・準防火地域の指定はない

5) 盛岡南公園の周辺環境

盛岡南公園の周辺は、水田を主とした農業地域であるが、新幹線高架、流通施設の工作物等も立地している。敷地の西側及び北側道路沿いに住宅が立地しているため整備上の配慮が必要である。

敷地南側の市道東谷地・平屋敷線の幅員は約 9m で両側に歩道が整備されている。東側及び北、西側道路の幅員は約 6m で歩道の整備はない。

次頁に右図に示す現況写真を示す。



図表 12 現況写真



①市道飯岡南公園線より公園を望む



②東側道路北側から南方向を望む



③北側道路東側から北西方向を望む



④北側道路から南方向を望む



⑤北側道路中央部から南東方向を望む



⑥北側道路中央部から南西方向を望む



⑦北側道路西端から北東方向を望む



⑧北側道路から東方向を望む



⑨西側道路を南南東方向を望む



⑩多目的広場から北東方向を望む

6) 遊水地機能

暫定施設として掘り込み式の防災調整池が整備されている。

最大洪水調整要領は 6,576 m³、高屋敷堰を流末放流水路としている。

7) インフラ設備

道路	東側：市道 間木 6 号線、 都市計画道路 3.3.9 西仙北北川線 南側：市道 東谷地・平屋敷線 都市計画道路 3.4.47 西見前赤林線 北西側：市道 前田・西谷地線 北東側：市道 間木 5 号線
下水（污水）	東側道路の公共下水道に放流
雨水	遊水地に放流
水道	東側道路の水道本管から DIP φ 100 引込済み
ガス	調査中
電力	第一受変電所に球場用分岐盤設置済み
通信	調査中

(1) 計画地周辺の民間施設の立地状況

図表 13 計画地周辺地図



野球場整備にあたり、民間用途の需要や競合を把握するために、新聞報道（日経新聞、岩手日報等）等から、商業施設を中心に今後の貴市内における開発計画を調査した。公表情報では計画地周辺には該当する開発計画は把握されなかったが、市内全体で見れば競合となり得る開発について、以下の通り概要を整理した。

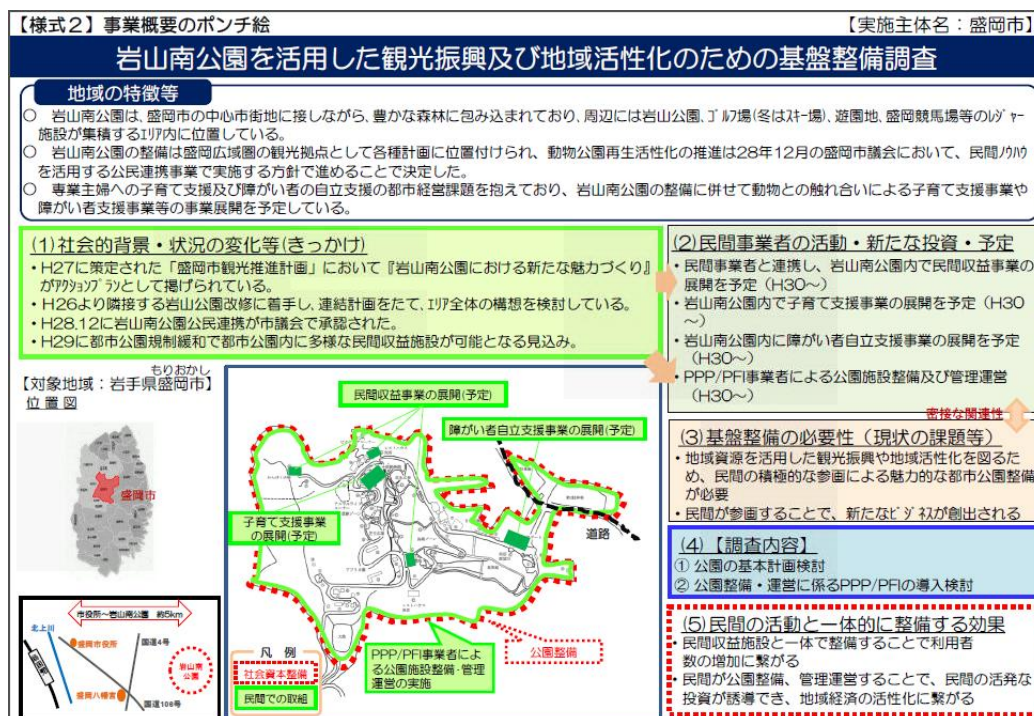
予定事業	所在地	事業内容
岩山南公園（盛岡市動物公園）再整備	盛岡市川目ほか	岩山南公園の再整備に向け、<u>公民連携による民間収益事業の展開及びPPP/PFI事業者による公園施設整備及び管理運営</u>を検討。併せて子育て支援や障がい者の自立支援といった都市経営課題の解決に資する事業も展開する。 （今年度、国土交通省「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業」に採択済）
盛岡バスセンター跡地整備	盛岡市中ノ橋通	平成29年2月に解体された盛岡バスセンター跡地（2,755㎡）を貴市が取得し、<u>官民連携手法によりバスセンター機能を有する複合施設を整備</u>予定。平成31年工事着工を目指す。 市内の高校生からは商業施設やバスケットボールアリーナ等を整備する提案が市長に提出されている。 （今年度、国土交通省「先導的官民連携支援事業」に採択済）
岩手医大病院跡地	盛岡市内丸	今年9月に貴市内から矢巾町に移転する岩手医大付属病院跡地の活用に関する検討が進められている。今年秋ごろを目途に基本方針が策定される見込み。 大学教授や町内会代表、地元企業が参加した有識者会議により、<u>商業施設と居住機能が一体となった複合施設や子育て支援施設の整備、付属病院に残る歴史的建造物の活用などの提言が示されている。</u> なお、病院移転後、岩手医大は跡地近くに外来中心の医療機関を新設する予定。

図表 14 計画地周辺の開発計画地図



出所：岩手日報等の報道情報、国土交通省 HP

(参考) 国土交通省「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業」に採択された事業の概要



出所：国土交通省 HP

5. 計画策定にあたっての前提条件、課題の検討

(1) 前提条件の整理

1) 上位計画等

上位計画等からは、盛岡南公園に関連して以下が確認できる。これらの実現に資する検討を、以降において実施する。

ア 計画の実現

総合計画を始め、市の上位計画からは、「盛岡南公園野球場整備事業」の実現が望まれている。

イ スポーツツーリズム

盛岡南公園は、高規格の新球場のみならず、屋内練習場や、供用されているサッカー場など、県下のトップレベルのスポーツ施設が集積する都市公園となることに加え、盛岡駅や東北自動車道盛岡南 IC から近いという立地特性から、広域からの集客が期待でき、交流人口の拡大に寄与することが望まれる。

また、かかる集客性を活用しつつ、盛岡広域 8 市町と連携することで、スポーツ観光・スポーツツーリズムのメッカとなることも期待できる。

ウ 「盛岡ブランド」の確立

「盛岡南公園野球場（仮称）整備基本構想」で示されている、県を代表するという新球場の集客性やスポーツ観光・スポーツツーリズムの潜在性を鑑みると、「盛岡ブランド」の確立にも寄与するものと考えられる。

エ スポーツによる新しい公益性の実現

我が国のスポーツは、これまで教育的側面に重点を置いていたが、モノからコトへという経済価値の転換を踏まえ、今後、教育的側面のみにとらわれないことが重要である。

また、施設単体の経費を上回る収入を得るという、狭義の「プロフィットセンター化」ではなく、にぎわいの創出や持続可能なまちづくり等の実現とそれに伴う税収の増加等も含めて、投資以上の効果をもたらす「プロフィットセンター」化を進めることも重要となる。

以上を踏まえ、新球場等の整備を通じて、スポーツが、地域の活性化や持続的成長に寄与することにより、官民による新しい公益の発現を図ることを目標とする。

2) 基本構想の踏襲

「盛岡南公園野球場（仮称）整備基本構想」で整理されているとおり、市単独で新球場を整備した場合、既存の市民球場より若干高い程度の規格に止まる一方、県との共同整備が実現した場合、市が単独で整備する規模及び仕様より高規格な施設整備が可能となる。また、市県の共同整備は、市県がそれぞれ2施設整備することと比較し、効率的、かつ効果的な施設整備が可能であり、人口減少下にあり合理的な公共施設整備が求められる我が国において、先進的な事例となりうる。

よって、「盛岡南公園野球場（仮称）整備基本構想」で示された方針を踏襲し、これまで岩手県営野球場で行われていたトップレベルの競技が実施可能な、県を代表する新野球場等とすることを前提に、以後の検討を進める。

(2) 課題の整理

1) 市県共同事業

市が新球場を整備する方針である一方、新球場を市県共同で整備することについては、県がその検討を行うことを示しているものの、市と県の役割分担、施設の所有者や財源の在り方など、解決すべき課題が複数存在する。これらの課題を解決し、市県双方政策実現に資する手法をこの計画において検討する。市県共同事業の論点については、別途詳述する。

2) 都市計画制度上の課題（都市公園法、都市計画法等）

①都市計画法について

対象地は市街化調整区域であり、原則として開発行為や都市施設の整備を行うことは認められていない。一方で、平成7年の都市計画決定（5・5・5号盛岡南公園）において野球場（観覧場付）の整備が含まれており、今回整備を予定する野球場については同決定の範囲内で建設が可能となる。また、市街化調整区域の一般的な建ぺい率は70%、容積率は200%であるため、都市公園法による建ぺい率制限（最大12%）以下で計画するため問題になることはない。

都市計画法上、周囲が区画されているため地目変更や区画形質の変更が無ければ開発行為には該当しないが、造成が30cm以上であれば市の内規による区画形質の変更となる。

②都市公園法について

対象地は都市公園法上の都市公園（の未開設区域）に位置する。平成7年の都市計画決定により野球場（観覧場付）の整備が盛り込まれており、都市計画変更の手続は発生しない。

都市公園法上、都市公園における建ぺい率の基準（公園施設 2%以下、運動施設 10%以下）及び運動施設面積の基準（公園面積の 50%以下）を満たす必要があるため、新野球場が整備された場合の検証を行う。

都市計画決定時は緑の政策大綱（平成 6 年建設省）に基づき緑化率が 56%以上と定められていたが、現在では緑化率の数値基準はなく緑化に努めることとなっている。

都市公園の既開設部分に野球場を配置する場合は公園全体の計画を見直す手続が必要となり、既開設部分の機能を移転補償する必要が発生する。

③都市計画道路等について

盛岡南公園の東側には、都市計画道路 3・3・9 西仙北北川線（4 車線・幅員 25m）が指定されているが、「盛岡市都市計画道路整備プログラム」によると少なくとも平成 32 年度までは整備の見込みが無いことから、同道路の整備を前提としない形で計画を行う。また、国道 46 号線盛岡西バイパスの南進の要望等も存在するが、具体的なルート・時期は未定であるため、同バイパスについても整備を前提としない検討を行う。

④公園の調整池について

盛岡南公園の排水は、排水路にて集水し調整池により調整した後高屋敷堰に放流することで協議が完了し、調整池および高屋敷堰への排水路が整備されていることから現調整池を廃止し駐車場にする場合は、調整池の代替機能を計画する必要がある。

なお、高屋敷堰への放流については農業用排水管理者である鹿妻穴堰土地改良区と協議済みである。

3）交通需要（施設とのアクセス・イグレス）への対応

最大 2 万人規模の観客が見込めるプロ野球試合等を開催する場合、主な来場方法として、現在、同公園内の球技場を本拠地とするグルージャ盛岡を参考に①自家用車による来場、②岩手飯岡駅からの徒歩、③盛岡駅からの臨時バス④既存路線バス（下永井停留場）による来場が考えられる。施設計画において、動線および駐車場の位置等を考慮する必要がある。

4）敷地内の野球場配置

敷地内の野球場の配置については、基本構想に記載の位置（未開設区域）に設置するパターンと、現在多目的広場として供用されている部分に設置するパターンが想定される。また、向きについて、南西向き、北東向きの 2 パターンが考えられる。配置 2 パターン×向き 2 パターンの計 4 パターンについて比較検討を行う（別表参照）。

5) 公園内動線への対応

①公園外周動線について

公園外周動線は、平成7年の都市計画決定（5・5・5号盛岡南公園）において東側は都市計画道路西仙北北川線、南側は都市計画道路西見前永井線、北及び西側は幅員6mの市道を整備することが決められている。

西側のうち鹿妻堰沿い部分は、道路用地は確保されているが未整備道路であり今回事業と並行して整備する必要がある。

②公園内部の動線について

公園内部について、主な歩行者動線である岩手飯岡駅側からのアプローチや、関係者動線と観客動線の分離の可能性について検討することが求められる。

動線検討の際には、にぎわい創出・収益性確保の観点から物販スペースの確保、エントランスゾーンの導入の点に留意して検討を進める。

6) 複合化可能性

新球場においては、プロ野球一軍の試合を始め、集客性のあるイベント等が開催されることが期待されるため、商業施設等との複合化の可能性が考えられる。

7) 既存施設の利用者に対する配慮

既存の市民球場については、新球場の供用開始後において廃止する方針である。既存の県営野球場についても、老朽化が進んでいるところである。

市県共同で新球場を整備することを前提とすると、既存の2つの球場が、いずれは1つの球場となることが想定され、現状の利用者の需要を満たせなくなるおそれがある。利用者の意向については、利用者ヒアリング結果にて詳述する。

8) 近隣住宅への配慮

対象敷地周辺には住宅が点在しており、日影、騒音等について想定される影響を抽出し、周辺への影響を可能な限り押さえられるような形で検討を進める。なお、当該地域には建築基準法による日影規制および騒音振動規制法による規制はない。

9) 諸室・設備の検討

新たに整備する野球場は、既存の盛岡市営野球場および岩手県営野球場の機能を引き継ぐものであることから、高校野球等アマチュアの硬式野球について開催できる諸室・設備を有することが求められる。同時に、プロ野球の一軍公式戦も視野に入れているものである。

本検討では、利用者ヒアリングや他事例調査などを通じ、これらの試合開催に必要な諸室・設備の水準の検討を行い、要求水準の策定に反映する。

第3章 利用者の意向調査

前提条件を踏まえ、盛岡南公園野球場（仮称）の利用が見込まれる関係団体および既存野球場の管理者等に対してニーズ調査を実施した。

1. 調査の目的

- （1）新球場を利用することが想定される企業及び団体が、新球場に求める事項を把握する。
- （2）現盛岡南公園の施設利用者が、公園拡張に関連し盛岡市に要望する事項を把握する。

2. 調査対象者

下記計 10 団体にに対しヒアリング調査を実施した。

（1）プロ野球球団

球団 A、球団 B、球団 C、球団 D

（2）県内野球団体

硬式野球団体 A、硬式野球団体 B、硬式野球団体 C、軟式野球団体 E、軟式野球団体 F

（3）プロモーター

プロモーターA

3. 調査の方法

対面のヒアリングによる。

4. ヒアリング事項

調査対象者にヒアリングした事項は、以下のとおり。

- (1) 盛岡市/岩手県及び基本構想に対する印象・理解
- (2) 既存球場の使い勝手・課題について
- (3) 計画地に対する印象
- (4) 新球場に求める事柄（コンセプト、機能、設備、施設など）
- (5) 機能に対する具体的な提案
- (6) 新球場整備時に想定される課題
- (7) 事業に対する関心、利用に関する意向等

5. ヒアリング調査結果

既存球場・新球場それぞれについて、ヒアリング結果を整理した。

(1) 既存球場に対する意見

1) 施設利用に対する需要

硬式・軟式ともに需要が高いことが明らかになった。岩手県営野球場においては、硬式・軟式双方の大会開催日程等が重複することが多く、各団体が場所の確保に苦心しているとの意見が集まった。周辺で硬式野球大会が実施できる球場が少ないため、利用は硬式野球（プロ野球、高校野球）が優先されやすい傾向があることが分かった。そのため、特に軟式野球団体において予約が確保困難な状況にあり、新球場が整備されてからも既存球場を残してほしいとの要望もあった。

盛岡市営野球場においても、土日を中心に盛岡市野球協会（軟式野球）等によって利用されており、高い需要があることが明らかになった。平日の利用率は高くないが、市民のための球場として使い続けたいとの意見があることが確認できた。

関係団体等から寄せられた主な意見

- 県営野球場の利用については、高野連、社会人野球（企業チーム、クラブチーム）など硬式野球利用の団体と利用がバッティングすることがある。せっかく調整しても、土日はプロ野球と重なってしまうことがある。周辺に硬式野球ができる球場が少ない。
- プロ・高校野球・社会人野球が優先され、軟式野球の団体が利用できる機会が少ない。
- 市営野球場の利用については、土日は盛岡市野球協会が主。利用率は高い。
- 県内でもっとも古い球場であり課題は多いが市民にとっての憧れの場所。レガシーとして残してほしい。
- 既存の2球場が今後どうなるのか関心が高く、大会運営を考えると規模縮小でもよいので残してほしい。既存球場が廃止になると活動方針を変えなければならない。

2) ハード面の課題

県営・市営野球場ともにグラウンドコンディションや照明、コンクリート壁などの設備に改善の必要性があるとの意見が複数寄せられた。また、県営野球場は公式戦の規則である「公認野球規則」に定められた大きさを満たしていないこともあり、プロ野球の大会会場として今後継続利用されない可能性があることも分かった。

関係団体等から寄せられた主な意見

- 県営野球場は、使い勝手が悪いとは思いますが、古いので仕方ない。
- 県営野球場は土の球場のため、グラウンドコンディションが天候に左右される。
- 県営野球場は課題が多数あると認識しており、むしろ H35 年の新球場開業までプロ野球球団が継続して開催するかも未知数である。課題を列举すると、グラウンド（土、芝生）、施設の雨漏り、コンコース幅が狭い、売店スペースがとれない、森が近く虫が多い、照明の高さが低い、照度が低い、交通アクセスが十分でないなどである。
- 市民球場の課題は、地面が平らでない、コンクリート壁のためたびたびけが人が出ている、狭い、住宅地に囲まれているため音を出すことが出来ない、等。

3) 球場使用料に対する意見

集客が見込まれる硬式野球団体においては、参加者からの収入で球場の使用料をまかなえることがあるため、使用料に対する不満は見られなかった。一方、軟式野球の団体からは、使用料が高いと認識されており、低廉に抑えて欲しいとの意見が挙げられた。市民利用の視点に立つと、新球場整備後も、硬式野球と軟式野球の共存に配慮する必要がある。

関係団体等から寄せられた主な意見

- 使用料が高いのはやむを得ないと思っている。都市対抗野球の時は、球場の使用料を参加者から回収できている。
- 使用料が高いという印象はない。減免を活用させてもらっている。
- 値段が高く軟式野球の団体が利用できる機会が少ない。

（２）新球場整備に対する意見

１）コンセプトに対する期待

本計画のコンセプトに対して好意的な意見が寄せられた。スポーツツーリズムの実現に不可欠な機能を導入すること、ボールパークの名にふさわしい球場としてのしつらえを求める意見があった。県内の野球団体を中心に、利用者の声を反映した地域のシンボルとなるような新しい球場を実現してほしいという意見とともに、早期に実現してほしい、との意見が多数寄せられた。またプロ野球球団においては、野球振興の観点から、個性的な球場の新設を望む意見が得られた。

関係団体等から寄せられた主な意見

- 野球場新設の早期実現を望む。野球関係者の憧れになる球場としてほしい。
- ボールパークにふさわしく、普通の球場にないものを期待する。野球は一種のお祭りとして市民権を得ている。
- スポーツツーリズムの推進に不可欠な機能、設備を有する施設にしてほしい。例えば高速道路とのアクセス改善、東北や全国大会などを受け入れられる高規格な施設とすることなど、広域の利用者・観戦者を意識することが必要。
- 野球振興はプロ野球にとって共通の課題。野球をやる人が目指すような施設にできるとよい。
- 地方球場の新設にあたっては、個性的な球場となることを期待している。
- 地方球場はどこも同じようなイメージがある。行ってみたくないような特色が出せるかがポイントになるだろう。

２）施設利用に対する需要

県内の野球団体においては、土日を中心に可能な限り多く利用したいとの意見が集まった。高規格であるほど一般利用者の予約がとりづらくなるため、県民・市民が広く利用できるような施設が期待されている。利用ニーズが特定の日時に集中することが想定されるため、多目的広場等にサブグラウンドを設置する可能性も検討が有用であることが示唆された。これに対し、大会等が開催されない平日の利用ニーズが低く、通年での稼働率向上に課題があることが把握できた。

プロ野球球団においては、各球団が地方球場での主催試合数を大幅に増やすことは考えにくく、新球場で試合を開催するためにはスポンサーの存在が不可欠であるとの意見が得られた。また、コンサート等のイベントについては、プロモーターより同地出身の歌手が大ブレイクするなど、特別な要因がない限り大きな需要は想定しづらいと指摘を受けた。

関係団体等から寄せられた主な意見

(県内の野球団体)

- 利用頻度としては、可能な限りたくさん使いたい。
- 硬式野球に対応した球場が少ないため、球場の質がよくなるほど県民・市民が予約を取りづらくなるというジレンマがある。市民が使えるような運営方針を設定してもらえことを望む。
- 空き地に軟式専用のグラウンドを設けてもよいのではないか。
- 利用率の向上策として、平日の合宿誘致のニーズは現時点で分からないが、GWに合宿を実施すれば人気が出るのではないか。長期休暇であれば学校の利用が見込めるかもしれない。

(プロ野球球団)

- 地方球場でのプロ野球一軍公式戦の開催は、現状では平成29年の日程（東北5県＋東京D）が最大であるが、その中で各県ごとの開催試合数は0～2試合の中で変動する可能性がある。
- 地元選手がいる地域であれば開催する理由にはなる。ただし、地盤があるわけではないので、自治体やマスメディア等の協力は不可欠。

(イベント興行)

- イベントについては、盛岡ではアリーナでも数年に1回程度の開催であり、特別な理由（同地出身の歌手が大ブレイクするなど）が無い限り、3万人規模の野外コンサートの実施は想定しにくい。

3) 計画地の立地特性

周辺は、田園を始めとした自然的な土地利用が多いが、一部住宅が存するため、近隣の住宅街への配慮が必要となる。騒音やファウルボールの危険回避等、地域へ配慮する必要があるとの意見が集まった。

関係団体等から寄せられた主な意見

- ファウルボールの危険回避を十分検討してほしい。
- 若干ながら周辺に住宅があることが気になり。

4) 計画地の交通アクセス性

県内の野球団体からは、盛岡南公園への交通アクセスの良さが評価された。

一方で、広域から大規模な集客を想定するプロ野球やイベント関係者からは、アクセスがよいという認識はされていない。特に計画地周辺の道路の脆弱性が指摘されており、周辺道路の拡幅等の対応可能性を検討する必要がある。

関係団体等から寄せられた主な意見

- 盛岡南公園の交通アクセスはよい。
- インターからは近いが、概ね県営野球場の立地と集客的な面では変わらないと考えられる。
- 周辺道路交通に不安がある。プロ野球終了後は大混雑になるのでは。道路の拡幅まで検討してほしいが、少なくとも公園からの出口は複数個所必要。
- 鉄道での輸送に際し、鉄道事業者に増便・増結の依頼を行うことがあるが、どれほど増便・増結の可能性があるのか確認が必須である。

5) 施設に対する具体的な要望

ア 野球場

球場の正面前に広場を確保できる配置とすること、観客席とグラウンドの距離を臨場感に配慮し近接させること、バリアフリー機能を確保すること等、具体的な要望が得られた。

関係団体等から寄せられた主な意見

- 向きの計画にあたっては、外野手目線、ベンチ目線、投手目線、打者目線等で直射日光の影響を（日影図のように図面に落とし込み）把握した方がよい。
- 正面前が一番盛り上がりを見せるため、正面前の広場を広く取ってほしい。
- 観客席とグラウンドはNPBの規程の範囲内で近づけたほうが良い。近づけると自然と観客席の角度は70～80度になるのではないかな。
- スタンド断面の角度は外野は可能な限りフラットに近いほうが良い。内野席も観客席に近い側は緩く、外側がやや急になるイメージである。
- スタンドの角度は急すぎないほうが良い。野球は全体を俯瞰するよりも投手＝打者に視線が集中する。22～23°程度にして、座席を前の列と互い違いにして見やすくするなどの工夫も求められるのではないかな。
- ファールグラウンドを狭くすると試合前練習がしにくくなる恐れがあるが、客席の臨場感は高くなるため、追加的に設置できるフィールドシートを設置するのがよいのではないかな。
- バリアフリーと、エレベータの設置は必須である。

イ 屋内練習場

計画されている仕様であれば十分な広さが確保される、との好意的な意見が集まった。さらに縦横に5m程度広く確保されると、より使い勝手がよいとの意見も得られた。

関係団体等から寄せられた主な意見

- 屋内練習場のスペックは十分である。高さは16m必要である。
- 屋内練習場は多様な活用が出来そうなので、非常に好い印象を持っている。
- 練習場は55m×55m程度（内野+α）の広さがあるとより使い勝手がよい。
- 地方球場は屋根が無いことが多いため、屋内練習場の有無は試合開催の大きな判断材料となる。

ウ 駐車場

1000台の駐車場で充足するとの意見が得られた。ただしプロ野球や高校野球など、集客性が高いイベントの際は1000台以上の駐車場が必要であると指摘されており、近隣の公設市場の駐車場を臨時駐車場として活用すべきとの意見が寄せられた。また、バスやイベント時の搬出入トラック等、大型の車両に対応した動線・駐車場計画が必要であるとの意見が得られた。

関係団体等から寄せられた主な意見

- 地方球場は自家用車での来場が多く、1,000台では足りない印象。山形での主催試合では2千台の駐車枠がすぐに埋まり、路上駐車や近隣駐車場等も含めれば3千～4千台の潜在的な自家用車需要があった。
- 高校野球は来場者数が多い。よって、駐車スペースはいくらあっても足りないという印象。地区大会で1,000人、県大会で2,000人ほどの来場者数が見込まれる。
- バス用の駐車場も必要。（6～7年後、都市対抗野球の東北大会が岩手開催になる予定であり、その時には大型バスが3台来ることになる）
- 駐車台数確保のため、中央市場の駐車場利用を検討すべき。
- 駐車場は距離を離して分割した方が運用しやすい。
- 球場内に11tトラックが乗り入れられるようにしてほしい。

エ 付帯施設

役員席や監督・選手控室、会議室等、諸室は多いほどよいとの意見が集まった。設備については、諸室や屋外において電源・水道・通信設備等を充実させることが望まれている。また、プロ野球の試合開催には出店スペースとその動線確保が重要である。

ヒアリング内容を踏まえ、具体的な施設配置を検討する際には、利用者視点を取り入れることが望ましいと言える。

関係団体等から寄せられた主な意見

- 会議室等、部屋数は多いことに越したことはない。
- 大会の日は複数試合を行うため、選手控え室は最低 $2 \times 2 = 4$ 室必要である。
- 主催側（一塁側）には、ベンチからホーム側に向かって順番に、監督室（2～3 名用）、コーチ室（10 名用）、球団本部（社長や代表等が観戦、5 名用）を有するのが理想的である。（ビジター側は球団本部は無くてもよい）
- トレーナー室は広い方がよい。審判室は一つでよい。試合進行はアナウンスによるところが主であるため、放送記録室の隣に本部室が必要となる。
- 出店のスペースも必要。動線上にあることが重要だが、ゲートをどこに設置するかにもよる。コンコースの面積が十分であれば、中に設置する場合もある。
- スタンド下の諸室において、コンセントを十分設置してほしい。
- 通信環境が重要である。近年ではどの球場でも wifi 環境を有し、多くの関係者はパソコン作業をしている。
- 電源、水道等が屋外、多目的広場にも引けるようにしてほしい。

6. ヒアリング調査結果のまとめ

(1) 既存球場に対する意見

- 硬式・軟式ともに需要が高い施設であることが分かった。岩手県営野球場においては、周辺で硬式野球大会が実施できる球場が少ないため、特に軟式野球団体において予約が確保しづらい状況にあることが把握できた。盛岡市営野球場においても軟式野球を中心に高い需要があり、継続利用の要望があった。
- 既存の球場を残置する場合、グラウンドコンディションや照明、コンクリート壁などの設備に改善の必要性がある。
- プロ野球の大会会場としては、今後継続利用しない可能性がある。
- 集客の見込まれる硬式野球団体においては使用料に対する不満は見られなかったが、軟式野球の団体において使用料が高いとの認識があった。市民利用の視点に立つと、新球場整備後も、既存の球場の活用を検討する必要性がある。

(2) 新球場整備に対する意見

- 整備コンセプトに対しては好意的な意見が多数寄せられた。
- スポーツツーリズムの実現に不可欠な機能を導入すること、ボールパークの名にふさわしい球場としてのしつらえを求める意見が集まった。
- 施設利用の需要については、土日を中心に可能な限り多く利用したいとの意見が集まった。高規格な野球場ほど一般利用者の予約がとりづらくなるため、多目的広場等にサブグラウンドを設置する可能性の検討も有用であることが示唆された。
- 一方で、大会等が開催されない平日の需要が低く、通年での稼働率向上に課題がある。プロ野球球団においては、各球団が地方球場での主催試合数を大幅に増やすことは考えにくく、新球場で試合を開催するためにはスポンサーの存在が不可欠であるとの意見が得られた。コンサート等のイベントについては、プロモーターより特別な理由がない限り大きな需要は想定しづらいと指摘を受けた。
- 周辺は自然的な土地利用が多いが、一部に住宅が存することから騒音やファウルボールの危険回避など、近隣の住宅街への配慮が必要となる。
- 県内の野球団体からは盛岡南公園への交通アクセスが評価されたが、広域から集客を想定するプロ野球やイベント関係者からは、アクセスがよいという認識は得られていない。特に計画地周辺の道路の脆弱性が指摘されており、周辺道路の拡幅等、アクセス性を向上させることが望ましい。
- 施設計画に対し、具体的な要望が多数得られた。駐車場や諸室の構成だけでなく、電源・水道・通信等の設備を充実させることが望まれている。また、プロ野球の試合開催には出店スペースとその動線確保が重要である。具体的な施設配置を検討する際には、これらの利用者視点を取り入れることが望ましい。

第4章 施設計画の検討

1. 整備コンセプト及び整備方針（案）

前章までの検討を踏まえ、整備コンセプト及び整備方針を以下のとおり設定する。

図表 15 整備コンセプト

「プレー」しても「観て」も楽しいボールパーク※を、市と県が手を取り合い実現することにより、岩手・盛岡の憧れを創る

※これまでの野球場の概念にとらわれず、幅広い人たちが楽しめる空間を意図したもの。

方針1：北東北の人たちの憧れの場所の実現

新球場は、「盛岡ブランド」の確立に寄与するのみならず、スポーツツーリズムのメッカとなることも期待できる。加えて、楽天一軍の試合開催誘致のみならず、岩手県縁故者が在籍する球団の誘致の可能性も存在する。

これらの実現を通じて、「東北の中核都市としての魅力・求心力の向上」に寄与する事業にする。またこれとともに、復興途上にある被災地を勇気付ける事業にすることも目指す。

方針2：プレーしやすく・観戦して楽しい多目的ボールパークの整備

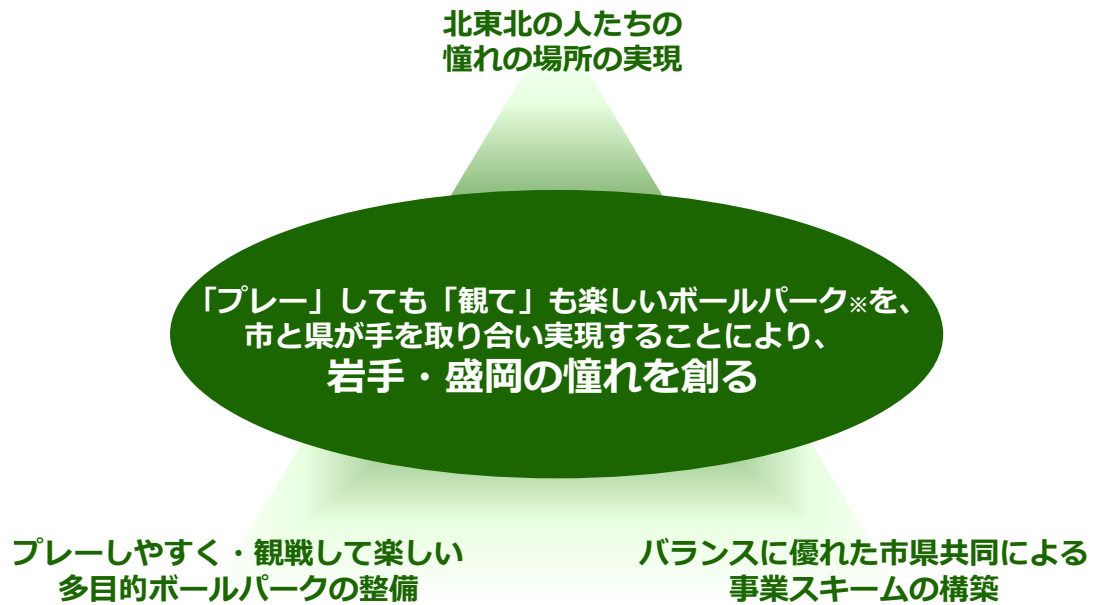
新球場が、県下トップレベルの高規格であることや、スタジアム・アリーナ改革の対象施設となりうることを踏まえ、競技者の目線だけでなく、観客にとっても楽しくエキサイティングな空間づくりを行う。同時に、防災の視点に配慮する。

併せて、より多くの市民・県民がトップレベルの競技に親しむことを通じて、市民・県民のスポーツへの興味を幅広く喚起することも志向する。

方針3：バランスに優れた市県共同による事業スキームの構築

市県双方にとって説明可能性が高く、互いの政策実現に寄与する事業スキームを構築する。これにより、全国にも事例のない市県共同事業を実現し、新球場を県下随一の魅力ある球場とする。

図表 16 整備コンセプト及び整備方針イメージ



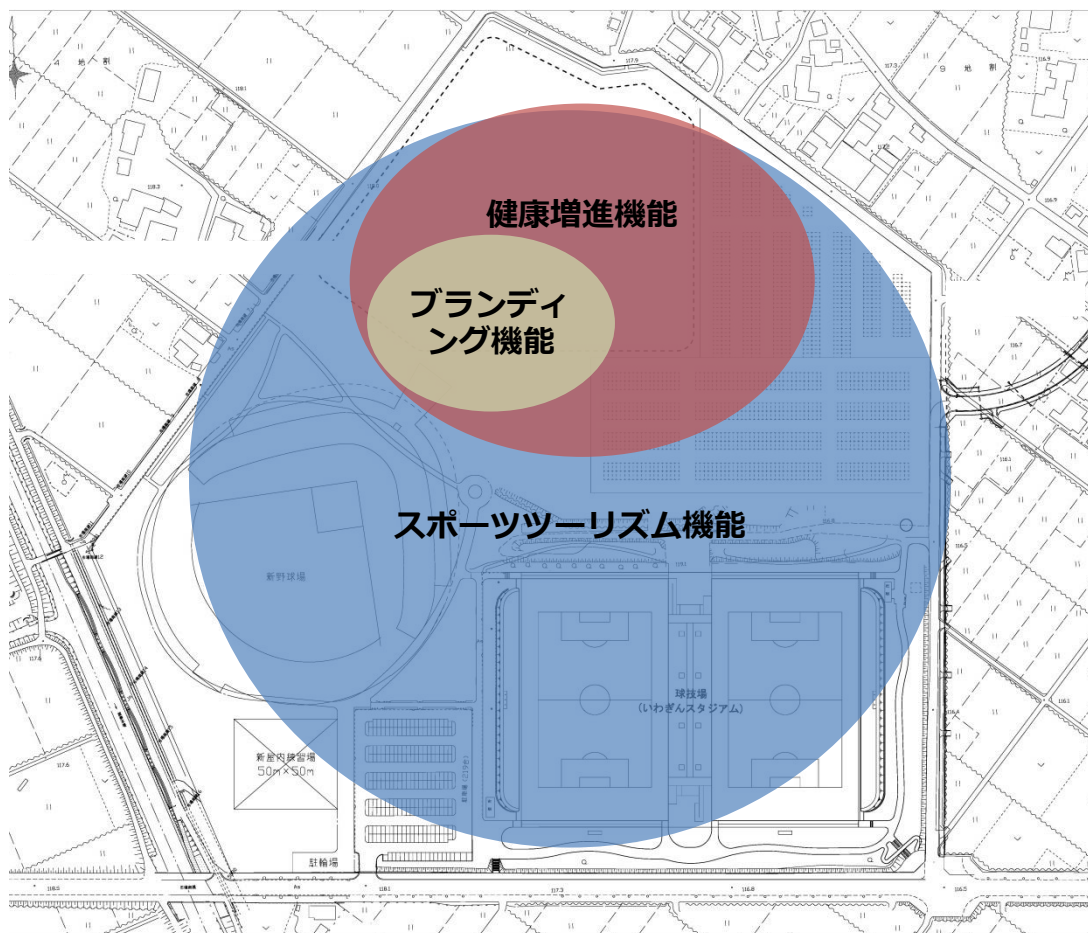
2. 導入機能を踏まえた施設の検討

新球場等の整備に伴い、盛岡南公園に新たに付加されるべき機能を以下のとおり設定する。これらを踏まえ、施設の検討を行う。

図表 17 新たに付加する機能

機能	概要
ブランディング機能	スポーツが有する様々な効果の発現により、盛岡市・岩手県の都市ブランドを形成する機能
健康増進機能	体を動かし、スポーツを「する」ことを通じて、健康を獲得する機能
スポーツツーリズム機能	プロ野球を始めとしたスポーツイベントはもとより、合宿利用など広域からの交流人口の流入を促す機能

図表 18 機能計画図



3. 施設構成プランの検討

(1) 新球場内の諸室配置の検討

1) 検討の考え方

野球場の施設構成プランの検討にあたっては、先行して整備された近年の野球場の事例および利用団体からの意見を参考にモデルプランを作成した。

モデルプランについては、基本構想の諸元を前提にしつつ、市単独整備（収容人員：1万人規模）および市県共同整備（収容人員：2万人規模）の2パターンについて検討を実施した。諸室配置については、先行事例のうち本事例に各種条件が類似している「仙台市民球場」（市単独整備）、「こまちスタジアム」（市県共同整備）を参考としつつ、利用団体から聴取した、アマチュア野球およびプロ野球双方の試合開催に一般的に必要なとされる施設構成、面積を導出の上、配置を定めた。

2) 諸室の検討

市県共同整備について記述する。内野スタンドの収容人数は12,000人、外野スタンドは8,000人となる。諸室は「選手ゾーン」「ブルペン」「管理・運営ゾーン」「その他」の各ゾーンから構成される。

「選手ゾーン」では、公式戦対応のダグアウトおよび更衣室、ケータリング室（食事・ミーティング）、シャワー室、選手用トイレ、監督室、コーチ室、トレーナー室から構成される。

「ブルペン」は両ベンチ側にそれぞれ3人が投球可能なスペースのほか、屋内トレーニングスペースおよび素振りスペースから構成される。

「管理・運営ゾーン」については、本部関係者室、球団室、来賓室、放送記録室、カメラマン席、記者席がグラウンドに面する位置に配置される。その他、審判休憩室、出演者控室、医務室、事務室、湯沸室（調理可）、会議室、役員用・客用トイレ、倉庫、機械室、通路等から構成される。

「その他」として、郷土出身野球関係者展示スペースのほか、災害用備蓄倉庫を配置する。

スコアボードは全面LED、BSOボードは磁気反転式、ナイター照明は、バッテリー間で2,400lx、内野2,000lx、外野1,200lx以上の照度を確保するものとする。

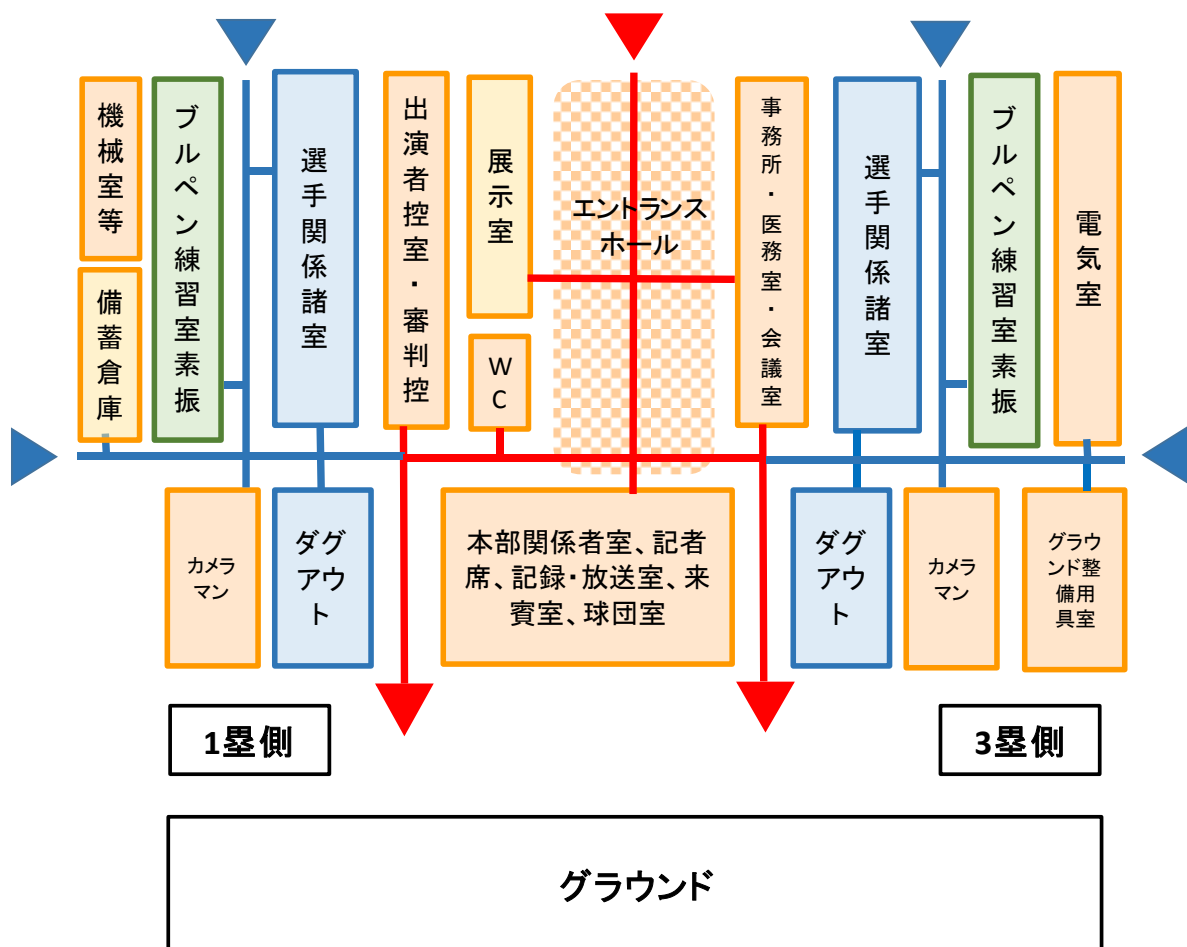
図表 19 整備種類別の諸室ゾーン面積、設備概要（単位：㎡）

		1万人規模	2万人規模
諸室 (野球場)	選手ゾーン	444	942
	ブルペン	490	1,181
	管理・運営ゾーン	2,050	1,724
	その他	1,016	853
	面積合計	4,000	4,700
設備	スコアボード	スコア・選手名 LED2分割	全面LED
	照明塔設備	内野1,000lx 外野750lx	バッテリー間2,400lx 内野2,000lx 外野1,200lx

3) 諸室の配置検討

諸室は各ゾーン毎に配置し、ゾーン相互とゾーン内部の機能的なつながりを検討する。特に、プロ野球一軍公式戦開催時の報道関係者の動線計画及び高校野球県大会時の複数試合の運営に配慮した計画を行う。

図表 20 野球場諸室の配置計画



(2) 屋内練習場の諸室配置の検討

1) 検討の考え方

屋内練習場の施設構成プランの検討にあたっては、先行して整備された近年の野球場の事例および利用団体からの意見を参考にモデルプランを作成した。

モデルプランについては、草薙総合運動場屋内練習場を参照し、野球場利用者の意見も反映した上で作成した。

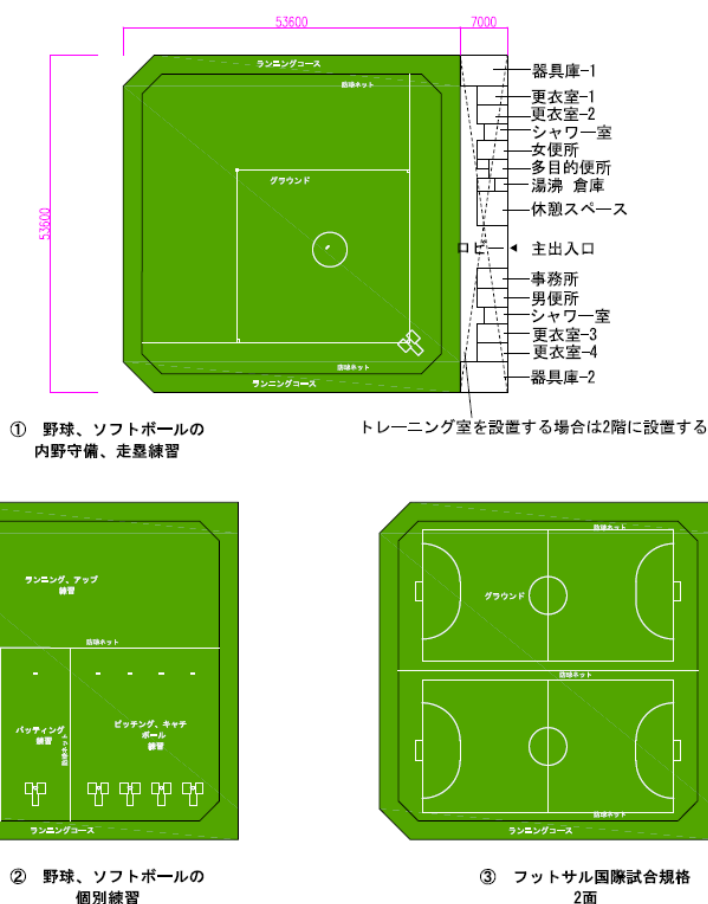
2) 諸室配置の検討

諸室については、基本構想を踏まえ 50m 四方にランニングコースを備えた規模とした。屋内練習場は、稼働率向上のために、野球のみならず複数のスポーツが利用可能な形態とする。

屋内練習場内部には、ランニングコースやフットサル試合時に設定できるギャラリー席の設置を検討する。また、トレーニング室については屋内練習場との相乗効果が需要が見込めるものの、事業収支が成立するかは未知数のため、運営上必要な付帯設備とするかは今後判断する。

その他、基本的諸室として器具室、更衣室、シャワー室、事務室、便所等を設ける。

図表 21 屋内練習場の種目ごとの活用イメージ



4. 施設規模の検討

(1) 市単独整備および市県共同整備の場合の規模の比較

1) 野球場における市単独整備との比較

本検討では市県共同整備を前提に検討を進めているが、市単独整備の場合との規模の比較を行う。基本的な考え方としては、市県共同整備の場合はプロ野球一軍公式戦が開催可能な2万人規模に対し市単独整備の場合1万人規模による整備を想定している。この場合、プロ野球の開催条件としては相当厳しい収容人数となる。

選手ゾーンではコーチ室、トレーナー室が除外されるほか、選手用女子便所のブース数も8から3に減じられる。ダグアウトも40人対応から25人対応に規模が縮小される。

ブルペンに関して、1箇所当たり3人から2人の投球スペースに、屋内トレーニングスペースは1箇所あたり180㎡から130㎡になる。管理・運営ゾーン部分は大きく変更は発生しないが、1室60㎡の会議室が3室から2室に変更になる。その他部分はグラウンド整備用具室が320㎡から250㎡になる。

スコアボードは2分割となり、ナイター照明照度も低くなる。

図表 22 野球場部分の整備形態による施設規模の比較(再掲)

		1万人規模	2万人規模
諸室 (野球場)	選手ゾーン	444	942
	ブルペン	490	1,181
	管理・運営ゾーン	2,050	1,724
	その他	1,016	853
	面積合計	4,000	4,700
設備	スコアボード	スコア・選手名 LED2分割	全面LED
	照明塔設備	内野1,000lx 外野750lx	バッテリー間2,400lx 内野2,000lx 外野1,200lx

2) 屋内練習場における市単独整備との比較

屋内練習場については、内野練習ができるよう概ね 50m 四方とするものの、ランニングコースの設定等を考慮し、市県共同事業の場合は 53.6m 四方とする。

市の単独整備では、プロ野球一軍公式戦が想定しにくくなるため、練習場の面積を小規模化し、40m×40mとする。

その他の諸室、設備は施設を構成する基本的要素としていずれも必要十分な内容であるため、市単独、市県共同いずれにおいても変更が無いものとする。

図表 23 屋内練習場諸室構成

		1 万人規模	2 万人規模
グラウンド	規模	40m×40m	53.6m×53.6m
設備	トレーニング室	※運営上付帯するか検討(設置する場合は更衣室等の上部に計画)	
	ランニングコース	グラウンド外周部に計画	
	ギャラリース席	フットサルの試合時に設定できる計画	
計		2,000 m ²	3,250 m ²

(2) 周辺設備の検討

外構については、プロ野球一軍公式戦や高校野球県大会決勝戦などの来客を見込み、基本構想どおり 1,000 台規模の駐車場を備えるものとする。駐車場需要は公園内だけでは満たすことができないことも想定されるため、公園周辺の施設との連携も視野に入れる。

加えて、運営者用の駐車場 40 台分と、来場者のシャトルバスを見据えた大型バスの待機スペース 50 台分を確保するものとする。

5. 施設配置パタンの設定

(1) パタン設定の考え方

施設配置のパタン設定にあたって、屋外体育施設の建設指針（公益財団法人日本体育施設協会）（方位）および利用者ヒアリング（位置）を参考に、それぞれ複数条件を設定した。

1) 屋外体育施設の建設指針（方位）

屋外体育施設の建設指針では野球場の方位に関して、「太陽光線の直射の影響を最小限にとどめるように考慮して設計することが重要」と記載されており、競技者を主とするか観衆を主とするかの方針を定めて決定するものとしている。

「競技者を主とした場合」北～北北東（ホームベースの位置）

「観衆を主とした場合」西南西～南西（ホームベースの位置）

本検討では、これら2パタンについて設定する。

2) 利用者ヒアリング（位置）

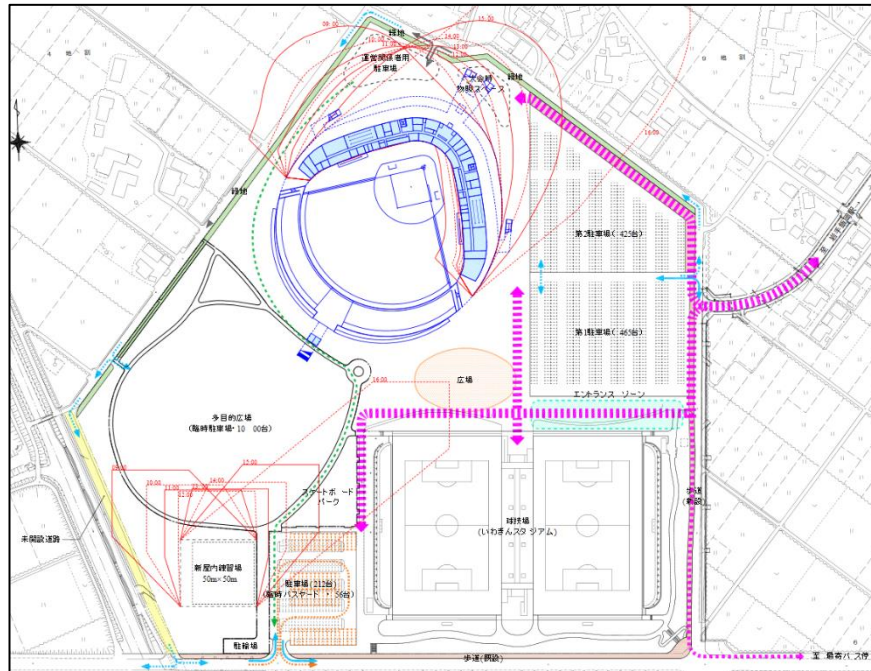
当初の基本構想では、公園北西部に北東向きに設置が想定されていたが、球場の正面にあたる部分が公園の主動線（駐車場・駅からの動線）の反対側になるため、利用者ヒアリングではイベント時のにぎわいや収益性に懸念の声が出ていた。そのため、正面広場の確保を念頭に、位置についても基本構想案どおりの配置、都市公園の既開設区域（多目的広場への配置）の2パタンについて設定を行う。

(2) 各配置パタン

1) パタン①

【位置】未開設区域（基本構想案）

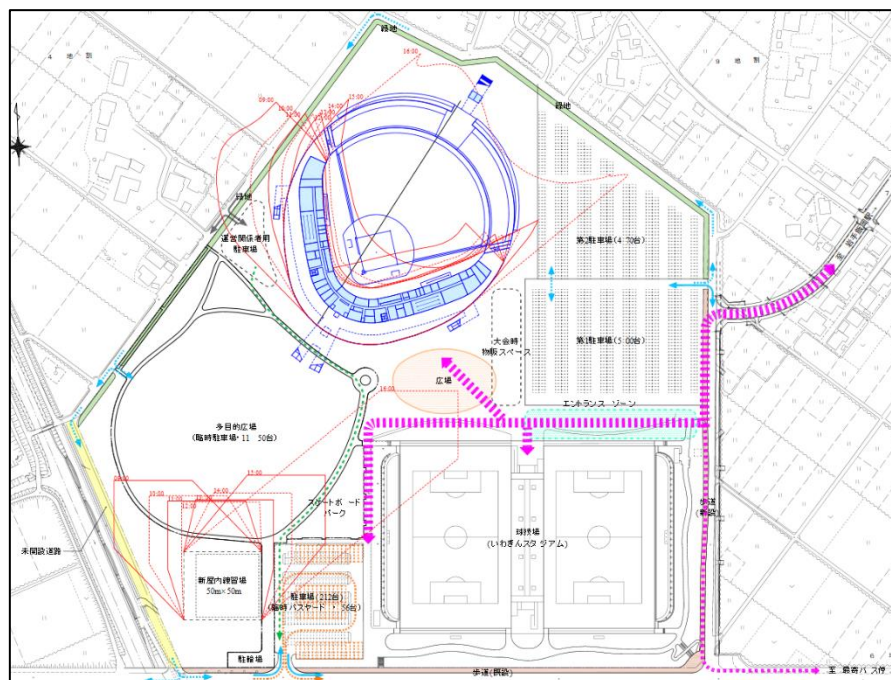
【方位】南西向き（本塁から投手を見た形、以下同様）



2) パタン②

【位置】未開設区域（基本構想案）

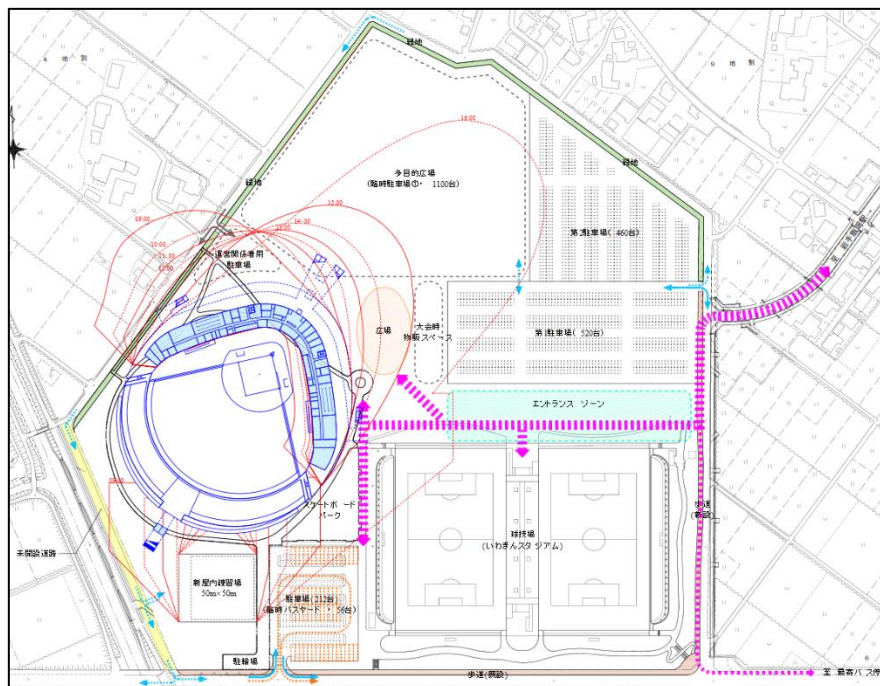
【方位】北東向き



3) パタン③

【位置】既開設区域（現多目的広場）

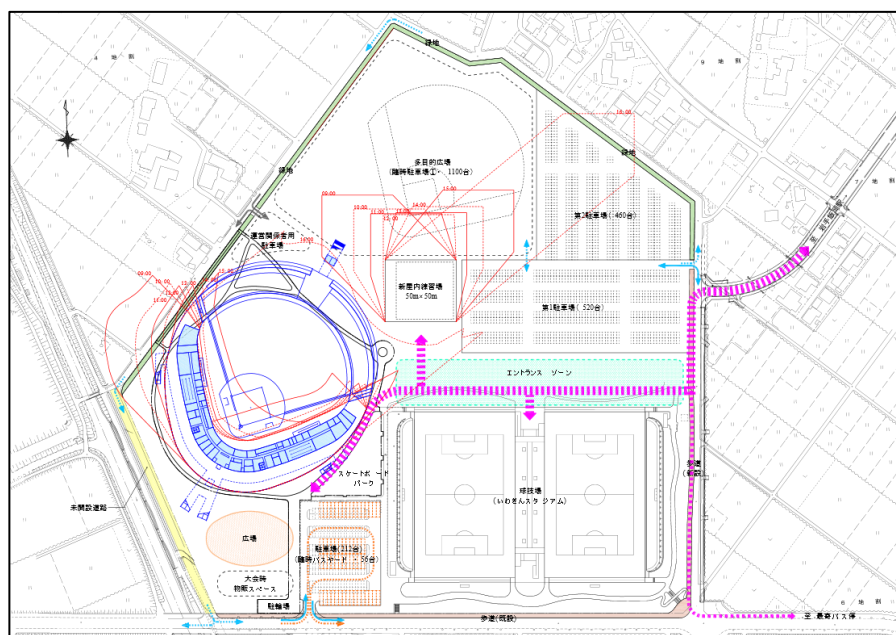
【方位】南西向き



4) パタン④

【位置】既開設区域（現多目的広場）

【方位】北東向き



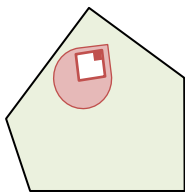
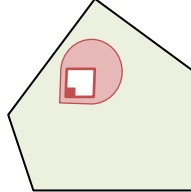
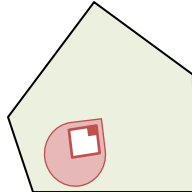
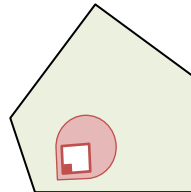
6. 施設配置計画の検討

(1) 施設配置計画のパターン毎の比較

上記「5. 施設配置パターンの設定」で設定した施設パターンについて、それぞれのメリット・デメリットを比較検討した。競技団体から選手（競技者）を主とした方位の配置を求められていること、プロ野球球団を中心に正面前の広場の面積、動線を十分に確保することの要望が強いことから、本球場の新設にあたっては両方の条件を満たすパターン③が最も適している。

パターン③の場合、既設の都市公園設備の移設（多目的広場等）が発生するものの、補助金の返還義務は発生せず、建築物・大規模構造物の移設を伴わないことから移設費用についても多額の費用の発生は見込まれない。

図表 24 パターン毎の配置計画の評価

主な 評価項目	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
概略図				
位置・向き	未開設区域 南西向き	未開設区域 北東向き	現多目的広場 南西向き	現多目的広場 北東向き
工期・事業費用	◎ 都市公園未開設区域に配置することになり、大掛かりな既設公園設備の移転費用・工事等は発生しない。	◎ 都市公園未開設区域に配置することになり、大掛かりな既設公園設備の移転費用・工事等は発生しない。	○ 既設の多目的広場の移転を伴うこととなるため、その分の移設工事および手続が発生する。	○ 既設の多目的広場の移転を伴うこととなるため、その分の移設工事および手続が発生する。
選手の利便性	◎ 公認野球規則のうち、「競技者を主とした配置」にあたる。	○ 公認野球規則のうち、「観衆を主とした配置」にあたる。	◎ 公認野球規則のうち、「競技者を主とした配置」にあたる。	○ 公認野球規則のうち、「観衆を主とした配置」にあたる。
動線の評価	△ 東側エントランスの面積が狭い。	◎ 正面からの歩行者動線が円滑。東側エントランスの面積が広い。	◎ 正面からの歩行者動線が円滑。東側エントランスの面積が広い。	△ 駐車場および駅からの主動線と正面側が正反対となる。

近隣への影響	△ 北側に隣接する住宅への日影の影響を考慮する必要がある。	△ 北側に隣接する住宅への日影の影響を考慮する必要がある。	○ 近隣住宅の日影への影響は少ない	○ 近隣住宅への日影への影響は少ない。
収益性・事業性	○ 球場正面への動線がメインアプローチと分散されてしまい、面積も狭いためイベント時の賑わい、収益性に難点。	◎ メインアプローチから球場正面への誘導が期待でき、賑わい、収益性が見込みやすい。隣接する多目的広場との連携可能性も有する。	◎ メインアプローチから球場正面への誘導が期待でき、賑わい、収益性が見込みやすい。隣接する多目的広場との連携可能性も有する。	△ 球場正面がメインアプローチと正反対になり、イベント時の賑わい、収益性が生まれにくい。
総合的な評価 (案)	△ 都市公園の既開設部分との競合は避けられ、プレーヤー視点からも使いやすさが確保されるものの、長期的な賑わい形成に向けた正面広場部分が動線からはずれ、十分な面積がとれないことから、設置目的・収益性に支障が出る恐れがある。	○ 広場面積・動線が確保できるが、近隣への影響を配慮する必要。選手目線の向きではない。	◎ 都市公園の既開設部分の移設に伴う手続・費用が発生するものの、プレーヤーとしても使いやすさが確保され、正面前広場や動線も十分にとれることから、優位性が高い。	△ 動線、使い勝手、正面前広場いずれも課題が多く、現実的ではない。

7. 複合化可能性の検討

(1) 複合化可能性の検討

対象敷地における施設の複合化の可能性として、集客との相乗効果を見込む商業施設が想定されるが、下記の観点から積極的な複合化の可能性に乏しいことが見込まれる。ただし、法令の範囲内で、民間事業者の新規の提案を妨げる必要のあるものではない。

1) 都市計画制度上の課題

対象敷地は市街化調整区域に立地していることから新規の商業施設の立地が原則として認められない。コンビニの開発許可の基準として、国道か県道の4車線道路に面する沿道サービスなし、立地場所から半径250mに50戸以上の住宅が立地している近隣サービスが存在するが、いずれも基準に満たないため、公園の便益施設として整備する可能性のみが残る。

2) 収益面からの可能性の検討

対象施設にプロ野球の試合開催がある可能性は、利用者意向調査によれば最大でも年間2試合程度であり、サッカー他の興行や公園全体の利用者数と合わせても、コンビニ等の常設の商業施設の採算ラインを大きく下回るとは確実であるとされる。従って、催事ごとの臨時露店にて催事時の飲食需要に対応することが現実的な対応である。この際、賑わい創出、収益確保のため、主な動線からアクセスしやすいよう物販スペースの位置に留意する必要がある。

8. 事業費（整備費）の検討

近年に整備された同規模かつ近隣地域の野球場である秋田県営球場（こまちスタジアム）及び山形市野球場等の整備費を基に、本事業の事業条件を加味し、市単独整備の場合、また市県共同整備の場合の整備費用をそれぞれ下記の通り算出した。

建設工事費の検討

（単位：千円）

		1万人規模	2万人規模
建設工事費		6,229,125	9,505,269
	野球場	4,622,620	7,140,336
	屋内練習場	403,572	1,092,000
	駐車場・園地	908,600	908,600
	多目的広場	331,000	331,000
	備品	33,333	33,333

第5章 運営計画の検討

1. 各施設の収益性の把握

盛岡市営野球場及び岩手県営野球場のグラウンドについて、利用状況を集計、整理した結果は以下のとおり。

(1) 盛岡市営野球場

平成28年度利用予定表をもとに、土日祝日／平日別、一般／高校生以下別の利用状況を整理した。下記の前提条件で集計を行ったところ、土日祝日の稼働率は72.6%、平日の稼働率は21.3%となった。土日祝日の利用は一般が8割・高校生以下が2割、平日の利用は一般が6割・高校生以下が4割となっている。

<集計にあたっての前提条件>

- ・ 開場期間としている4～10月を集計の対象とした。
- ・ 明らかにキャンセルされた時間のみ、使用時間から除外した。
- ・ 1日の使用時間を5時～19時とし、使用されている時間を集計した。（朝2時間といった利用が多いため）
- ・ 利用者が判別できない時間については、「一般」として集計した。

<利用実績>

	一般	高校生以下
土・日・祝日	578 時間（80.1%）	144 時間（19.9%）
平日	267 時間（62.5%）	160 時間（37.5%）

<利用率>

	利用可能時間	利用時間	利用率
土・日・祝日	994 時間	722 時間	72.6%
平日	2,002 時間	427 時間	21.3%

※利用可能時間は4～10月の日数×14時間

※開場期間外では、3月に5時間（土日祝、一般利用（市の野球協会の審判講習会））、11月に37時間（すべて土日祝、一般14時間、高校生以下23時間）の利用がある。

(参考) 月別利用時間数 (単位: 時間)

		一般	高校生以下
3 月	土日祝	5	0
	平日	0	0
4 月	土日祝	63	40
	平日	30	3
5 月	土日祝	130	10
	平日	40	10
6 月	土日祝	90	22
	平日	57	55
7 月	土日祝	100	18
	平日	54	21
8 月	土日祝	65	18
	平日	51	33
9 月	土日祝	68	33
	平日	29	32
10 月	土日祝	62	3
	平日	6	6
11 月	土日祝	14	23
	平日	0	0

（２）岩手県営野球場

平成 28 年度の受付簿をもとに、土日祝日／平日別、一般／学生・生徒別の利用状況を整理した。下記の前提条件で集計を行ったところ、土日祝日の稼働率は 92.6%、平日の稼働率は 58.5%となった。一般／学生・生徒別では、土日祝・平日とも、学生・生徒が 7～8 割を占めており、市営野球場と比較して一般の利用が少なくなっている。

＜集計にあたっての前提条件＞

- ・ 28 年度の開場期間が不明のため（29 年度は 4 月 27 日～11 月 5 日）、最初の利用があった 4 月 23 日から最後の利用があった 11 月 6 日までを集計の対象とした。
- ・ 明らかにキャンセルされた時間のみ、使用時間から除外した。
- ・ 1 日の使用時間を 7 時～21 時、1 日を料金体系に合わせ 3 コマとして集計した。コマ単位に収まらない利用については、その利用時間から 1 コマ又は 2 コマの近いほうで集計した。
- ・ 休場日は利用可能コマから除外した。
- ・ 一コマあたり 2 時間とする。

＜利用実績＞

	一般	学生・生徒
土・日・祝日	50 コマ (26.5%)	139 コマ (73.5%)
平日	42 コマ (20.1%)	167 コマ (79.9%)

＜利用率＞

	利用可能コマ	利用コマ	利用率
土・日・祝日	204 コマ	189 コマ	92.6%
平日	357 コマ	209 コマ	58.5%

（ご参考）月別利用コマ数（単位：コマ）

		一般	学生・生徒	備考
4 月	土日祝	9	6	休場日 1 日 (23 日以降)
	平日	1	3	
5 月	土日祝	18	18	休場日 1 日
	平日	24	17	
6 月	土日祝	6	15	休場日 2 日
	平日	1	32	
7 月	土日祝	0	30	休場日 0 日

	平日	1	49	
8 月	土日祝	6	16	休場日 1 日
	平日	9	12	
9 月	土日祝	2	21	休場日 2 日
	平日	2	37	
10 月	土日祝	6	27	休場日 3 日
	平日	4	16	
11 月	土日祝	3	6	休場日 1 日 (6 日まで)
	平日	0	1	

※開場期間を 4 月 1 日～11 月 30 日までとした場合の利用率

	利用可能コマ	利用コマ	利用率
土・日・祝日	243 コマ	189 コマ	77.8%
平日	420 コマ	209 コマ	49.8%

(3) 両球場の利用の重複状況について

4 月～11 月の両球場の利用の重複状況（同じ日に何らかの利用が入っている日）は以下のとおり。（雨天中止や予備日についても、利用した可能性があるため重複として集計。）特に 5～9 月の土日祝日については、両球場が大会等で利用されている日が多くなっている。

	土日祝日		平日	
	利用が重複している日数	うち大会等	利用が重複している日数	うち大会等
4 月	4 日	4 日	1 日	0 日
5 月	12 日	10 日	8 日	0 日
6 月	8 日	8 日	11 日	3 日
7 月	11 日	9 日	13 日	0 日
8 月	7 日	7 日	5 日	0 日
9 月	10 日	9 日	9 日	2 日
10 月	8 日	6 日	2 日	0 日
11 月	3 日	0 日	0 日	0 日

2. 運営事業者のヒアリング調査

対面ヒアリングにより、盛岡南公園野球場（仮称）の運営事業者として参入可能性が見込まれる企業等の意向を調査した。

（１）ヒアリング調査の目的

運営事業者のノウハウを施設計画に反映させるため、運営事業者の考えを幅広く把握することを目的とする。特にコンセッション事業の成立可能性及び導入のメリット、各事業者の事業への参画可能性を確認する。

（２）調査対象者

下記計 7 企業・団体に対しヒアリング調査を実施した。

1) 民間企業

運営企業 A、運営企業 B、運営企業 C、運営企業 D、スポーツツーリズム関係法人

2) 県内の既存施設運営団体

岩手県関係団体、盛岡市関係団体

（３）ヒアリング事項

調査対象者にヒアリングした事項は、以下のとおり。

- 1) 施設計画に対する意見・要望
- 2) 運営方針に対する意見・要望
- 3) コンセッションの可能性と課題
- 4) 事業への関心
- 5) スポーツツーリズムの導入に対する意見

(4) ヒアリング調査結果

1) 施設計画に対する意見・要望

ア 施設の仕様に対する意見

スタンドの屋根の設置、ブルペンの屋内設置、ロッカー・審判控室・記者室等の諸室の配置、バリアフリーへの配慮等が必要であるとの意見が寄せられた。また、管理を容易にするため、球場への車両の直接的な乗り入れを検討すべきとの意見もあった。

ハイスペックの電気設備等を整備した場合、維持管理費用が大きくなる点を指摘されており、LCCに配慮した設計が必要であるとの示唆が得られた。

運営事業者から寄せられた主な意見

- スタンドの屋根は必要であると考える。
- ブルペンは、投手や球団が一般客の視線を気にすることがあるため、屋内に設けたほうが良いと思う。
- グラウンドに直接車両が乗り入れるようにしたほうがよい。県営野球場では乗り入れ口が無いため、工事の段取りに手間取ったりする。
- バリアフリーを想定した施設計画（スタンド、トレーニングルーム等）の設計思想を盛り込んでほしい。現在球場にはトレーニング室に1 mくらいの段差があるなど、設計当時にそのような想定は薄かった。
- プロ野球一軍公式戦の開催に必要な諸室としては、一塁・三塁側それぞれのロッカー、審判控室、記者室、放送室が挙げられる。
- 新たに整備された武蔵野アリーナは、電気設備等がハイスペックとなっており、同規模の代々木第一体育館より維持管理費が1.5倍近く要している。

イ 稼働率向上に寄与する施設仕様

プロ野球公式試合や集客性のあるイベントのニーズに合わせた施設配置とすることが望ましいとの意見が得られた。しかし、これらのイベントがない日程においては、トレーニングルームや会議室などの施設需要が低い点が課題であると指摘された。

屋内練習場については一定の需要が見込めるが、稼働率向上のため多目的利用ができる仕様が望ましいとの意見が寄せられた。

運営事業者から寄せられた主な意見

(野球場)

- プロ野球一軍公式戦の開催に必要な諸室としては、一塁・三塁側それぞれのロッカールーム、審判控室、記者室、放送室が挙げられる。
- 人工芝の球場であれば、野球以外のスポーツを受け入れることができる。マウンドの着脱が必要ではあるが、等々力球場ではアメフトとラグビーの試合を実施していた。
- 諸室の配置は、ケータリングや飲食などイベント寄りに考えた方がよい。
- 会議室等は大きな大会がないと利用されない。
- トレーニングルームがあれば複数日にわたって試合が開催可能となる。試合開催日以外は一般開放できる。
- トレーニングルームがあれば、屋内練習場と絡めた利用方法を提案できるのではないかと考えている。昨今ブームとなっているランニングと、マシンを使ったトレーニングと組み合わせられれば、利用者呼び込めるかもしれない。

(屋内練習場)

- 50m 四方であれば社内運動会等の需要も見込め、一定の稼働率が見込めると考える。
- 内容を充実させれば稼働率を上げることができる。内野が入る十分な大きさが計画されているが、ブルペンも確保できるとさらに良い。
- 野球場専用とせず、多目的利用が可能な仕様とする方がよい。テニス（平日の朝に利用が多い）やフットサル（平日の夜に利用が多い）を受け入れられるようにすること。稼働率の観点からは、テニスの方が優れる。

ウ 冬季の稼働対策について

冬季の外気温や降雪への対応が必要であるとの意見が寄せられた。ドーム化することができれば、稼働率向上が期待でき、実施可能な催事のバリエーションが多様になるとの提案もあった。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 冬は降雪もさることながら、気温が低すぎるため利用が厳しいと考える。
- 冬季の稼働対策も別途検討する必要がある、思い切ってドーム化すれば通年で稼働率は上がるかもしれない。ドームであれば雨天でも対応できるため、展示会等の用途は広がる。屋根の有無で開催できる催事の種類が変わる。
- 冬季に野球場としての利用ができないのであれば、スケートリンク等冬季の稼働率対策を考慮する必要がある。人工芝であれば季節による用途変更は可能である。

2) 運営方針に対する意見・要望

ア 「稼ぐスタジアム」に対する意見

利用料の減免措置など、現行の野球場運営方針を踏襲する前提では、民間事業者のノウハウを発揮し、「稼ぐ」ことは難しいとの意見が得られた。さらに、集客性の高い大会等を優先的に誘致することを目指すのであれば、地元利用を優先するのは難しいとの意見が得られた。

なお、県営野球場においては、予約のみで使用しない場合は使用料を徴収しない運用が行われており、稼ぎにくい構造になっているとの指摘もあった。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 高校野球等はグラウンドの使用料金を減免等により低廉にせざるを得ない。
- 高校野球は、例えばヨコハマスタジアムのように、準決勝より前の予選試合を他の球場で受け入れる、という判断が必要。
- 需要が高い7～9月に、実業団のリーグ戦など民間の大会を誘致することで「稼ぐ」ことができる。一方、「市民・利用団体の利用を優先せよ」という話になれば不可能となる。
- 収益の向上は、どれだけ使い方に自由度が与えられるのか、つまりは、いかに集客できる用途での利用を導入するか次第である。
- 仮に条例で高めの金額を設定し、その金額以下の料金設定で柔軟に変更するということはまったく考えられない話ではないが、どこまで単価を上げられるかは未知数。
- 仮に稼ぐスタジアムとする場合、各利用団体に利用調整を行政が行わないという事前の宣言を行政が行う必要がある。行政が本腰入れて利用団体と一つひとつ向き合う覚悟があればできなくはないかもしれない。
- 現在の県営野球場の場合、高校野球が開催される場合は屋内練習場と一緒に予約されブロックされるが、使わない場合は料金を収受できない。条例には「使用した場合」料金を収受できるとしか記載されていないためである。予約システムやキャンセル料などの料金体系は自由な裁量があれば改善の余地がある。

イ 独立採算の可能性

プロ野球公式試合やその他イベントにおいて集客は可能だが、野球場・屋内練習場ともに独立採算を確保できるかどうか懸念されている。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 年に数回観客を集めることは可能であるが、それが収益に結びつくかは別問題であり、最大収容人員を2万人とするのであればプロ野球誘致の意義をあらためて考える必要があるのではないかと懸念されている。
- スポーツから離れば、キャンピングカーの展示会やコンサートなど収益性の向上も見込めなくは無いが、運営費を賄える程度かは未知数。
- 東北では主要なイベント需要は仙台に集中することもあり、稼ぐスタジアムの幅がそこまで取れない可能性がある。
- プロ野球一軍公式戦も、地方球場の場合一般的に利用料金が減免され収入が少ない割に、スタッフ総出で対応しなければならないので、収益は厳しい状況。
- 観る野球に特化したとしても、観客を確保して稼ぐことは土地柄、非常に厳しいと認識している。駅から距離が離れている点が不利である。
- 盛岡南公園の立地であれば、プロ野球の試合開催の見込みは多くて2試合程度であり、騒音について近隣住民の理解が得られれば音楽フェスの可能性もあるが、それも開催2日＋設営撤去しか見込めず、民間の独立採算が可能なスタジアムにはならないだろう。
- 屋内練習場については一定の稼働率が見込めるかもしれないが、高い収益が得られるかどうかについては精査が必要。静岡草薙球場の屋内練習場は、アマチュアであれば5,300円／時間の利用料金のため、人件費すら賄うのが厳しい。
- 地方ほど駐車場は無料としているところが多いが、駐車場で利用料金を徴収できると大きな収入源になる。

ウ コストに対する認識

光熱水費用が最も高コストであるとの意見が集まった。電源車等を用いたコスト低減策や、想定以上のコストが発生した場合に行政が一定のリスクを負担する仕組みを検討することが求められている。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 屋内練習場の維持管理の中で最もコストがかかるのは光熱水費用である。初年度の費用の想定が難しいため、想定を上回るコストが発生した場合に行政が事業者の負担を調整できるような仕組みが必要である。
- プロ仕様の照明を設けるとなると、例え年間 1～2 試合でも最大電力使用量に基づき基本料金が設定されるため、過大な負担が想定される。イベント時のみ電源車や移動照明車を活用する手段も考慮した方がよい。
- 高規格を目指すことは理解できるが、一方で、それにより無駄なコストが必要となっていないか、検証されたほうがよい。

エ その他

イベント時における駐車場の有料化や、球技場等開設済みの公園と、新設する公園施設等を一体的に運営管理する必要性について、指摘があった。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 現在の駐車場（南側 200 台）と新規に整備する駐車場（1000 台）のイベント時の有料化や誘導方法についても調整が必要になる。同じ日にイベントを組んだ場合での駐車場を割り振りも問題がある。また、十分な駐車対策をしなければ、路上駐車などの問題も生じる。
- 球技場をすべて含めて一体利用を考えた構想としなければならないのではないか。利用段階になったときに稼働率の全体での低下を招く可能性がある。利用者としても連絡を取る管理者がわかりにくくなるなどの課題が生じる。
- サッカーグラウンドの管理運営まで事業範囲に組み込まれれば、一定の効率化は可能。
- 効率性を考えれば、公園全体を 1 社で管理できた方が望ましい。
- 今後、球技場では大規模改修の構想があり、可能であれば一体的に事業に加えれば効率的ではないか。未確定のため H35 年供用開始を目処とする野球場の発注段階には盛り込まず、野球場と切り分けた形で発注・運営維持管理方式になるくらいであれば、大規模改修を前提としない形で一括管理のほうが良いものとする。

3) コンセッションの可能性と課題

ア 導入可能性に対する認識

コンセッションを導入した場合、手続きの煩雑さに対して財政負担は従来型と変わらないのではないか、との意見が得られた。

運営事業者から寄せられた主な意見

- コンセッションを導入するならば混合型のみだろう。ただし、サービス対価に対して運営権対価が非常に低いため、結局従来型と変わらない財政負担になるのではないかと考える。
- 「観る野球場」としてのコンセプトを徹底しない限りは、コンセッションは難しいと考える。

イ 事業者メリットの有無

施設の特性や収益見込みを加味すると、民間事業者としてコンセッション導入によるメリットは感じにくく、指定管理者制度の方が参画しやすいとの意見も得られた。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 球場はいったん完成したら改修できる余地が少ないため、指定管理者制度と比して公共施設等運営権により管理運営を行う大きなメリットは感じにくい。
- 当社としては、指定管理者制度を導入した方が参画を検討しやすい。ただし利用料金制の導入についてこだわりはない。
- コンセッションでは、設備・メンテナンスを主軸とする当社の立場からすればどのプレイヤーと組むかが大きな関心事となり、主立ってリスクをとりに行く商社などの意向に大きく左右されるだろう。
- 事業者にとって、利用実績がない新設の野球場を、コンセッション事業で実施することの負担は大きい。発注者がどの範囲まで民間事業者の実施範囲とするのかがポイントになるのではないかと考える。
- 屋内練習場に運営と維持管理が分離された形で運営にだけ公共施設等運営権が設定されても、指定管理者制度に比べてメリットは無いと考える。

4) 事業への関心

市県の運営方針が明らかになった時点でなければ、参画の可否を判断できないとの意見が得られた。今般のヒアリング対象の事業者のように、創意工夫をこらした施設運営に強みをもつ民間事業者においては、運営に裁量権が与えられなければ事業参画の動機が小さくなることがその要因の1つと想定される。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 参加可能性について現時点では判断しかねる。一定の興味はあるが、市県の方針が見えていない状況では判断が難しい。
- 一般的な市民の野球場として実施するのであれば参加するモチベーションはなくなる。稼ぐ野球場としての裁量が得られるのであれば、参加を検討可能である。
- 数十億円の規模のコンセッションでは、当社だけではリスクをとって参画することはできないため、コンソーシアムのうち一社として、運営・維持管理に部分的に参画することになる。
- 本事業に事業者側として参画する可能性の有無については、改めて回答する。
- 参加可能性について現時点では判断しかねる。最終的にはどの程度サービス対価が見込めるかによるのではないかと。
- 一般的に、地方部では地方公共団体の体育協会等の人件費が安く、そうした地元の団体が競争優位性を持ち、当社（あるいは同業他社）の競争力はそこまで高くなる。
- 当社は岩手に拠点を持たないため、参画は難しいと考えている。

5) スポーツツーリズムの導入に対する意見

ア 国内の合宿ツーリズムの動向と成立可能性

野球に関する合宿需要は存在するが、民間の運営母体が必要であること、廉価な宿泊施設が近隣に必要であること等が明らかとなった。また、運動施設だけでは合宿事業を運営する事業者の収益に結びつかないとの意見も得られた。

運営事業者から寄せられた主な意見

- 野球に関しては、軟式、硬式、少年野球～社会人野球、プロ野球とさまざまな組織があり、団体数が多い。また、野球の試合や練習以外に、審判講習会や支部の会合などの需要も多く、全体的な傾向としてはハードの数が不足気味である。
- スポーツ合宿誘致には運営母体が必要である。ただし、運営母体は、民間企業であることが望ましい。
- 近隣に（移動時間があまり長くない位置に）宿泊施設が立地しているか、なければまた廃校等の利活用な施設があるか、全く新規で宿泊施設を整備するかいずれかの対応が必要だろう。
- 特に合宿の主要価格帯は1泊2食付で7,000円前後である。通常のホテルとは異なる単価設定であることに留意が必要である。
- 合宿は運動施設だけ使われても収益には結びつかないため、宿泊需要で収益化・事業化を考える必要がある。

イ 合宿施設に必要な機能

合宿を誘致するためには、合宿に特化した施設を整備する必要があるとの意見が得られた。よって多目的施設において需要がない時間帯を合宿で埋める、という使い方は難しいものと想定される。

運営事業者から寄せられた主な意見

- スポーツ合宿を誘致するためには、施設を合宿目的に特化させる必要がある。例えば平日の昼間のみ合宿利用を促進するのは難しいかもしれない。
- 日本の場合宿泊施設とスポーツ施設が一体になった施設が少ない。
- 公園全体にランニングトラックなどがあれば活用の余地が広がる。
- 積雪寒冷地の場合、冬季の稼働率の向上が課題であり、ドームにする手段もある。

(5) ヒアリング調査結果のまとめ

1) 施設計画に対する意見・要望

- スタンドの屋根の設置、ブルペンの屋内設置、ロッカー・審判控室・記者室等の諸室の配置、バリアフリーへの配慮等が必要であるとの意見が寄せられた。
- 管理を容易にするため、球場への車両の直接的な乗り入れを検討すべきとの意見もあった。
- ハイスペックの電気設備等を整備した場合、維持管理費用が大きくなる点を指摘された。
- プロ野球公式試合や集客性のあるイベントのニーズに合わせた施設配置が望ましいが、これらのイベントがない大多数の日程において、トレーニングルームや会議室などの施設需要が低い点が課題である。
- 屋内練習場については一定の需要が見込めるが、稼働率を考慮すると多目的利用ができる仕様が望ましいとの意見が集まった。
- 冬季の外気温や降雪を考慮し、野球場をドーム化することができれば、稼働率向上や催事のバリエーションの多様化が可能になるとの提案も得られた。

2) 運営方針に対する意見・要望

- 利用料の減免措置など、現行の野球場運営方針を踏襲する前提では、民間事業者のノウハウを発揮し、「稼ぐ」ことは難しいとの意見が得られた。さらに、集客性の高い大会等を優先的に誘致することを目指すのであれば、地元利用を優先するのは難しいとの意見が得られた。
- 県営野球場においては、予約のみで使用しない場合は使用料を徴収しない運用が行われており、稼ごにくい構造になっているとの指摘もあった。
- プロ野球公式試合やその他イベントにおいて集客は可能だが、野球場・屋内練習場ともに独立採算制を確保できるかどうか懸念されている。
- コストについては光熱水費用が最も大きく、電源車等を用いたコスト低減策や、想定以上のコストが発生した場合に行政が一定のリスクを負担する仕組みを検討することが求められている。
- イベント時における駐車場の有料化や、球技場等開設済みの公園と、新設する公園施設等を一体的に運営管理する必要性について、指摘があった。

3) コンセッションの可能性と課題

- コンセッションを導入した場合、財政負担は従来型と変わらないのではないか、と認識されている。
- 施設の特性や収益見込みを加味すると、民間事業者としてコンセッション導入によるメリットは感じにくく、指定管理者制度の方が参画しやすいとの意見も得られた。

4) 事業への関心

- 市県の運営方針が明らかになった時点でなければ、参画の可否を判断できないとの意見が得られた。今般のヒアリング対象の事業者のように、創意工夫をこらした施設運営に強みをもつ民間事業者においては、運営に裁量権が与えられなければ事業参画の動機が小さくなることがその要因の1つと想定される。

5) スポーツツーリズムの導入に対する意見

- 野球に関する合宿需要は存在するが、民間の運営母体が必要であること、廉価な宿泊施設が近隣に必要であること等が明らかとなった。また、運動施設だけでは合宿事業を運営する事業者の収益に結びつかないとの意見も得られた。
- 合宿を誘致するためには、合宿に特化した施設を整備する必要があるとの意見が得られた。よって多目的施設において需要がない時間帯を合宿で埋める、という使い方は難しいものと想定される。

3. 運営方針の検討

(1) 既存施設の運営状況の整理

1) 県営野球場

県営野球場は、降雪のある冬季を除き、土日の稼働率が高い。夏季シーズンにおいては、大会利用により、平日においても稼働率が高い。

利用者としては、高校野球連盟を始め、入場者から入場料金を徴収のうえ集客ができる団体が多く、現状の利用料金を負担とは考えていない。

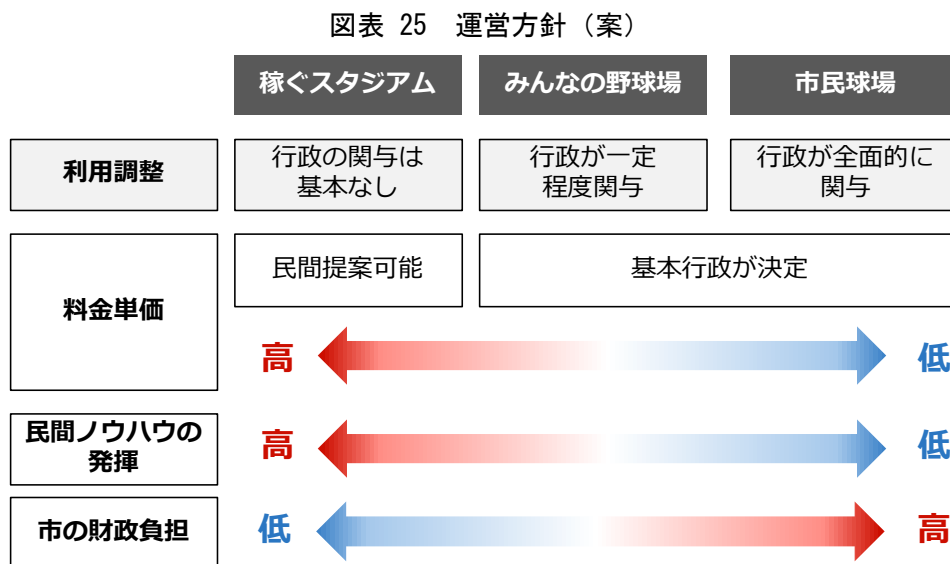
2) 屋内練習場

県営野球場内に位置する屋内練習場は、年間を通じて、稼働率が非常に高い。

利用者としては、夏季は、県営野球場の大会利用者が多く、その他の季節は、小中学校や市民のクラブチームの利用が多い。

(2) 運営方針案の抽出

運営方針として、「稼ぐスタジアム」「みんなの野球場」「市民球場」の3パターンを抽出した。これらについて、利用調整、料金単価、民間ノウハウの発揮、市の財政負担を整理したものが以下の図となる。



（３）運営方針に関する調査結果のまとめ

これまでの調査結果のうち、運営方針に関連する事項については、以下のとおりとなる。

○コンセッション

コンセッション事業に対する、民間事業者の参入意欲は総じて低いといえる。

○料金単価

明示的な意見は得られていないため、今後精査が必要だが、民間ノウハウの範疇なので、民間事業者に対して裁量を与えれば、一定の財政負担軽減は可能と考えられる。

○民間ノウハウの発揮及び財政負担の軽減

行政の利用調整がない場合、民間ノウハウの発揮が可能となるため、一定程度の収益向上及び財政負担軽減が見込まれる。つまり、この場合、**VFM** は大きくなる。

一方、行政の利用調整を現状と同程度とした場合、民間ノウハウの発揮は見込めず、収益向上及び財政負担軽減は見込まれないこととなる。つまり、この場合、**VFM** は小さくなる。

（４）運営方針に対する方向性

以上を踏まえると、以下のとおり２つの方向性が考えられる。今後も関係団体や民間事業者等の意見把握に努め、市としての方針を公募までに定めることとする。

- ① 財政負担軽減を重視するならば、利用調整を民間に委ねるとともに、利用料金単価についても、民間の意向を反映する仕組みを導入し、「稼ぐスタジアム」とすることが望ましい。
- ② 利用団体の意向を重視するならば、利用調整及び利用料金単価を現状と同程度とし、財政負担の軽減については期待せず、「みんなの球場」とすることが望ましい。

4. 運営体制の検討

盛岡南公園は、供用済みの施設（以下「既存施設」という。）と、本事業にて新たに整備する施設（以下「新規施設」という。）から構成されるが、これらの一体的な運営について以下のとおり概括的に整理を行った。

（１）運営体制に係る現状

１）既存施設の指定管理者

指定管理者	公益財団法人盛岡市体育協会
指定期間	平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月
管理対象施設	・ 球技場（いわぎんスタジアム） ・ 会議室、ウォーミングアップ室 ・ 多目的広場 ・ 駐車場 ・ 園地

２）球技場の改修計画

Jリーグ所属チームであるグルージャ盛岡が、現在球技場をホームスタジアムとして使用している。Jリーグのスタジアム要件と照らし合わせると、J2の要件を満たしておらず、今後チームが躍進してもJ2に昇格できない状況にある。

また、施設の供用から約20年経過しているため、老朽化が進んでおり、大規模修繕が必要な状況にある。J2対応の改修の有無を含めた改修計画を現在、市にて検討している。

３）新規施設の整備スケジュール

事業開始	平成 32 年 4 月
着工	平成 33 年 4 月
供用開始	平成 35 年 4 月

(2) 本事業における考え方

1) 一体的な運営

以下のとおりメリットがデメリットを上回ると判断できるため、同一の民間事業者が一体的に運営するべきと考える。

【メリット】

- 双方の施設を同一の民間事業者が運営することで、規模の経済による財政負担の軽減が図られる。
- 双方の施設を異なる民間事業者が運営する場合と比較し、より多くのリスクを民間事業者負担とすることができる。
- イベントの利用調整や動線管理など、施設の円滑な運営が可能となる。

【デメリット】

- 既存施設と新規施設では、施設の性格が異なるため、同一の民間事業では、ノウハウに限りがある可能性が高い。

2) 運営事業者の考え方

既存施設と新規施設を同一事業者が運営することとした場合、PFI 事業者による既存施設の運営開始の時期により、以下の2パターンが考えられる。

ア 平成 35 年度から PFI 事業者が開始

新規施設の運営開始に合わせ、既存施設の運営を PFI 事業者が開始するスケジュールが以下となる。

	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
既存施設	新たな指定管理者を選定				PFI 事業者
新規施設	(事業者選定)	(PFI 事業者が整備)			

イ 平成 31 年度から PFI 事業者が開始

PFI 事業が開始される平成 32 年度より、PFI 事業者が運営を開始するスケジュールが以下となる。PFI 事業と既存施設の改修計画との関係が課題だが、整備期間中の既存施設の運営について調整が容易であることや、指定管理者の選定が不要となるメリットが挙げられる。

	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
既存施設	既存指定管理期間を延長（※）	PFI 事業者が運営			
新規施設	（事業者選定）	（PFI 事業者が整備）			

※平成 31 年度のみを指定管理期間とした、新たな指定管理者の公募を行ってもよい

第6章 民活導入条件整理

1. 県との共同整備に関連する条件の整理

(1) 共同事業に際しての前提条件の整理

1) 共同事業の対象範囲

市県共同事業の対象範囲は、野球場及び屋内練習場の整備及び運営維持管理とする。サブグラウンド、駐車場その他園地部分については、市が単独で整備及び運営維持管理を行う。

図表 26 市県の分担

	整備	運営維持管理
野球場	市県共同	
屋内練習場	市県共同	
駐車場	市単独	
その他園地等	市単独	

2) 共同事業における費用負担の考え方

市は、市単独事業の場合の仕様に相当する整備費及び運営維持管理費を負担する。

県は、共同事業における整備費及び運営維持管理費から、市が負担する費用を差し引いた額を負担する。

図表 27 市県の費用負担

	市の負担額	県の負担額
野球場	○整備費 1万席規模の整備費 ○運営維持管理費 1万席規模の運営維持管理費	○整備費 「2万席規模の整備」－「1万席規模の整備費」 ○運営維持管理費 「2万席規模の運営維持管理費」－「1万席規模の運営維持管理費」
屋内練習場	○整備費 40m×40m規模の整備費 ○運営維持管理費	○整備費 「50m×50m規模の整備費」－「40m×40m規模の整備費」 ○運営維持管理費

	40m×40m 規模の運営維持管理費	「50m×50m 規模の運営維持管理費」－「40m×40m 規模の運営維持管理費」
駐車場	全額を市が負担	(負担なし)
その他園地等	全額を市が負担	(負担なし)

3) 既存施設の取扱い

市においては市営野球場を、県においては県営野球場を所有し運営しているところだが、双方ともに老朽化が進んでいる状況にある。以降の検討はこれを踏まえたものとする。

(2) 共同事業スキーム

1) 連携手法

地方自治体間の連携手法としては、総務省がその導入を推進する共同処理制度が挙げられる。県の本事業への関与の度合いを勘案し、連携手法として、総務省が掲げる共同処理制度のうち「事務委託」、「連携協約」及び「一部事務組合」を抽出した。

図表 28 共同処理制度

共同処理制度	制度の概要	運用状況(H26.7.1現在)
連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。
協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数:210件 ○主な事務:消防38件(18.1%)、広域行政計画等29件(13.8%)、視聴覚教育22件(10.5%)、
機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数:416件 ○主な事務:介護区分認定審査129件(31.0%)、公平委員会115件(27.6%)、障害区分認定審査105件(25.2%)
事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数:5,979件 ○主な事務:住民票の写し等の交付1,341件(22.4%)、公平委員会1,143件(19.1%)、競艇856件(14.3%)
事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。
一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数:1,515件 ○主な事務:ごみ処理399件(26.3%)、し尿処理349件(23.0%)、消防276件(18.2%)、救急275件(18.2%)
広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数:115件 ○主な事務:後期高齢者医療51件(44.4%)、介護区分認定審査45件(39.1%)、障害区分認定審査30件(26.1%)

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

出所：総務省 HP

2) 共同処理制度の概要

ア 事務委託

① 根拠法令

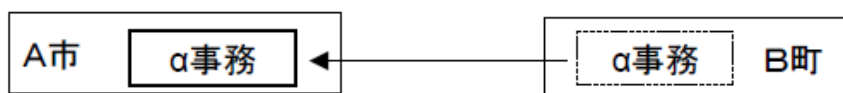
地方自治法第 252 条の 14～第 252 条の 16

② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。



※ 住民基本台帳の作成に関する事務や戸籍に関する事務のように、法律により市町村のみが処理できるものとされているような事務を都道府県に委託することはふさわしくない。

市町村のみが設置義務を負っている小中学校に関する事務を都道府県に委託することは可能である。

出所：総務省 HP

③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて委託をした普通地方公共団体は受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、受託した普通地方公共団体は委託事務に要する経費を予算に計上して執行する。

出所：総務省 HP

イ 連携協約

① 根拠法令

地方自治法第 252 条の 2

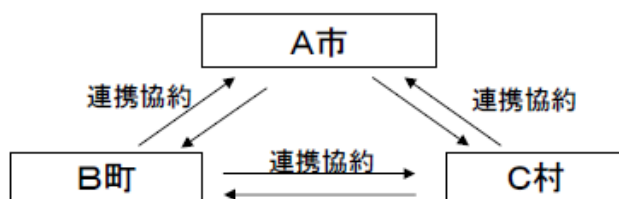
② 制度の概要

連携協約は、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度である。

連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにしなければならない。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。

連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができる。

図表 29 スキーム図



出所：総務省 HP

ウ 一部事務組合

① 根拠法令

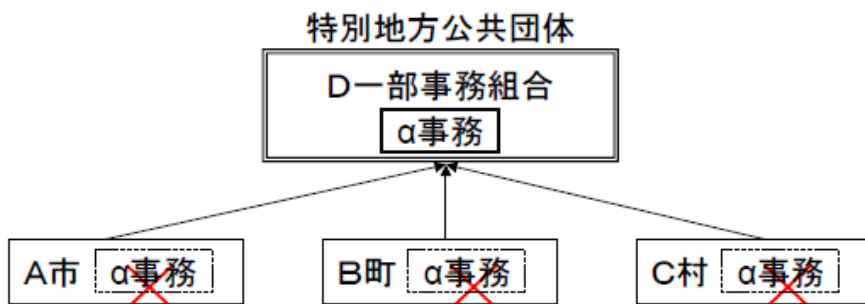
地方自治法第 284 条～第 291 条

② 制度の概要

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。（地方公営企業の事務を共同処理するものを「企業団」という。）

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。

図表 30 スキーム図



出所：総務省 HP

③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他（地方債など） ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

出所：総務省 HP

3) 想定スキームの抽出（一次）

共同処理制度を勘案のうえ、市県共同スキームとして以下の4つを抽出した。

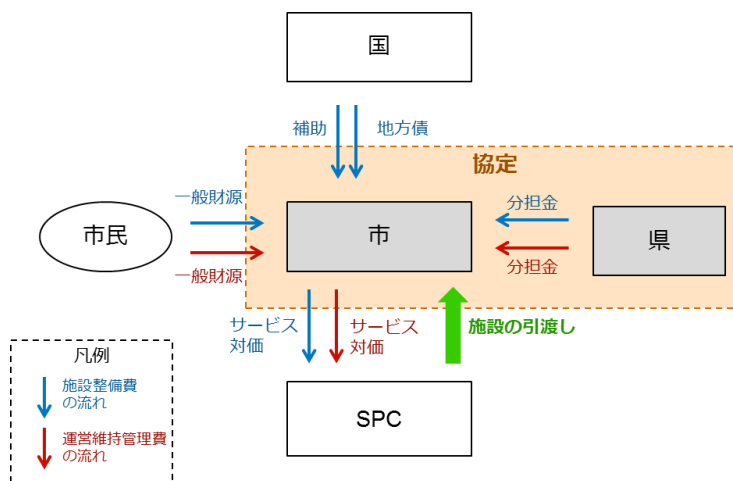
ア 市単独所有方式

市が単独で施設を所有する方式。発注も市単独となることに加え、設置条例も市単独でよく、事務手続き面で簡素な方式といえる。

図表 31 手法等

連携手法	—
発注	市単独
所有権	市単独
設置条例	市のみ

図表 32 スキーム図



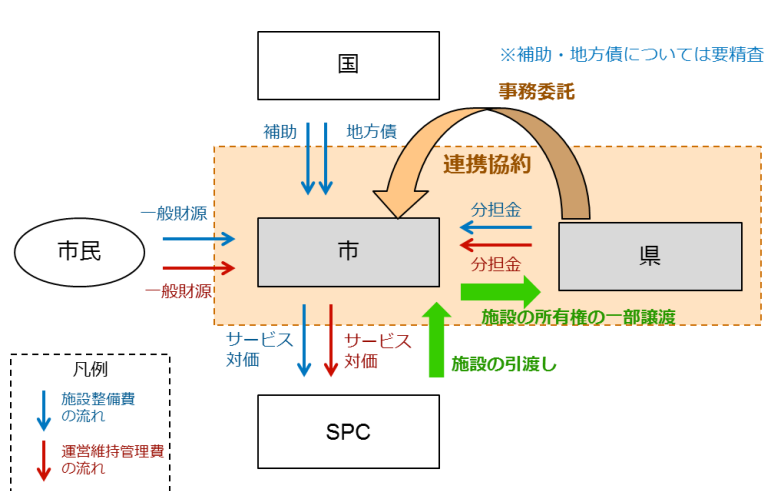
イ 市県共同所有・市単独発注方式

市県で共同にて施設を所有しつつも、市単独で発注事務を行う方式。市が単独で発注を行うため、SPC からの施設の引渡し相手は、市のみとなる。市は、SPC から引き受けた施設の所有権の一部を県に譲渡する。

図表 33 手法等

連携手法	連携協約 ＋事務委託
発注	市単独
所有権	市県共有
設置条例	市県双方

図表 34 スキーム図



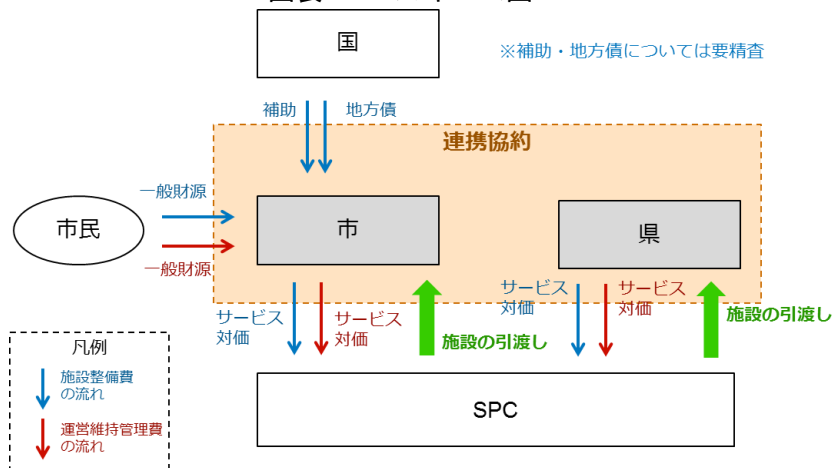
ウ 市県共同所有・市県共同発注方式

市県で共同にて施設を所有することを前提に、市県が共同で発注する方式。市県がそれぞれ、SPC から施設の引渡しを受ける一方、市県が連帯しての発注が必要になる。加えて、発注事務やモニタリングの役割分担なども検討する必要があるが生じる。

図表 35 手法等

連携手法	連携協約
発注	市県共同発注
所有権	市県共有
設置条例	市県双方

図表 36 スキーム図



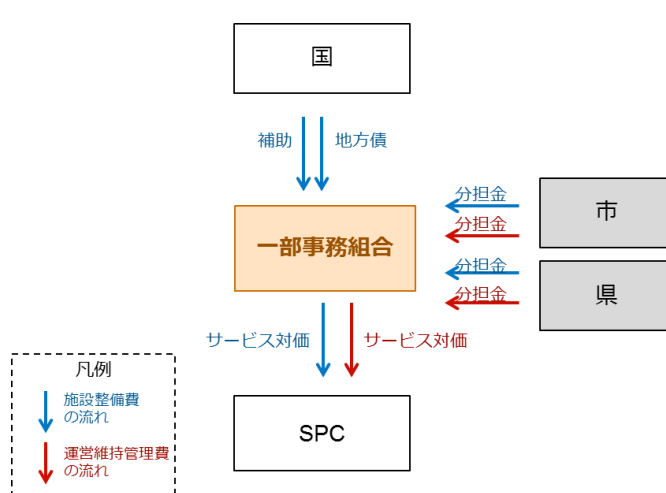
エ 一部事務組合方式

清掃工場整備などで活用される一部事務組合を設立する方式。行政版の SPC といえる一部事務組合を設立することにより、発注、施設所有及び設置条例の設置等の一部事務組合自身が行うこととなる。

図表 37 手法等

連携手法	一部事務組合
発注	一部事務組合
所有権	一部事務組合
設置条例	一部事務組合

図表 38 スキーム図



4) 想定スキームの抽出（二次）

先に示した4つの事業スキームについて、共同整備を進めていく上では市県共同所有・市単独発注方式及び市県共同所有・市県共同発注方式の2つが優れていることから、この2つを抽出する。

5) 想定スキームの比較

市県共同所有・市単独発注方式及び市県共同所有・市県共同発注方式を、現時点の前提に基づき比較すると以下のとおりとなる。市県双方の財政状況等を踏まえ、いずれの方式を採用するか決定する。

	市県共同所有・市単独発注方式	市県共同所有・市県共同発注方式
割賦での施設整備代金の支払い	施設整備費について、県が分割で支払う仕組みの構築の検討が必要となる。	県の割賦での支払いは可能。
県の意向の反映	協約で定められた範囲内での意向反映となる。	適宜確実に可能。
市県の合意形成の手間	協約の内容が基本となるので比較的容易	都度合意形成が必要となる。
事業者の視点	通常のPFI事業と同様のリスクとみなされるものと想定される。	議決リスクなど、通常のPFIより高いリスクとみなされる可能性が高い。
モニタリング	通常のPFI事業と同様のモニタリング	煩雑となる可能性が高い。 →市県で役割分担を決めることで簡素化することは可能

(3) 共同事業によるメリット・デメリットの整理

事務委託スキームの採用を前提とし、市県共同事業による、市県双方のメリット・デメリットを以下のとおり整理した。市県双方にメリットがあるため、市県共同で事業を実施すべき。

	市	県
メ リ ツ ト	- プロ野球一軍公式戦の誘致や高校野球岩手大会決勝の開催などが継続的に可能となる。 - 市単独で整備する規模（1万人）分の財政負担で、市の名義にて県内最大級の高規格の野球場を整備・運営でき、市のスポーツ推進に対するイメージ向上に寄与する。	- プロ野球一軍公式戦の誘致や高校野球岩手大会決勝の開催などが継続的に可能となる。 - 県単独で県営野球場を整備する場合の3～5割程度の財政負担で、以下が可能となる。 ➤ 現県営野球場の利用者の受け皿となる球場の整備が可能となる。 ➤ 現球場以上の高規格の野球場の運営が可能となる。 ➤ 現球場よりアクセス性に優れた球場の運営が可能となる。 - 代替地の確保をすることなく、県営野球場規格の球場整備が可能となる。
デ メ リ ツ ト	- 共同処理制度等を採用することによる事務が一定程度発生する。 - 共同で事務を行うこととなるため、双方の庁内のみならず、市と県相互の調整も必要となる。 - 現市営野球場を廃止した場合、現市営野球場の利用者の受け皿となる施設の整備を検討する必要が生じる。	- 共同処理制度等を採用することによる事務が一定程度発生する。 - 共同で事務を行うこととなるため、双方の庁内のみならず、市と県相互の調整も必要となる。

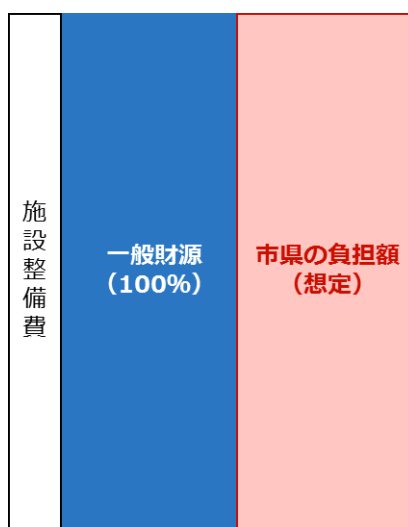
2. 民間資金活用可能性の検討

本事業で想定される市及び県の資金調達方法及び負担額を以下のとおり網羅的に抽出した。起債・補助の対象となる事業費の範囲は今後精査が必要だが、以下では便宜的に、施設整備費全額に対して、起債・補助が活用される前提で整理している。

(1) 全て一般財源とする場合

全てを一般財源で調達する場合、施設整備費全額が市及び県の負担となる。また、施設整備費全額に対し民間資金活用の可能性がある。

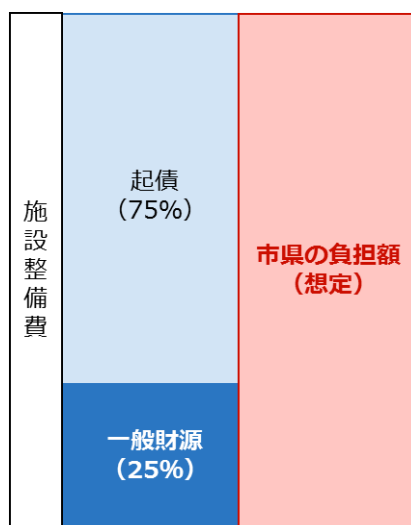
図表 39 資金調達イメージ



(2) 建設事業債を活用した場合

建設事業債を活用した場合、施設整備費全額が市及び県の負担となる。起債の対象とならない、施設整備費の25%相当額が民間資金活用可能性のある費用となる。

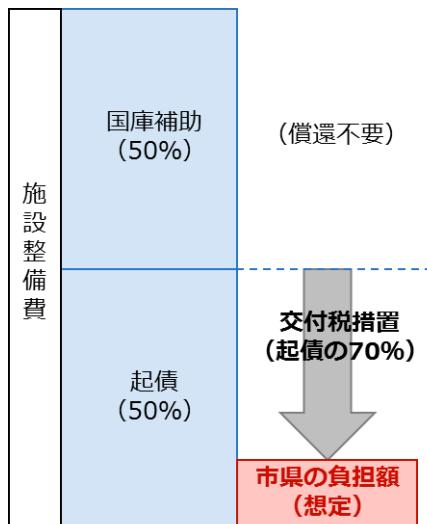
図表 40 資金調達イメージ



(3) 防災・安全交付金を活用

防災・安全交付金を活用した場合、国庫補助の対象となる、施設整備費の50%相当額に加え、交付税措置として残りの50%の70%つまりは施設整備費の35%相当額が、市及び県の負担とはならず、結果、施設整備費の15%相当額のみが市及び県の負担となる。また、この場合、民間資金の活用可能性のある費用は存在しない。

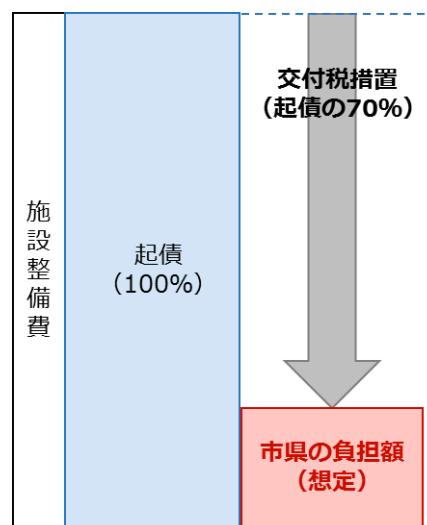
図表 41 資金調達イメージ



(4) 緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業を活用した場合、交付税措置として施設整備費の70%相当額が市及び県の負担とならず、残りの30%のみが市及び県の負担となる。また、この場合、民間資金の活用可能性のある費用は存在しない。

図表 42 資金調達イメージ



3. 事業条件の整理

本事業の事業スキーム策定にあたり、検討課題となる事項を抽出し、その概要と方向性について整理を行う。

(1) 事業対象施設

新野球場が整備される盛岡南公園内には、以下の施設が立地することになり、事業の範囲を確定させる必要がある。

- ・ 野球場
- ・ 屋内練習場
- ・ 駐車場
- ・ 公園全体（園地）
- ・ 球技場

このうち、球技場（盛岡南公園球技場）については、既に指定管理者として（公財）盛岡市体育協会が管理を行っている。公募により選定され、現在の指定期間は平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日となっている。

本来、管理効率やイベント開催時の駐車・滞留スペースの調整等の観点から、公園全体を一体的に管理することが望ましいが、球技場に関しては、数年以内に大規模改修の構想があり、かつ計画が検討段階であり、現段階において詳細な改修・修繕内容が未確定であること、管理の一本化については既存の指定管理者との調整が別途必要となることから、今回の検討段階においては、本事業の対象外とする。

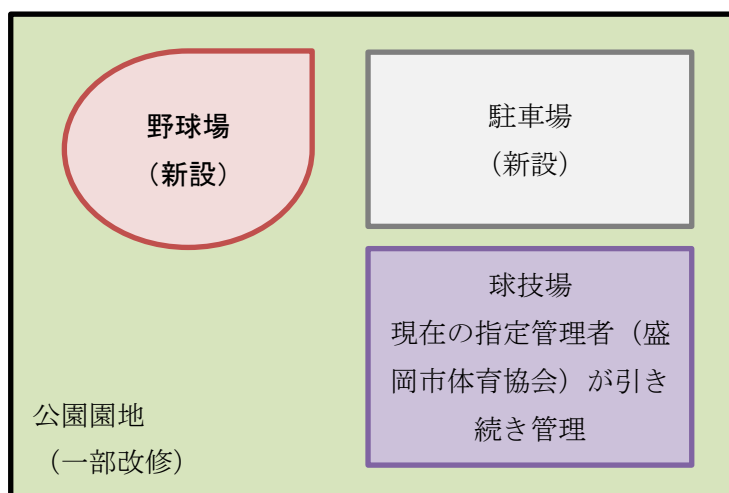
なお、一つの都市公園内の一部のみに指定管理者を指定することについて地方自治法、都市公園法上の特段の問題はなく、事例も多数存在する。

参考 指定管理制度による都市公園の管理について（平成 15 年 9 月 2 日付国都公緑第 76 号）（抜粋）

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に対し、都市公園法第 5 条第 2 項の許可を要することなく、都市公園全体又は区域の一部（園路により区分される等、外形的に区分されて公園管理者との管理区分を明確にすることができ、公園管理者以外の者が包括的な管理を行い得る一定規模の区域をいう。以下「一定規模の区域」という。）の管理を行わせることができること。

図表 43 盛岡南公園内の施設の事業範囲

施設	今回整備	整備・管理
野球場	○	新規の指定管理者＝PFI 事業者 (今回事業を実施するコンソーシアム等)
屋内練習場	○	
駐車場	○	
公園園地	△ (関係部分改修)	
球技場	×	既存指定管理者 (公財) 盛岡市体育協会



(2) 事業範囲

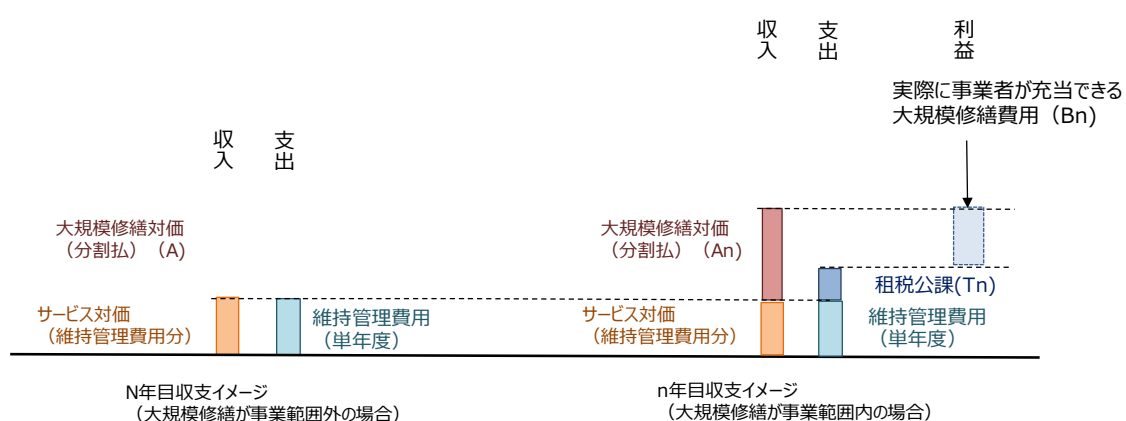
PPP/PFI 事業においては、調査・設計・施工・運営・維持管理等の想定される業務について、①スケールメリットによるコスト削減、②民間ノウハウ活用の最大化の観点から想定される業務すべてを民間事業者に包括的に発注することが望ましい。過去の事業事例からしても、スポーツ施設の PFI 事業を実施する際の民間事業者の事業範囲は、概ね各事業に共通し調査・設計・建設・運営・維持管理の各事業となっており共通している。ただし、一部の国庫補助関係業務、地方公共団体主催イベント等は発注機関の業務範囲となっていることには留意が必要である。

1) 大規模修繕について

PPP/PFI 事業においては可能な限り業務を包括して民間事業者に発注する一方で、大規模修繕／改修については、以下の理由から PPP/PFI 事業の範囲に含めることを慎重に検討する必要がある。

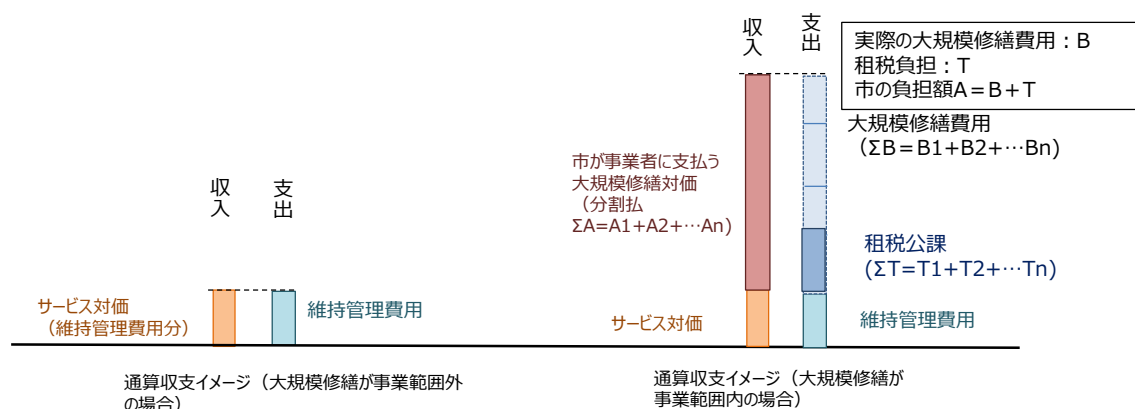
- ・大規模修繕／改修の範囲が実施設計の終了していない提案時では不明確であり、事業者公募段階で正確な積算が困難であること。この場合、民間事業者はリスク回避のため高目に積算を行うことになる。
- ・想定外のリスクを高める要素となり、参入意欲を阻害すること
- ・租税公課の負担が発生し、市の負担が増大すること（下図参照）

図表 44 民間事業者による大規模修繕を事業範囲とした場合の収支イメージ



大規模修繕を事業範囲に含めると、行政から民間に支払う大規模修繕の対価（分割払）（図中 A）が単年度収支で見た場合、民間事業者の「利益」として会計上取り扱われるため、法人税等の租税公課が発生する。

法人税等を支払った後の大規模修繕対価（図中 B）しか充当することができないため、必要な対価を事業者に分割払いで提供する場合、行政は租税公課の分実際の費用より多く支払う必要がある。



大規模修繕を事業範囲外とした場合、修繕費に関してサービス対価と修繕費の収支は均衡するが、大規模修繕が事業範囲に組み込まれると、発注者側は一般的に大規模修繕費相当額を事業期間に亘って分割して支払うことになる。このとき、一般の（大規模修繕のない年の）単年度の収支で見ると、修繕費に関する収支だけで事業収支は黒字となり、その分法人税等の租税公課が発生する。従って、事業期間中にわたって継続的に法人税等を支払う必要が生じ、その税額の分市は大規模修繕費より多い費用を事業者を支払わなければ、収支は均衡しない。

そのため、大規模修繕を民間事業範囲に含めると市に過大な負担が発生する可能性があることに留意する必要がある。

従って、財政負担軽減の観点から、事業範囲は以下のとおりとすることを基本とし、大規模修繕／改修は PPP/PFI 事業範囲から除外し、市が直轄で実施することが望ましい。

図表 45 本事業において想定される PPP/PFI 事業範囲

フェーズ	業務	業務分担
設計	調査業務	事業範囲内
	設計業務	
施工	建設業務	
	工事監理業務	

運営・維持管理	運營業務	
	維持管理業務	
大規模修繕／改修	大規模修繕／改修業務	事業範囲外 (従来型公共事業)

過去の主なスポーツ施設 PFI 事業においては、事業期間が長期であれば大規模修繕を事業範囲に含んでいる一方、15 年程度であれば大規模修繕の発生を想定しない事例（北九州市スタジアム整備 PFI 事業）、または事業範囲から明確に除外する事例（奈良県：新県営プール施設整備運営事業）が存在する。なお、大規模修繕に関する特記は無いが、事業期間 10 年を超過した 30 年間での維持管理計画の策定を事業者に課しているほか、事業終了後（引渡し後）2 年間は修繕・更新の必要性が発生しない状態での引き渡しを義務付けている事例（川崎市：スポーツ・文化複合施設整備等事業）もある。

図表 46 主なスポーツ施設 PFI 事業における大規模修繕に関する記載

発注機関	事業名	事業期間	大規模修繕の事業範囲	期間中の大規模修繕発生見込	大規模修繕に関する記載
茅ヶ崎市 (神奈川県)	柳島スポーツ公園整備事業	20 年	○	○	特記無し
北九州市 (福岡県)	北九州市スタジアム整備等 PFI 事業	15 年	○	×	なお、 <u>大規模修繕について事業期間内での発生は想定していないが、事業期間中の本施設の機能・性能を維持するために必要となる修繕については規模の大小を問わず SPC の業務に含めるものとする</u> 。本事業における大規模修繕とは、「建物の一側面、連続する一面又は全体に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕」をいう（旧建設大臣官房官庁営繕部監修「建築物修繕措置判定手法」の記述に準ずる。）。（事業実施方針より）
奈良県	新県営プール施設整備運営	15 年	×	△	ここでいう <u>修繕は大規模修繕を除く計画修繕、経常修繕</u> をいう。（要求水準書より）

	事業				
川崎市 (神奈川県)	スポーツ・文化複合施設整備等事業	10 年	○	×	施設の性能及び機能を維持し、利用者の安全かつ快適な利用を確保するために、長期修繕計画（30 年）を策定した上で、～修繕、更新を実施する。（要求水準書より）

（３）事業期間

運営・維持管理を民間事業者へ委託する期間について検討を行う。仮に PFI 事業とした場合、地方公共団体が調達する場合においては維持管理・運営期間に特段の法的制約は発生しない。

PFI においては、事業期間が長ければ長いほど業務の安定性が期待できることがある一方、事業期間中に業務内容を大幅に変更することが困難なため、それぞれの事業の性質により個別に事業期間が定められる。「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」（内閣府）においては、「維持管理・運営期間を 10 年～20 年としている事例が多い」とされている。

本事業においては、先述のとおり大規模修繕を PPP/PFI 事業範囲に含めない方法が適当とされる。具体的に、大規模修繕を PPP/PFI 事業範囲に含めない方法とは、

- ①要求水準で事業範囲外と明記
- ②大規模修繕が見込まれる事業期間としない

ことのいずれかが想定される。また、長期に亘る事業リスクを回避することや、トレンドに応じた事業の柔軟性を確保することを考慮する必要がある。

要求水準で事業範囲外と明記した場合、ライフサイクルコストを考慮した一括した修繕計画の策定が困難になることが想定される。

したがって、事業期間を考慮するにあたり、スポーツ施設の PFI の参考事例や大規模修繕の実施方針を考慮すると、大規模改修を発生前提としない事業期間とするような設定が最も民間事業者のリスクを低減できる（ただし、要求水準を達成する必要がある場合は事業期間中であれば民間事業者によって大規模修繕を実施する）と考えられる。

大規模修繕の発生を前提としない事業期間として、空調や電気設備等の耐用年数を考慮し、事例を参考に検討すると「10 年～20 年」のやや短期である 10 年程度、最長でも 15 年の維持管理・運営期間とすることが望ましい。

（４）光熱水費の負担について

事業に要する費用のうち、過去に行われてきた PFI 事業においては施設の光熱水費は公共側が実費精算により負担する事例も存在する。これは、施設整備に主眼をおいており、完成した建物に対し想定以上の光熱水費が発生し、過度のリスクを民間事業者に負担することを防ぐことが主たる目的である。

一方、公共にとってみれば、民間事業者が光熱水費を低減させるインセンティブに乏しい仕組みとなり、結果として非効率なエネルギー等の利用がなされる可能性があるため、事業の特性により支払方法を慎重に判断すべきである。

使用量変動リスクは民間事業者が負担することも多いが、利用者の利用状況を予測することが困難な場合は公共も負担する場合がある。

なお、スポーツ施設の PFI 事業実施方針における光熱水費に係る取扱は下記の通りである。特記が無い場合、サービス購入料として他の経費と同様に公共団体から民間事業者（SPC）に対価が支払われることになる。実費精算の事例は多くなく、指定管理料の一部に組み込むこととして検討を進める。

図表 47 スポーツ施設の PFI 事業における光熱水費負担の記載

発注機関	事業名	光熱水費	
		実費精算	実施方針上の記載
新潟県	県立長岡屋内総合プール（仮称）整備・運営事業	無し	（特記なし）
茅ヶ崎市 （神奈川県）	柳島スポーツ公園整備事業	無し	（特記なし）
川崎市 （神奈川県）	スポーツ・文化複合施設整備等事業	無し	本施設の運営及び維持管理に要する費用のうち、光熱水費に相当する額で、選定事業者の提案金額を基に、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額である。 市への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定している。
北九州市 （福岡県）	北九州市スタジアム整備等 PFI 事業	有り	本施設の運営及び維持管理業務に係る光熱水費については、事業者が予

			定価格の範囲内で提案する価格を上限として、運営期間中、毎年度 <u>実費精算</u> により支払う。ただし、民間自主事業に必要な光熱水費は SPC の負担であり、市は支払わない。
栃木県	総合スポーツゾーン 東エリア整備運営事業	無し	県は、運営業務及び維持管理業務に要する費用のうち、光熱水費に相当する対価について、 選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり選定事業者に支払う。 なお、県への本施設引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定している。

(5) 利用料金制の導入について

PFI 事業で有料施設を整備する際には、利用料金制の導入（混合型）か、事業者の収入をすべて指定管理料で賄うサービス購入型の二通りが考えられる。

スポーツ施設の PFI では、内閣府の PPP/PFI 事例集で掲載されている 20 件中 13 件が混合型を導入していること、盛岡市が取りまとめた「指定管理者制度導入の基本的考え方と運用の手引き」（平成 27 年 3 月、平成 29 年 3 月最終改正）においても「利用料金のみでは収支採算がとれないような施設であっても、集客・利用促進が収入の増につながり、指定管理者の自主的な経営努力を引き出す要因になると認められる施設については、利用料金制を積極的に採用することとする」ことから、民間事業者（指定管理者）の経営努力が期待できるような野球場・屋内練習場についても利用料金制を導入することが適当である。

ただし、野球場については、運営方針次第では、上述の「集客・利用促進が収入の増につながり、指定管理者の自主的な経営努力を引き出す」とならない可能性があるため、民間事業者の動向を踏まえつつ、利用料金制の導入を慎重に判断する必要がある。

（６）民間提案施設

スポーツ施設に関する PPP/PFI 事業では、事業の目的に合致し、事業その他公共用途に影響を及ぼさない範囲で独立採算型の民間提案施設を認めている事例が多数存在する。

ただし、本事業においては以下の理由から民間事業者の提案による新たな施設の設置は前提としない事業方針とする。

- ・仮に条例を改正したとしても、運営事業者からのヒアリングでは、施設の複合化を提案する意見は出されていない
- ・事業者他都市の都市公園内で一般的に設置されているカフェ等の導入には市都市公園条例の改正が必要であること

なお、野球場・屋内練習場の建物内で自主事業として民間事業者の提案を受けることは期待するところであり、審査段階においても評価ポイントとして望まれるところである。

第7章 事業手法の整理

1. コンセッション等事業スキームの抽出

(1) 従来型のPFI手法

本事業の実施において想定される官民連携スキームは以下の通りである。スキームごとの詳細な内容については次頁以降にて解説する。なお、本事業では盛岡市・岩手県の共同事業を想定しているが、事業実施時の発注機関は盛岡市単体となる可能性が高いため、便宜上、発注者を盛岡市と表記している。

- ①従来方式（指定管理者制度）
- ②DBO方式
- ③PFI手法（BTO）
- ④PFI手法（BOT）

図表 48 手法ごとの官民の役割分担

		①	②	③	④
		従来方式	D B O	P F I	
				B T O	B O T
設計・建設		官※1	民※2	民	民
運営管理		官（民）※1	民	民	民
資金調達		官	官	民	民
所有権	建設中	官	官	民	民
	運営中	官	官	官（買取）	民
	運営後	官	官	官	官（譲渡）

※1：民間への分離分割発注 ※2：民間への包括発注

1) 従来方式

根拠法令	地方自治法（第 244 条の 2）
内容	・従来型の公共工事として施設を整備し、地方公共団体が直接運営・維持管理を行う方式（公設公営） ・公共が主体となるが、一部業務は民間事業者に委託することもある。
年数	・特段の定めは無い。
収益事業の考え方	・すべて行政が担当する公共サービスであるため、公共サービスに対する受益者負担という形で条例に定められた対価を収受する。
概略スキーム図	

2) DBO 方式

根拠法令	地方自治法
内容	・ DB (Design-Build) を実施する建設会社等と、O (Operate) を実施する運営会社等とが、施設の整備・運営等を一体的に実施する手法。建設会社等と運営会社等とは、同一の公募で選定される。 ・ 公共の資金調達のもと、公共施設の整備及び長期間にわたる運営・維持管理を民間事業者を実施させることが可能。 ・ 廃棄物処理施設などで多数採用されている。
年数	・ 概ね 10 年～20 年程度
収益事業の考え方	・ 指定管理者として指定することで、公の施設の利用料金を指定管理者の収入とすることができる（地方自治法第 244 条の 2 の第 8 項）
概略スキーム図	

3) PFI 手法 (BT0)

根拠法令	PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）
内容	・事業で実施するすべての業務を担当する企業（建設会社、運営会社等）から構成される企業コンソーシアムが組成する SPC が、施設の整備・運営を一体的に実施する手法。公募においては、SPC に出資ないし事業に参与する企業コンソーシアムを選定する。 ・SPC 自体が業務を実施するのではなく、業務を実施する企業が SPC から業務を受託または請け負い、整備・運営等を実施する。 ・民間事業者が資金調達を行うことが原則だが、適用させる補助金によっては全部または一部を公共が資金調達することがある。 ・公共施設の整備及び長期間にわたる運営維持管理を民間事業者を実施させることが可能。 ・大部分の補助金では、従来方式で適用可能な場合に、PFI を導入した際にも適用できるような措置を施している。（イコールフィッティング） ・BT0 方式（Build-Transfer-Operate）では、民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者に所有権を移転し、民間事業者が運営及び維持管理を行う。
年数	・概ね 10 年～20 年程度が多い
収益事業の考え方	・PFI 事業における SPC を指定管理者に指定することで、公の施設の料金収入を SPC の収入とすることができる。（地方自治法第 244 条の 2 の第 8 項）
概略スキーム図	<pre> graph TD City[盛岡市] SPC[SPC] subgraph PrivateCompanies [民間事業者] direction TB ConstCo[建設企業] OpCo[運営・維持管理企業] end ConstCo -- 建設 --> Facility[建物] Facility --> OpCo OpCo -- "収入 利用料金" --> SPC SPC -- "指定管理者指定 サービス購入料支払" --> City City -- "施設所有権を移転（竣工直後）" --> SPC PrivateCompanies -- "出資" --> SPC </pre> The diagram illustrates the BT0 PFI scheme. At the top, '盛岡市' (Morioka City) is connected to 'SPC' (Special Purpose Company) via two arrows: one labeled '指定管理者指定 サービス購入料支払' (Designated Manager Designation, Service Purchase Fee Payment) pointing down to SPC, and another labeled '施設所有権を移転（竣工直後）' (Transfer of Facility Ownership (Immediately after Completion)) pointing up to SPC. To the right, a box labeled '民間事業者' (Private Business) contains two sub-boxes: '建設企業' (Construction Company) and '運営・維持管理企業' (Operation and Maintenance Company). An arrow labeled '出資' (Investment) points from this box to SPC. Below SPC, two arrows point down to a dashed box labeled '建物' (Building). The left arrow is labeled '建設' (Construction) and points to '建物'. The right arrow is labeled '指定管理者として運営' (Operation as Designated Manager) and points to '建物'. From the '建物' box, an arrow labeled '収入 利用料金' (Revenue, User Fee) points up to SPC. At the bottom, a box labeled '野球場等' (Stadium, etc.) is shown within the dashed '建物' area, with arrows pointing to and from the '運営・維持管理企業' box.

4) PFI 手法 (BOT)

根拠法令	PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）
内容	・ PFI 事業の概要は BOT 方式を参照。 ・ BOT 方式（Build- Operate-Transfer）では、民間事業者が施設を建設し、施設完成後も民間事業者が引き続き所有したまま管理・運営を行い、事業終了後に公共施設の管理者等に施設所有権を移転する。
年数	・ 概ね 10 年～20 年程度が多い
収益事業の考え方	・ PFI 事業における SPC を指定管理者に指定することで、公の施設の料金収入を SPC の収入とすることができる。（地方自治法第 244 条の 2 の第 8 項）
概略スキーム図	

5) PFI 手法 (B00)

根拠法令	PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）
内容	・ PFI 事業の概要は BT0 方式を参照。 ・ B00 方式（Build-Own-Operate）では、民間事業者が施設を建設し、施設完成後も民間事業者が引き続き所有したまま管理・運営を行い、事業終了後に SPC が施設を引き続き所有または解体・撤去する。
年数	・ 概ね 10 年～20 年程度が多い
収益事業の考え方	・ PFI 事業における SPC を指定管理者に指定することで、公の施設の料金収入を SPC の収入とすることができる。（地方自治法第 244 条の 2 の第 8 項）
概略スキーム図	<pre> graph TD MO[盛岡市] -- "指定管理者指定 サービス購入料支払" --> SPC[SPC] MS[民間事業者] -- "出資" --> SPC SPC -- "建設" --> CE[建設企業] SPC -- "指定管理者として運営" --> OME[運営・維持管理企業] CE -- "建物（SPCが所有）" --> F[野球場等] OME -- "収入 利用料金" --> SPC subgraph Facility_Box [] F end </pre> The diagram illustrates the PFI B00 scheme. At the top, the City of Morioka (盛岡市) is shown in a blue box. An arrow points down to the SPC (Special Purpose Company) in a grey box, labeled '指定管理者指定' (Designation as designated manager) and 'サービス購入料支払' (Payment of service purchase fee). To the right of the SPC, a green box labeled '民間事業者' (Private business operator) contains two sub-boxes: '建設企業' (Construction company) and '運営・維持管理企業' (Operation and maintenance company). An arrow labeled '出資' (Investment) points from this green box to the SPC. Below the SPC, two arrows point down to a dashed box labeled '建物（SPCが所有）' (Building owned by SPC). The left arrow is labeled '建設' (Construction) and points to a green box labeled '建設企業' (Construction company). The right arrow is labeled '指定管理者として運営' (Operation as designated manager) and points to a green box labeled '運営・維持管理企業' (Operation and maintenance company). From the '運営・維持管理企業' box, an arrow labeled '収入' (Income) and '利用料金' (Usage fee) points up to the SPC. At the bottom of the dashed box is a green box labeled '野球場等' (Baseball field, etc.).

（２）コンセッションを活用した事業手法

１）コンセッションとは

公共施設等運営権制度（コンセッション）とは、平成２３年のＰＦＩ法改正により、新たに導入されることが可能とされた手法。

地方自治体所有の施設については、地方自治法に基づく「指定管理者制度」により、民間事業者が利用料金を収受することが認められていたが、国等が所有の施設については、これが認められていなかった。この法改正により、国等が所有する施設についても、民間事業者が利用料金を収受することが可能となった。

図表 49 PFI 法（抜粋）

（定義）

第二条

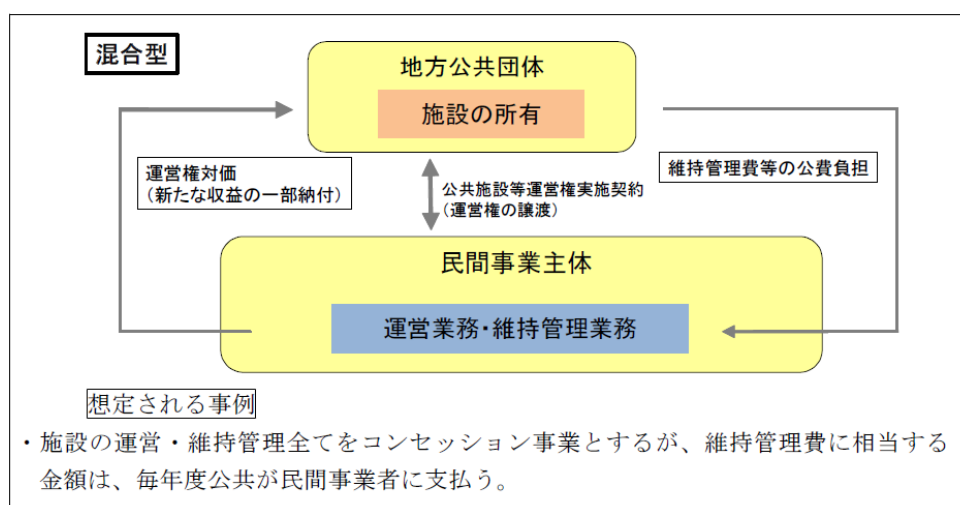
6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

2) 文部科学省の動向

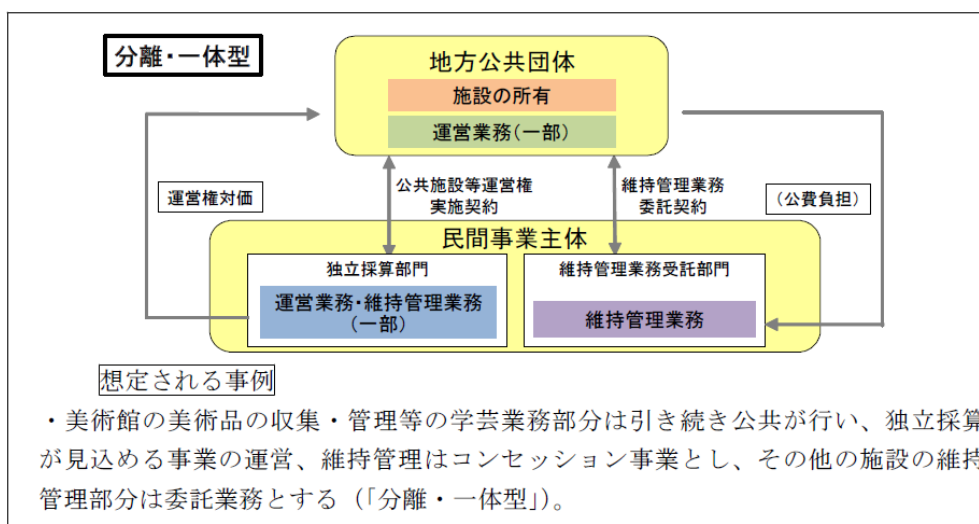
平成 29 年 3 月において、文部科学省が公表した「文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設）における公共施設等運営権制度の可能性と導入について」において、想定される公共施設等運営権事業（コンセッション）の活用方法として、以下の 2 パターンが示されている。

これによると、必ずしも独立採算である必要はなく、一部費用については行政が負担しつつ、公共施設等運営権制度を導入することが可能とされている。

図表 50 混合型



図表 51 分離・一体型



2. 事業手法案の比較検討

1 (1) で整理した5パターンについて、本事業に適した手法の絞り込みを行うと以下のとおりとなる。

本事業においては、施設整備費が80億円から90億円程度となることが想定されるため、建設事業債等の有利な財源を活用しても、一般財源で確保すべき費用が20億円を超過する可能性が高い。市の財政状況を鑑みると、単独事業にて、単年度に20億円以上もの財源を確保することが困難と想定されるため、DBO方式及びPFI手法（BT0）一括払いは本事業に適さないものと判断する。

また、PFI（BOT）については、野球場という施設の特徴を勘案すると民間事業者が施設を所有する明確なメリットが見出せない一方、公租公課等の影響により、BT0方式よりVFMが劣ることが明らかなため、本事業に適さないものと判断する。

以上を踏まえ、PPP/PFI手法の比較対象としての従来方式とPFI方式の中で最も事業性が高いと見込まれるBT0方式について、事業シミュレーションによるVFMの詳細な検討を行うこととする。

図表 52 事業手法による定性的な比較

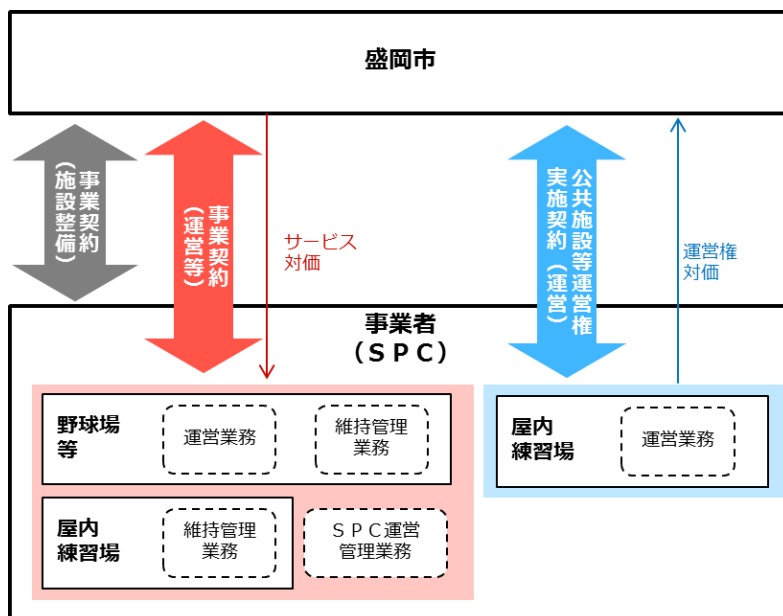
事業手法	主なメリット	主なデメリット	本事業の条件等を踏まえた評価
従来方式	・直営での事業管理が可能となり、既存手法による安定的な調達が可能で、政策的な変化にも柔軟に対応できる	・設計・建設、運営・維持管理を個別に仕様発注するため、民間ノウハウによる効率化が困難	PPP/PFIの比較対象として、詳細な検討を行う。
DBO方式	・公共団体が資金調達を行うため、民間事業者が資金調達を行うPFIより事業性が有利になる可能性がある ・民間ノウハウの活用が一定程度可能	・PFIと類似した契約となるが、設計・施工事業者と運営・維持管理事業者が一体とならないことなどから、PFIと比べて創意工夫を活かす余地が少なくなる。	民間ノウハウの活用余地がPFIと比較して限定的であること、施設整備費の分割払が不可能ため、今回の検討の対象としない。
PFI手法 (BT0) (割賦払)	・SPCを組成することにより、より民間事業者の創意工夫の発揮できる余地が広がる。 ・事業費支払いの平準化	・DBO方式と類似した契約となるが、民間事業者が資金を調達することにより、金利負担およびSPC組成費用が必要となる	民間事業者による資金調達を必要とするが、公共負担の平準化の観点から詳細な検討を行う。

	が期待できる。	・一括払いと比べて金利負担が高くなる可能性がある。	
PFI 手法 (BT0) (一括 払)	・SPC を組成することにより、より民間事業者の創意工夫を発揮できる余地が広がる。 ・補助金が適用される際に有効な手段である。	・DBO 方式と類似した契約となるが、民間事業者が資金を調達することにより、金利負担およびSPC 組成費用が必要となる ・行政の一時的な負担が増加する。	補助金の適用が検討されているため、一括払のパターンについても検討を行う。
PFI 手法 (BOT)	・事業期間中においても民間事業者の創意工夫により柔軟に施設改修を加えられる。	・BT0 方式と比べて租税公課の負担が発生し、事業性が悪化する ・不動産取得税、固定資産税等の税金が発生する。	野球場は事業期間中の柔軟かつ大規模な改修が見込まれにくく、BT0 方式よりもVFM の悪化がみこまれることから、VFM の検討対象としない。

3. コンセSSIONを活用した事業手法

本事業の対象施設のうち、野球場については、民間のノウハウ活用が限定的である一方、屋内練習場については、民間のノウハウ活用が期待できる。これら及び屋内練習場の収益性を踏まえ、屋内練習場のみに公共施設等運営権を設定した事業手法として以下を示す。

図表 53 コンセSSIONを活用した事業スキーム図



第8章 リスク分担

1. リスク分担における基本的な考え方

PFI 事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において以下のように示されている。

図表 54 PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン

一	リスクの分担等の基本的留意点
2	・・・
	選定事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて協定等で取り決める。

ここでいう「リスクを最もよく管理することができる」とは、当該リスクが顕在化した場合により低いコストで対応ができたり、当該リスクが顕在化すること自体をより低いコストで回避したりすることができることを意味する。

なお、この「リスクを最も良く管理することができる」との考え方は、モデルによらず検討が可能なものであり、下記にてその考え方を整理する。

2. リスク分担検討の流れ

「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」では、以下図表のステップで官民のリスク分担を具体化するとしている。このうち特に重要な点は、「リスクの把握」と「リスクを分担する者」の考え方である。1. の基本的考え方に基づけば、リスクを最もよく管理することができる者が 100%負担することが合理的であるものの、リスクが顕在化したときに過大な追加コストの発生が想定されるリスクを民間事業者に負わせると、民間事業者はリスクに備えて過大な予備費を見積もることとなり、VFM の低下要因となる。

よって、下記「リスクの分担方法」にあるように、「リスクが顕在化した場合に必要となる追加的支出の負担能力」も勘案し、合理的なリスク分担を構築することが重要である。

図表 55 官民のリスク分担の検討のステップ

リスクとその原因の把握	本事業の実施に係るリスクとその原因をできる限り把握する。
リスクの評価	- 抽出したリスクが顕在化した場合の必要と見込まれる追加的支出のおおよその定量化が望ましい。 - 定量化が困難な場合には定性的に選定事業への影響の大きさの評価を行うことが望ましい。 - また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクの有無の確認、当該軽減又は除去に係る費用を見積もることが望ましい。
リスクを分担する者	公共施設等の管理者等と選定事業者のどちらが、 ① リスクの顕在化より小さな費用で防ぎ得る対応能力 ② リスクが顕在化する場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力 を有しているかを検討し、かつリスクが顕在化する場合のその責めに帰すべき事由の有無に応じて、リスクを分担する者を検討する。
リスクの分担方法	① 公共施設等の管理者等あるいは選定事業者のいずれかがすべてを負担 ② 双方が一定の分担割合で負担（段階的に分担割合を変えることがあり得る） ③ 一定額まで一方が負担し、当該一定額を超えた場合、①又は②の方法で分担 ④ 一定額まで双方が一定の分担割合で負担し、当該一定額を超えた場合①の方法で分担 といった方法が考えられる。リスクが顕在化した場合の必要となる追加的支出の分担の方法を、当該者がリスクが顕在化した場合に負担し得る追加的支出の負担能力はどの程度かも勘案しつつリスクごとに検討する。

3. 先行事例

本事業に類似する先行事例として、「原山公園再整備運営事業」「（仮称）柳島スポーツ公園 PFI 事業」「奈良県浄化センター公園プール施設等整備運営事業（仮称）」が挙げられる。

ここでは、各事業の概要及びリスク分担表を比較参照し、リスク項目を網羅的に抽出した。その結果を踏まえ、4. において本事業におけるリスク項目を抽出し、それぞれの分担方法を2. に示した流れに沿って整理した。

図表 56 本事業に類似する先行事例一覧

事業名	原山公園再整備運営事業 ：堺市（大阪府）	（仮称）柳島スポーツ公園 PFI 事業 ：茅ヶ崎市（神奈川県）	奈良県浄化センター公園 プール施設等整備運営事 業（仮称） ：奈良県
事業の 概要	泉ヶ丘プールの機能移設を含めた原山公園の再整備を実施するにあたり、公園施設を P F I 事業、便益施設を独立採算事業にて整備するもの。	相模原河畔スポーツ公園を移転し、総合競技場やテニスコート等の運動施設、駐車場等の公園施設の整備や維持管理・運営を一体的な P F I 事業として実施するもの。	浄化センター公園区域において、P F I 手法により、健康増進施設、競技施設、管理等施設及び公園機能施設を一体的に整備し、維持管理・運営を行うもの。
事業 方式	B T O 方式	B T O 方式	B T O 方式

図表 57 先行事例におけるリスク分担の比較表

段階	リスク項目	リスクの内容	リスク分担					
			1) 原山公園		2) 柳島スポーツ公園		3) 奈良県浄化センター公園プール	
			市	事業者	市	事業者	県	事業者
共通	入札説明書等、公募書類リスク	入札説明書等の誤りによるもの	○		○		○	
		市の事由による内容の変更によるもの	○		○			
社会リスク	応募リスク	応募費用の負担に関するもの		○		○		○
		市の事由により契約が結べない場合	○		○		○	
	契約締結リスク	事業者の事由により契約が結べない場合		○		○		○
		法制度の新設・変更に関するもの（本事業に直接関連する法令変更）	○		○		○	
	許認可リスク	法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○		○		○
		事業に影響を及ぼす許認可の新設・変更によるもの	○		○			
		上記以外の許認可に関するもの		○		○		
		市が取得すべき許認可の遅延によるもの	○		○			
	税制度リスク	事業者が取得すべき許認可の遅延によるもの		○		○		○
		事業に直接関係する税制度の新設・変更によるもの	○		○			
		法人の利益に課される税制度の変更によるもの		○		○		
		消費税の変更によるもの	○		○			
	政治関連リスク	その他の税制度の新設・変更によるもの		○		○		
		政策の変更によるもの	○		○			
		議会承認に関するもの	○		○			
		市の事由によるもの		○		○		
	住民問題リスク	事業者の事由によるもの		○		○		
		事業自体に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○		○		○	
		市の責めに帰すべき事由による調査・設計・工事及び運営・維持管理に係わる住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○					
		上記以外の調査・設計・工事及び運営・維持管理に係わる住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの		○		○		○
	環境問題リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音・振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等）に関するもの		○		○		
		土地に起因する有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの			○			
		地盤沈下に関するもの（自然災害によるものを除く）		○				
		設計・建設業務に起因する騒音・振動・地盤沈下等に関するもの		○		○		
		維持管理・運営業務に起因する騒音・振動等に関するもの		○		○		○
		施設の瑕疵による事故に関するもの		○		○		
		施設の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの		○		○		
		市の事由によるもの	○		○			
債務ス不履行	事業者の責によるもの	事業者の事業放棄・破綻や契約違反・債務不履行によるもの		○		○		○
		事業者が提供するサービスの品質・利用しやすさが一定のレベルを下回った場合		○		○		
		無許可での事業者の交代又は義務の違反		○		○		
		構成員等の能力不足による事業者の経済性の悪化				○		
		予定日までに工事が完成しなかった場合				○		
	公共の責によるもの	市の債務不履行	○		○		○	
		戦争・内乱・軍事紛争	○	△				
	不可抗力リスク	台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為（予測不可能なもの）	○	△	○	△	○	△
		融資など民間事業者による必要な資金の確保に関するもの		○		○		
	資金調達リスク	市が調達する補助金や地方債の額の変動により生じるもの	○		○			
		基準金利確定前の金利変動によるもの	○		○			
	金利変動リスク	基準金利確定後の金利変動によるもの		○		○		
		インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減（一定の範囲を超えた部分）	○		○			
		インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減（一定の範囲を超えた部分）						
		施設整備費用に相当するインフレ・デフレ						○
	自由提案施設	自由提案施設に関するもの				○		

計画・設計段階	計画・設計リスク	市の提示条件、指示の不備・変更によるもの	○		○		○	
		上記以外の事由に起因するもの/ 事業者の発注による工事請負契約の締結、内容、内容変更に関するもの・事業者の発注の際の指示、判断の不備による設計変更		○		○		○
	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○		○		○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○		○		○
	用地リスク	土壌汚染リスク	建設予定地の土壌汚染によるもの	○				
		地質障害・地中障害物リスク	地中障害物が発見された場合	○				
			市が事前に公表した資料に明示されているもの		○			○
			市があらかじめ把握している事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、地中障害物等			○		
			上記以外の地質障害、地中障害物等				○	○
		本施設敷地の造成工事リスク	事業者が行う造成工事の不備・瑕疵に起因するもの				○	
		埋蔵文化財発見リスク	埋蔵文化財が発見された場合	○		○		
		用地取得遅延リスク	用地取得交渉の見込みが立たないことによる、事業遅延や事業中止に関するもの			○		○
	建設着工遅延		県の指示、提示条件の不備、変更によるもの					○
			上記以外の要因によるもの					○
建設段階	工事リスク	工事遅延リスク	市の事由に起因する工事完了の遅延	○		○		
			上記以外の事由に起因する工事完了の遅延		○		○	
			工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延					○
		工事監理リスク	事業者の工事内容の確認誤り等により生じる増加費用及び損害		○		○	
		備品等納品遅延リスク	市が設置する備品等の納品遅延に起因するもの			○		
			事業者が設置する備品等の納品遅延に起因するもの				○	
		工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大・予算超過	○		○		○
			上記以外の工事費の増大・予算超過		○		○	○
		性能リスク	要求水準未達（施工不良含む）		○		○	○
維持管理運営段階	維持管理リスク	完成検査リスク	事業者による完成検査に関するリスク					
		施設損傷リスク	引渡し前に工事事務物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○		○	○
		性能変更リスク	建設中に、市の意向で仕様、性能要件が変更されることによる遅延、コストの発生	○		○		
			事業者の提案による仕様の変更によるもの		○		○	
		性能リスク	要求水準未達				○	
		施設瑕疵リスク	施設に瑕疵があったことにより発生した改善費用				○	
		維持管理費用増大リスク	市の事由による事業内容・用途の変更等における維持管理費の増大			○		
			上記以外の事由による維持管理費の増大				○	
	運営リスク	施設・備品の損傷リスク	通常劣化によるもの				○	
			事業者の業務に起因するもの				○	
			市の事由に起因するもの			○		
			第三者に起因するもの			△	○	
		修繕費増大リスク	事業者が策定する修繕計画の見込み違いによるもの				○	
		陸上競技場の認定除外リスク	認定基準の新設・変更に関するもの			○		
			上記以外の事由によるもの				○	
		利用者対応	指定管理者として対処可能な利用者からの苦情及び敷地内における利用者間のトラブル			△	○	
		需要変動リスク	利用者の増減による維持管理等の費用の変化			△	○	
		事故発生リスク	利用者の増減による収入の変化			△	○	
			市の事由に起因するもの			○		
			上記以外の事由によるもの				○	
	運営リスク	計画変更リスク	設計、建設、運営において発生する事故					○
			市の事由に起因する事業内容・用途の変更によるもの			○		
		運営費用増大リスク	上記以外の事由によるもの				○	
			市の事由に起因する事業内容・用途の変更等における運営費の増大			○		
			上記以外の事由による運営費の増大				○	
		事故発生リスク	性能リスク			○	○	
			要求水準未達					
			市の事由によるもの			○		
	情報流出リスク	自由提案事業に関するリスク	上記以外の事由によるもの				○	
			設計、建設、運営において発生する事故					○
			自由提案事業における収入の変化				○	
			自由提案事業における費用の変化				○	
		情報流出リスク	事業者の管理の不備によるもの			○		
			市の事由によるもの			○		

4. 本事業の重要リスクの抽出と評価

(1) 各段階共通のリスク

2. に示した基本的な考え方に従い、各段階共通のリスクにおける市および民間事業者の分担方法を以下の図表に示すとおり整理した。

なお、先に述べた「リスクが顕在化した場合に必要となる追加的支出の負担能力」を考慮した場合、不可抗力リスク（自然災害や戦争等の人為的な事象等）のうち、通常予見可能な範囲を超える負担を民間事業者に求めることは合理的でないと考えられる点に留意が必要である。

そこで、本事業では先行事例に倣い、建設期間中は整備費の、維持管理・運営期間中は年間維持管理費・運営費の一部の損害（1%程度）を事業者が負担するものの、それを超える損害は市が負担することとした（※1）。同様に、物価変動リスクについても一定の範囲を超えた部分は市が負担することと判断した（※2）。

図表 58 各段階共通のリスク

段階	リスク項目	リスクの内容	リスク分担	
			市	事業者
共通	入札説明書等、公募書類リスク	入札説明書等の誤りによるもの	○	
		市の事由による内容の変更によるもの	○	
	応募リスク	応募費用の負担に関するもの		○
	契約締結リスク	市の事由により契約締結が困難な場合	○	
		事業者の事由により契約締結が困難な場合		○
	社会 法 制 度 変 更 リ ス ク	法制度の新設・変更に関するもの（本事業に直接関連する法令変更）	○	
		法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○
	許認可リスク	事業に影響を及ぼす許認可の新設・変更によるもの	○	
		市が取得すべき許認可の遅延によるもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延によるもの		○
	税制度リスク	事業に直接関係する税制度の新設・変更によるもの	○	
		法人の利益に課される税制度の変更によるもの		○
		消費税および地方消費税の変更によるもの	○	
		その他の税制度の新設・変更によるもの		○
	政治関連リスク	政策の変更によるもの	○	
		市の事由による議会承認に関するリスク	○	
	住民問題リスク	事業自体に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
		市の責めに帰すべき事由による調査・設計・工事及び運営・維持管理に係わる住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
		上記以外の調査・設計・工事及び運営・維持管理に係わる住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの		○
	環境問題への対応	事業者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等）に関するもの		○
		その他の環境問題に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	設計・建設業務に起因する騒音・振動・地盤沈下等に関するもの		○
		維持管理・運営業務に起因する騒音・振動等に関するもの		○
		施設の瑕疵による事故に関するもの		○
		施設の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの		○
		市の事由によるもの	○	
	債務不履行リスク	事業者の事業放棄・破綻や契約違反・債務不履行によるもの		○
		事業者が提供するサービスの品質・利用しやすさが一定のレベルを下回った場合		○
		構成員等の能力不足等による事業者の経済性の悪化		○
		市の債務不履行	○	
	不可抗力リスク	戦争・内乱・軍事紛争	○	△※1
		台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為（予測不可能なもの）	○	△※1
	資金調達リスク	融資など民間事業者による必要な資金の確保に関するもの		○
		市が調達する補助金や地方債の額の変動により生じるもの	○	
	金利変動リスク	基準金利確定前の金利変動によるもの	○	
		基準金利確定後の金利変動によるもの		○
	物価変動リスク	インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減（一定の範囲内）		○
		インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減（一定の範囲を超えた部分）	○※2	

注）△；○に比べてリスク分担の度合いは低く、一部を負担する。（次表以降も同様）

(2) 設計・建設段階のリスク

さらに、設計・建設段階における市および民間事業者のリスク分担を、本事業の基本的な考え方に従って整理した。その結果を以下に示す。

図表 59 設計・建設段階のリスク

段階	リスク項目		リスクの内容	リスク分担	
				市	事業者
計画・設計段階	計画・設計リスク		市の提示条件、指示の不備・変更によるもの	○	
			上記以外のもの		○
	測量・調査リスク		市が実施した測量・調査に関するもの	○	
			事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	用地リスク	土壌汚染リスク	建設予定地の土壌汚染によるもの	○	
		地質障害・地中障害物リスク	市があらかじめ把握している事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、地中障害物等	○	
			上記以外の地質障害、地中障害物等		○
		本施設敷地の造成工事リスク	事業者が行う造成工事の不備・瑕疵に起因するもの		○
		埋蔵文化財発見リスク	埋蔵文化財が発見された場合	○	
建設段階	工事遅延リスク		市の事由に起因する工事完了の遅延	○	
			上記以外の事由に起因する工事完了の遅延		○
	工事監理リスク		事業者の工事内容の確認誤り等により生じる増加費用及び損害		○
	備品等納品遅延リスク		市が設置する備品等の納品遅延に起因するもの	○	
			事業者が設置する備品等の納品遅延に起因するもの		○
	工事費増大リスク		市の指示による工事費の増大・予算超過	○	
			上記以外の工事費の増大・予算超過		○
	性能リスク		要求水準未達（施工不良含む）		○
	施設損傷リスク		引渡し前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○
	性能変更リスク		建設中に、市の意向で仕様、性能要件が変更されることによる遅延、コストの発生	○	
			事業者の提案による仕様の変更によるもの		○

(3) 維持管理・運営段階のリスク

同様に、維持管理・運営段階のリスクを本事業の基本的な考え方にしたがって整理した。その結果を以下に示す。

なお、第三者に起因する施設・備品の損傷リスクは、「柳島スポーツ公園」の事例において民間事業者が主負担、市が従負担とするよう示されている。しかし、当該リスクの原因者が特定できない場合にそのリスクを事業者がコントロールすることは困難であることから、本事業においては市が負担することと定めた（※3）。

図表 60 維持管理・運営段階のリスク

段階	リスク項目	リスクの内容	リスク分担	
			市	事業者
維持管理運営段階	性能リスク	要求水準未達		○
	施設瑕疵リスク	施設に瑕疵があったことにより発生した改善費用		○
	維持管理費用増大リスク	市の事由による事業内容・用途の変更等における維持管理費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理費の増大		○
	施設・備品の損傷リスク	通常劣化によるもの		○
		事業者の業務に起因するもの		○
		市の事由に起因するもの	○	
		第三者に起因するもの	○※3	
	修繕費増大リスク	事業者が策定する修繕計画の見込み違いによるもの		○
	利用者対応	指定管理者として対処可能な利用者からの苦情及び敷地内における利用者間のトラブル	△	○
	需要変動リスク	利用者の増減による維持管理等の費用の変化		○
		利用者の増減による収入の変化		○
	計画変更リスク	市の事由に起因する事業内容・用途の変更によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	維持管理運営費用増大リスク	市の事由に起因する事業内容・用途の変更等における維持管理運営費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理運営費の増大		○
	性能リスク	要求水準未達		○
	事故発生リスク	市の事由によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	情報流出リスク	事業者の管理の不備によるもの		○
		市の事由によるもの	○	

第9章 民間意向調査

1. 目的

- 事業の概要を民間事業者に対して提示し、周知することで、事業に対する関心を惹起する。
- 公共施設等運営権制度や市県共同事業など、本事業の先進性に加え、大規模修繕の扱いやリスク分担など、一般的なPFI事業における論点について民間事業者の意向を把握し、競争環境に資する事業条件検討を行う。
- 事業の全般的な条件を提示し、参考見積りを徴収することで、適切な事業費の算出を行う。

2. 調査対象企業

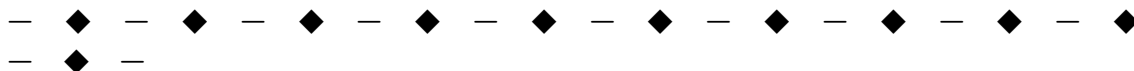
分類	企業・団体名	備考
建設企業	① A 社 ② B 社 ③ C 社 ④ D 社 ⑤ E 社	
維持管理企業	⑥ F 社 ⑦ G 社 ⑧ H 社 ⑨ I 社 ⑩ J 社	
運営企業	⑪ K 社 ⑫ L 社 ⑬ M 社	

3. 実施期間

平成 29 年 10 月 2 日～平成 29 年 10 月 13 日

4. アンケート内容

盛岡南公園野球場(仮称)整備事業民間活力導入可能性調査 に関するアンケート調査票



はじめに、ご回答者が所属している企業名をお答えください。

企業名	
-----	--

1. 施設について

問1. 屋内練習場の中にトレーニングルームを設置することを検討しております。
トレーニングルームの需要について意見をお聞かせください。〔1つだけ○〕

1. 十分な利用が見込まれる	2. 利用は限定的だが見込まれる	3. 利用があまり見込まれない
4. 分からない		
(意見 (もしあれば):)		

問2. 利用料金に対する印象をお聞かせください。〔1つだけ○〕

1. 高い	2. 適切な水準	3. 安い
4. 分からない		
(意見 (もしあれば):)		

問3. 盛岡南公園のうち、球技場(いわぎんスタジアム)等は供用済みで、施設の運営管理が現在も実施されています。球技場等をPFI事業の範囲に含めることについて意見をお聞かせください。〔1つだけ○〕

1. PFI事業に含めてほしい	2. PFI事業には含めないでほしい
-----------------	--------------------

3. 判断できない

(意見(もしあれば):

)

問4. 施設の整備・運営全般について、意見がありましたらお聞かせください。
〔自由記述〕

2. PFI事業の条件について

問1. 望ましいとお考えの事業期間をお聞かせください。〔1つだけ○〕

1. 10年未満

2. 10年程度

3. 15年程度

4. 20年程度

5. 20年以上

(理由:

)

問2. 本事業における大規模修繕の概ねの発生予想時期についてお聞かせください。
〔1つだけ○〕

1. 10年未満で発生

2. 10年前後で発生

3. 15年前後で発生

4. 20年前後で発生

5. 20年までには発生しない

(意見(もしあれば):

)

問3. 修繕業務の扱いについてご意見をお聞かせください。〔1つだけ○〕

1. 修繕業務は大小にかかわらず
事業範囲外とすべき

2. 大規模修繕は事業外とすべき

3. 大規模修繕が発生しない（事業期間：事業期間設定とすべき）
4. その他
（意見（もしあれば）：）

問4. 盛岡南公園において、附帯事業として、カフェ、コンビニ等の民間施設が成立する可能性があるか、お聞かせください。〔1つだけ〇〕

1. 可能性は十分にある	2. 可能性は乏しい	3. 分からない
4. その他		
（意見（もしあれば）：）		

問5. 事業条件全般（リスク分担を含む）について、意見がありましたらお聞かせください。〔自由記述〕

--

3. コンセッションについて

問1. 事業概要書に則り、公共施設等運営事業（コンセッション）を導入した場合の効果について、指定管理者制度との比較をお聞かせください。〔複数回答可〕

1. 施設の利用料金収入の増加が期待できる	2. 施設の運営維持費用の削減が期待できる
3. （公共施設等運営事業の適用のない）指定管理者制度との違いはないと考えられる	4. （公共施設等運営事業の適用のない）指定管理者制度より費用が上昇するなど条件が悪化する
5. その他（）	

ださい。

1. 是非とも導入すべき 2. どちらでもよい 3. 導入を控えてほしい

(理由: _____)

記述〕

--

4. 事業への関心について

問1. 実施する意向の業務種別をお聞かせください。〔複数回答可〕

1. 設計業務	2. 建設業務	3. 工事管理業務
4. 運営業務	5. 維持管理業務	6. SPC 運営管理業務
7. その他（ ）		

問2. SPC に対する出資の意向をお聞かせください。〔1 つだけ○〕

1. 代表企業として出資する 予定（メジャー出資）	2. 構成企業として出資する 予定（マイナー出資）	3. 出資する予定だが出資割 合については今後の検 討
4. 出資する予定はない （協力企業としての参 加）	5. 未定	

--

1. 是非参加したい 2. 条件次第では参加する 3. 参加する予定はない

--

1. 可	2. 不可
(協力いただける範囲：)	

5. 回答結果

(1) 施設について

1) トレーニングルームの需要

十分な理由が見込まれると回答した企業が 13 社中 3 社であることから、利用は限定的又は見込まれないと考えている民間事業者が多いことが分かった。よって、トレーニングルームを整備した場合、整備にはもちろんのこと、維持管理運営に一定の財政負担が発生することを前提とするべきである。

図表 61 質問及び回答集計結果

問 1. 屋内練習場の中にトレーニングルームを設置することを検討しております。トレーニングルームの需要について意見をお聞かせください。〔1 つだけ○〕

回答	回答数	企業名
1. 十分な利用が見込まれる	3	・H 社 ・K 社 ・M 社
2. 利用は限定的だが見込まれる	5	・A 社 ・B 社 ・G 社 ・I 社 ・L 社
3. 利用があまり見込まれない	2	・C 社 ・I 社
4. わからない	3	・D 社 ・E 社 ・F 社

(意見)

企業名	回答
A 社	集客施設が周辺にあるのであれば、本施設等の利用者は運動・スポーツに興味、関心があるものと想定される為、トレーニングルームには一定の需要があるものと想定されます。
B 社	建設企業のため明確な回答は出来ませんが、トレーニングルームを設置・運営できる可能性はあると考えます。
C 社	周辺居住人口が少ないため施設利用者以外の利用者を見込むことは難しいと考えます。
D 社	トレーニングルームの充実度により利用者数が左右されると想像します。
F 社	既存野球場におけるトレーニング施設の稼働状況、利用者層等が不明他のため回答しかねます。
H 社	弊社管理物件の草薙総合運動場、小笠山総合運動公園ではトレーニング室を運用しており、本施設においても需要があると考えます。

I 社	一般的なトレーニングルームの利用者は、近隣の住民及び通勤・通学途中の利用者が見込まれるが、現地周辺の足元人口は極めて少ない。近隣に競合する民間スポーツ施設等は少ないが、需要としてはあまり見込めないと思われる。
K 社	野球だけでは使用時間が限定されるので多目的仕様が望ましい。

2) 想定される利用料金の大小

13 社中、高いと回答している企業が 1 社である一方、5 社が適切、4 社が安いと回答していることから、適切な水準より若干低い料金設定となっているものと考えられる。

図表 62 質問及び回答集計結果

問 2. 利用料金に対する印象をお聞かせください。〔1 つだけ○〕

回答	回答数	企業名
1. 高い	1	・ F 社
2. 適切な水準	5	・ A 社 ・ C 社 ・ D 社 ・ H 社 ・ I 社
3. 安い	4	・ E 社 ・ I 社 ・ L 社 ・ M 社
4. 分からない	3	・ B 社 ・ G 社 ・ K 社

(意見)

企業名	回答
B 社	建設企業のため、回答は控えさせていただきます。運営企業の意向確認が重要と考えます。
F 社	県営野球場を基本とすると盛岡市営野球場を利用していた県民・市民の方が利用しにくくなると考えます。
I 社	全体的に利用料が廉価だと思われる。特に学生利用時の料金が安く、学生の利用が大半を占めてしまうと、収益がかなり圧迫されると思われる。

3) 球技場を PFI 事業範囲とすることの是非

判断できないと回答した企業が 7 社と最も多く、次いで PFI 事業に含めてほしいと回答が 4 社であった。PFI 事業に含めてほしいと回答した企業がいずれも維持管理企業又は運営企業であったことから、業務の規模が多くなることは総じて好感されているものと考えられる。ただし、維持管理企業のうち 1 社が、既存の運営企業が有利になることを理由に、PFI 事業に含めるべきではないと回答していることから、既存の運営企業の扱いには留意が必要である。

図表 63 質問及び回答集計結果

問 3. 盛岡南公園のうち、球技場（いわぎんスタジアム）等は供用済みで、施設の運営管理が現在も実施されています。球技場等を PFI 事業の範囲に含めることについて意見をお聞かせください。〔1 つだけ〇〕

回答	回答数	企業名
1. PFI 事業に含めてほしい	4	・ G 社 ・ H 社 ・ K 社 ・ L 社
2. PFI 事業には含めないでほしい	2	・ E 社 ・ F 社
3. 判断できない	7	・ A 社 ・ B 社 ・ C 社 ・ D 社 ・ I 社 ・ I 社 ・ M 社

(意見)

企業名	回答
A 社	現状の運営状況等も勘案し、判断されるものと思料致します。本施設等と一体で運営管理をすることで相乗効果（例えば、利用者対応窓口の一本化や駐車場の共通利用等による業務効率化）が図れるのであれば、事業範囲に含めるメリットはあると思われます。一方で、球技場は開業以来 20 年程度経過している為、今後、計画的な大規模修繕が必要となることが想定されることから、本事業と同様、大規模修繕（程度によっては経常的な修繕も）は業務の対象外とすることが望ましいと思料致します。
B 社	運營業務の内容や範囲が広がることになりますので、運営企業の意見が重要と考えます。
C 社	現在の稼働率や維持管理・修繕状況等が分からないので判断が難しいです。

F 社	球技場を含めて事業ボリュームが大きくなることで参画の可能性は高まりますが、既存の運営企業が参画している応募Gが優位になると考え、応募Gが減少する可能性はあります。
H 社	隣接する既設球技場の維持管理業務を PFI 事業に含めることで、維持管理コストの効率化が期待できます。
I 社	コンセッション等で実施するのであれば、ある程度トラックレコードのある既存施設を事業に含める事でリスクが若干軽減されると思われる。但し、コンソーシアムの組成において現行の指定管理者である体育協会が強い影響力を持つ事が推測される為、体育協会ありきの事業にならない工夫が必要だと思われる。
M 社	球技場の大規模改修や公園内の樹木整備等を考慮すると PFI 事業範囲に含めるべきと考えるが、その判断は発注者側の意向によるものと思われるため。

(2) PFI 事業の条件について

1) 望ましい事業期間

13 社中、7 社が 15 年程度が望ましい事業期間との回答であった。事業期間が 15 年である場合、大規模修繕が事業期間中に発生しないことが理由として挙げられている。

図表 64 質問及び回答集計結果

問 1. 望ましいとお考えの事業期間をお聞かせください。〔1つだけ○〕

回答	回答数	企業名
1. 10 年未満	2	・ G 社 ・ L 社
2. 10 年程度	1	・ D 社
3. 15 年程度	7	・ A 社 ・ B 社 ・ K 社 ・ C 社 ・ E 社 ・ F 社 ・ I 社
4. 20 年程度	2	・ I 社 ・ M 社
5. 20 年以上	1	・ H 社

(理由)

企業名	回答
A 社	大規模修繕を含まないのであれば、15 年間で適切であると思料致します。
B 社	大規模修繕が発生しない期間が望ましいと考えます。
C 社	事業期間内に大規模修繕が発生しない期間での設定をお願いします。
D 社	野球のニーズが今後（10 年後）どうなっているか分かりません。運営が含まれるのであれば短い方が良い。
F 社	10 年未満の短期間では、事業者の創意工夫が活かしづらくなります。一方、15 年を超える期間では事業者の人件費等の高騰リスクが高くなります。
G 社	事業者の修繕リスクが軽減。
H 社	大規模修繕工事のリスクを事業者側が負担しないことを前提に考え、PFI 期間として一般的である 20 年以上が望ましいと考えます。
I 社	問 2・3 の回答の通り、大規模修繕が発生しない事業期間とする事が望ましい。

2) 大規模修繕が発生する時期

13 社中、9 社が 15 年前後で発生すると回答している。しかしながら、維持管理企業 3 社が 20 年前後で発生すると回答していることには留意が必要である。いずれにせよ、15 年以降にしか、大規模修繕は発生しない可能性が高いことが明らかとなった。

図表 65 質問及び回答集計結果

問 2. 本事業における大規模修繕 の概ねの発生予想時期についてお聞かせください。〔1 つだけ○〕

回答	回答数	企業名
1. 10 年未満で発生	0	—
2. 10 年前後で発生	1	・ K 社
3. 15 年前後で発生	9	・ A 社 ・ B 社 ・ K 社 ・ C 社 ・ D 社 ・ H 社 ・ I 社 ・ L 社 ・ M 社
4. 20 年前後で発生	4	・ E 社 ・ F 社 ・ G 社 ・ I 社
5. 20 年までには発生しない	0	—

※K 社が 2 つ回答している。

(意見)

企業名	回答
A 社	同上
C 社	通常の施設では設備機器類の更新が、15 年前後で必要となります。
F 社	建築の大規模修繕（外壁塗装、シーリング等）が 15 年～20 年で発生
K 社	設備関係は 15 年、野球場フィールドは 10 年目で発生すると想定します。

3) 修繕業務の扱い

大規模修繕については、発生の予測が困難であることから、ほとんど全ての企業が事業外とすることを望んでいることが明らかとなった。併せて、経常修繕については、事業内とすることをリスクと考える企業が少ないことも確認できた。

図表 66 質問及び回答集計結果

問 3. 修繕業務の扱いについてご意見をお聞かせください。〔1つだけ○〕		
回答	回答数	企業名
1. 修繕業務は大小にかかわらず事業範囲外とすべき	1	・D 社
2. 大規模修繕は事業外とすべき	6	・C 社 ・E 社 ・G 社 ・H 社 ・I 社 ・M 社
3. 大規模修繕が発生しない事業期間設定とすべき	4	・B 社 (15 年程度) ・F 社 (15 年程度) ・I 社 ・L 社 (10 年のため)
4. その他	3	・A 社 ・I 社 ・K 社

※I 社が 2 つ回答している。

(意見)

企業名	回答
A 社	大規模修繕を業務範囲に含めると、事業者としてはやや保守的な数字を読まざるを得ず、結果事業費の総額（＝貴市の財政負担）が大きくなってしまう可能性が高いことから、大規模修繕は事業外とすべきと思料致します。
C 社	既存施設の簡易修繕は、全てを事業者が負うのはリスクが高いため、1 回及び年間の修繕額の上限額を決めて行うのが良いと考えます。また、修繕費を平準化払とする場合、コストは増加します。
D 社	修繕の発生は正確には予測不能。特に屋外が運動施設であれば劣化も激しいと思われます。
F 社	大規模修繕は定義が曖昧であること、かつ修繕費用が大きいため、リスクヘッジとして金額を大きく見てしまう傾向があります。
H 社	大規模修繕工事は事業外とすることが望ましいと考えます。

I 社	15～20 年後の大規模修繕を事業に含めてしまうと、そのリスクヘッジの為に費用が事業費に上乗せされてしまう。日常修繕程度は事業に含めても問題無いが、大規模修繕は別途実施する事が望ましい。
J 社	維持管理企業として、日常の経常修繕は PFI 事業として実施し、大規模修繕は事業外である形が、リスクが少なく、やりやすい形態となります。
K 社	修繕の考え方はグループ毎に様々で要求水準書しだいです。

4) 民間施設の成立可能性

民間施設の成立が可能と考えている企業は、13社中2社のみであり、民間施設の成立を否定的に考えている企業が多いことが明らかとなった。また、民間施設の成立が可能であると考えているいずれの企業もPFIの実績が乏しい維持管理運営企業であり、自身がリスクを負う前提での回答ではないことに留意が必要である。

図表 67 質問及び回答集計結果

問4. 盛岡南公園において、附帯事業として、カフェ、コンビニ等の民間施設が成立する可能性があるか、お聞かせください。〔1つだけ○〕

回答	回答数	企業名
1. 可能性は十分にある	2	・I社 ・M社
2. 可能性は乏しい	7	・C社 ・D社 ・E社 ・F社 ・G社 ・I社 ・L社
3. 分からない	1	・H社
4. その他	3	・A社 ・B社 ・K社

(意見)

企業名	回答
A社	現状では、本施設等の周辺には住宅環境が未整備なことから、日常的な利用は見込みづらく、利用者は施設利用者に限定されてしまう可能性が想定されますが、今後のまちの熟成によっては収益が増大する可能性があると思料致します。
B社	建設企業のため回答は控えさせていただきますが、カフェ、コンビニ程度であれば事業が成立する可能性はあると考えます。
C社	施設の利用日数や利用時間が限定的となると考えられることと、周辺の居住人口が少ないことを踏まえると、民間収益事業が成り立つ可能性は低いと考えます。
D社	イベント時の収益は見込めますが、周辺に相当数の住宅が貼りついていないように見受けられるため、厳しいと予想します。
F社	平日昼間から多くの利用者が見込めず、基本的には休日利用が多いと予想される施設であるため、採算が取れるとは考えにくい。
I社	大型イベント(プロ野球の試合等)の開催時はある程度繁盛すると思われるが、トレーニング施設と同様に、日常の利用が見込めない。公共施設の飲食事業は施設利用者以外の利用がどの程

		度見込めるかが大きな判断材料となるケースが多く、本施設の立地条件での飲食事業は難しいと思われる。イベント時はキッチンカーの手配をする等で対応する事が望ましい。
K 社		事業外で出店が望ましい。利用者サービスは向上します。
M 社		公園近隣にコンビニがなく、近隣住民の利用が見込まれる。

(3) コンセッションについて

1) 指定管理者制度との比較

コンセッションと指定管理者制度の採用により、民間事業者の収支が向上すると考えている企業は1社のみで、それ以外の企業は、収支に変化がない、又は収支が悪化していると考えていることが明らかとなった。

図表 68 質問及び回答集計結果

問1. 事業概要書に則り、公共施設等運営事業（コンセッション）を導入した場合の効果について、指定管理者制度との比較をお聞かせください。〔複数回答可〕

回答	回答数	企業名
1. 施設の利用料金収入の増加が期待できる	1	・I社
2. 施設の運営維持費用の削減が期待できる	1	・I社
3. (公共施設等運営事業の適用のない)指定管理者制度との違いはないと考えられる	7	・D社 ・E社 ・F社 ・I社 ・K社 ・L社 ・M社
4. (公共施設等運営事業の適用のない)指定管理者制度より費用が上昇するなど条件が悪化する	3	・C社 ・G社 ・H社
5. その他	4	・A社 ・B社 ・D社 ・I社

(その他：内容)

企業名	回答
A社	コンセッションを導入した場合、運営期間は指定管理制度で行うよりも長くなるため、事業者は長期的な視野で事業を行うことができると思料致します。一方で本立地において、運営権対価を事業者負担とする場合、安定的な運営は困難です。貴市においても負担が求められます。
B社	建設企業のため、回答は控えさせていただきます。
D社	計画地周辺状況、人口等の条件により、単純には両者を比較できない。
I社	冬季の休業期間があり、また野球場という大型運動施設の特性上、日常的な安定した集客が見込めるかが不明であり、付帯事業の可能性が低い。また、施設の料金設定を考えると独立採算も成り立たないと思われるので、コンセッションの導入は適切ではないと思われる。

2) コンセッションの導入意向

前項のとおり、コンセッション導入によるメリットが見いだせないことが原因と考えられるが、是非とも導入すべきと考えている企業は1社のみであった。

図表 69 質問及び回答集計結果

問2. 公共施設等運営事業（コンセッション）の導入意向についてお聞かせください。〔1つだけ○〕

回答	回答数	企業名	理由
1. 是非とも導入すべき	1	I 社	—
2. どちらでもよい	5	A 社	—
		F 社	野球場の維持管理運営、屋内練習場の維持管理はサービス対価で支払われるため、大きなリスクではないと考えます。また、コンセッションフィーの金額・支払い方法によっては指定管理者制度と大きな違いがないため、事業者が応札可能な(適当な)予定価格であれば参画可能な企業は十分にあると考えます。
		G 社	—
		K 社	運営権の契約内容しだいです。
3. 導入を控えてほしい	7	M 社	—
		B 社	立地条件から考えて、コンセッションの導入には慎重な検討が必要と考えます。
		C 社	事業規模からすると、屋内練習場のみをコンセッションにした場合のメリットがあるとは考えにくいです。
		D 社	導入に際し、計画地周辺状況、人口等、分析が必要。
		E 社	現段階では、市民利用を前提としたコンセッションは難しいと考えます。
		H 社	スポーツ施設は公共性が高い施設であり、事業者の独立採算による運営は難しいと考えます。
		I 社	上記1の通り。
		L 社	—

(4) 事業への関心について

1) 実施業務

事前の想定のとおり、工事監理業務を除く業務に対応可能であることが分かった。

図表 70 質問及び回答集計結果

問 1. 実施する意向の業務種別をお聞かせください。〔複数回答可〕

回答	回答数	企業名
1. 設計業務 (JV を含む)	2	・ A 社 ・ C 社
2. 建設業務	5	・ A 社 ・ B 社 ・ C 社 ・ D 社 ・ K 社
3. 工事管理業務	0	—
4. 運営業務	3	・ K 社 ・ L 社 ・ M 社
5. 維持管理業務	7	・ F 社 ・ G 社 ・ H 社 ・ I 社 ・ I 社 ・ L 社 ・ M 社
6. SPC 運営管理業務	4	・ C 社建設 ・ E 社 ・ I 社 ・ M 社

2) SPC に対する出資

代表企業として参画する想定である企業は2社のみで、その他はいわゆる構成企業として参画する想定であることが分かった。なお、2社のうち1社は、事業への参画を想定していないことには留意が必要である。

図表 71 質問及び回答集計結果

問2. SPC に対する出資の意向をお聞かせください。〔1つだけ○〕

回答	回答数	企業名
1. 代表企業として出資する予定 (メジャー出資)	2	・A社 ・E社
2. 構成企業として出資する予定 (マイナー出資)	5	・B社 ・H社 ・I社 ・I社 ・L社
3. 出資する予定だが出資割合に ついては今後の検討	2	・C社 ・K社
4. 出資する予定はない(協力企 業としての参加)	0	—
5. 未定	4	・D社 ・F社 ・G社 ・M社

3) 事業への参画意向

是非とも参加したいと回答した企業が2社で、8社は、条件次第で参加するとの回答であった。8社は、事業費の予算次第で、参画意欲が大きく変わるものと想定されるが、現時点においては、事業への参加意欲が総じて低いと捉えるべきである。また、参画可能な運営企業が限られていることから、意欲を見せる企業が多くなっても、事業に参加する応募者グループの数は運営企業の数に依存することが想定される。

図表 72 質問及び回答集計結果

問4. 本事業への関心をお聞かせください。〔1つだけ○〕

回答	回答数	企業名
1. 是非参加したい	2	・A社 ・I社
2. 条件次第では参加する	8	・B社 ・C社 ・D社 ・F社 ・H社 ・K社 ・L社 ・M社
3. 参加する予定はない	3	・E社 ・G社 ・I社

4) 参考見積もりへの協力

事業参画を想定しない3社は協力できないとの回答であったが、その他の企業からは協力の意向が確認できた。

図表 73 質問及び回答集計結果

問6. 事業参画意向のある民間事業者の皆様に対して、今後参考見積の提出をお願いする予定ですが協力の可否をお聞かせください。〔1つだけ○〕

回答	回答数	企業名
1. 可	10	・A社 ・B社 ・C社 ・D社 ・F社 ・H社 ・I社 ・K社 ・L社 ・M社
2. 不可	3	・E社 ・I社 ・G社

(協力いただける範囲)

企業名	回答
A社	弊社施工実績のある施設のコストに基づく概算の範囲にて対応させていただきます。
B社	過去の建設実績を踏まえた建設費の参考見積りを提示させていただきます。
C社	建設工事費(概算)
D社	工事に関して対応可能です。但し、見積には約1.5ヶ月程度かかることをご了承ください。また、見積開始2ヶ月程度前に事前のお知らせをいただきたく思います。
F社	維持管理業務全般
H社	維持管理業務
I社	維持管理の見積もり算出にはある程度の設備の概要が必要となり、現状開示されている情報では算出が困難です。また同等施設の管理実績がございません為、推測も難しく、大変申し訳ございませんが、現時点では辞退させていただきます。
I社	維持管理業務
L社	維持管理・運営の一部
M社	施設の管理運営に関する収入、支出項目に関する参考見積

第 10 章 PFI 導入可能性調査

1. 事業費の検討

建設工事費及び維持管理運営費について、市・県の負担額をそれぞれ算定した。ただし、以下は参考値に過ぎないため、以下以外の費用（設計費、SPC 関連費用、金利等）を含め、負担割合は市県が協議のうえ定めることが望ましい。

（1）施設整備費の検討

プロ野球一軍公式戦が開催可能な野球場施工実績を有する建設事業者 2 社から提出された参考見積額を元に算定を行った。本事業は市県共同整備を前提に検討を進めているが、市単独整備の場合と併せて PSC・LCC 双方を検討する。

算出結果をまとめると以下のとおりとなる。

1) PSC の算定

（単位：千円・税抜）

	1 万人規模	2 万人規模
建設工事費合計	6,299,125	9,505,269

（野球場、屋内練習場、駐車場、園地、多目的広場、その他）

2) LCC の算定

（単位：千円・税抜）

	1 万人規模	2 万人規模
建設工事費合計	5,543,211	8,336,540

（野球場、屋内練習場、駐車場、園地、多目的広場、その他）

(2) 運営維持管理費の検討

維持管理企業2社、運営企業3社から提出された参考見積額を元に算定を行った。本事業は市県共同整備を前提に検討を進めているが、市単独整備の場合と併せてPSC・LCC双方を検討する。

算出結果をまとめると以下のとおりとなる。

1) PSC の算定

(単位：千円・税抜)

		1万人規模	2万人規模
支出	運営費、維持管理費	122,937	130,959
収入	野球場、屋内練習場等	8,827	17,694

2) LCC の算定

(単位：千円・税抜)

		1万人規模	2万人規模
支出	運営費、維持管理費	96,735	103,000
収入	野球場、屋内練習場等	8,827	17,694

2. コンセッションに関する対応方針

(1) これまでの調査結果のまとめ

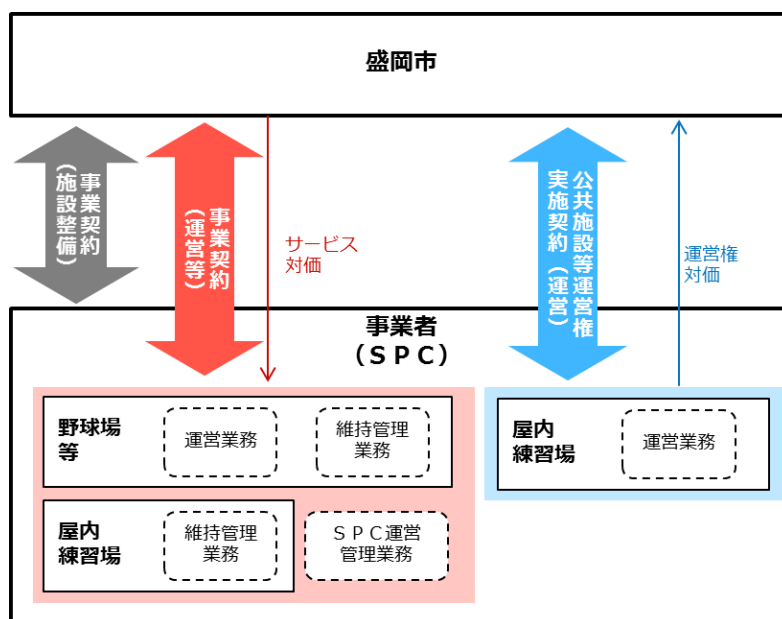
公共施設等運営事業については、これまでの調査より、以下が明らかとなっている。

1) 事業スキームの成立可能性

設定する利用料金水準にもよるが、例えば一番収益性が高い屋内練習場の運營業務を切り出し、当該業務のみを公共施設等運営事業の対象範囲としても、屋内練習場の利用料金収入の想定が約 800 万円であることに對し、屋内練習場の運営費の想定が 1,000 万円を超過するため、独立採算とはならない可能性が高い。

なお、利用料金単価の設定に係る詳細な検討は、今後実施する予定だが、利用団体等の意向を踏まえると、公益性が高い施設利用が望まれており、既存の施設以上の利用料金水準とすることについては、慎重に判断する必要がある。

図表 74 (再掲) 本事業においてコンセッションを活用した場合の事業スキーム図



2) 民間事業者の意向

民間事業者に対する各種意向聴取の結果によると、民間事業者は、公共施設等運営事業の導入を必ずしも否定的に捉えてはいないものの、意欲的に捉えていないことが明らかとなっている。理由としては、収入が増加する、あるいは費用が削減されることにより事業採算が向上するなど、民間事業者にとっての明らかなメリットがないことが挙げられる。また、公共施設等運営事業は、文教施設においては、導入実績が少ないため、民間事業者からリスクが見通しにくいと判断された場合、リスク対応費が積まれるなどして、VFMが下がることも懸念される。

3) 自治体職員の負担

地方自治体の文教施設において、本事業で想定するコンセッションスキームと類似のスキームを導入した施設はない。従って、市の職員目線においては、ベンチマークとすべき施設がないため、指定管理者制度と比較し、事務等の負担が増大する可能性が高い。

(2) コンセッションの導入可否

本事業は、岩手県と共同にて実施することが想定されており、そのため新たに整備される球場においては、岩手県営野球場の機能を引き継ぐ必要があるため、一定の公益性が求められる施設となる。このような、地方都市の野球場整備という公益性の高い本事業の性質を鑑みると、(1) 1) のとおり公共施設等運営事業が成立しない可能性が高く、成立した場合においても(1) 2) 及び(1) 3) のとおり導入のメリットが見出せないため、従来通りの指定管理者制度の導入が望ましいと考える。

3. 事業性の評価

(1) VFM とは

VFM (Value for Money) とは、PFI 事業における最も重要な概念の一つで、支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという概念のことをいう。以下の図に示す式により算出される。

図表 VFM の算出式

$$VFM = \frac{PSC - LCC}{PSC}$$

PSC (Public Sector Comparator)

公共が自ら実施する場合 (従来型発注) の事業期間全体を通じた公共財政負担の見込み額のこと。

LCC (Life Cycle Cost)

プロジェクトにおいて、計画から維持管理・運営業務を含めた事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。本業務においては特に、“PFI-LCC”として民間事業者が主体となり運営した場合のコストを指す。

VFM の評価は、PSC と PFI-LCC との比較により行う。この場合、PFI-LCC が PSC を下回れば PFI 事業を実施した場合 VFM が発生し、上回れば VFM が発生しないことになる。公共サービス水準を同一に設定する場合、PSC と PFI-LCC が等しくても、PFI 事業において公共サービス水準の向上が期待できるときは、PFI 事業側に VFM があるといえる。

VFM は PFI の基本的な考え方の一つであり、PFI 事業の実施可否を判断する重要指標として PFI 法にもその算定・評価が義務付けられている。

（２）割引率の考え方および設定

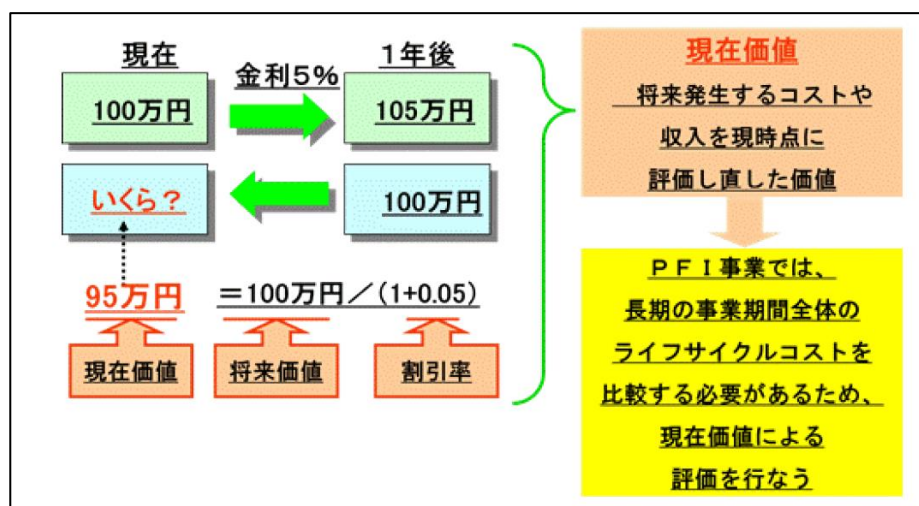
１）割引率とは

VFM の算定にあたっては、PSC と PFI-LCC を現在価値に換算して比較することとなる。現在価値とは、「将来発生するコストや収入を現時点の価値に評価しなおした額」のことで、割引率とはこの現在価値に換算する際のレートをいう。

例えば、現在手元にある 100 万円を年 5% の利回りで運用すれば 1 年後には 105 万円、2 年後には 110.25 万円となる。これは、年利回り 5% の環境下で、1 年後の 105 万円や 2 年後の 110.25 万円を現在価値に換算すると、100 万円になることを意味する。

このように、現在価値は、時間の経過とともに変動する金銭の価値を同一の物差しで計測するために用いられる。PFI 事業においても、長期の事業期間にわたる総費用を現在価値に割り引いて算出することにより、各年度の総費用の単純合計に比べてより適切に公共の正味の財政負担を把握し、比較することが可能となる。

図表 現在価値の概念（参考）



２）割引率の設定

内閣府の VFM ガイドラインでは、リスクフリーレートを用いる方法等が推奨されており、リスクフリーレートとしては長期国債利回りなどが参照されている。今回の検討においては、近年の長期国債利回りの推移を参考に、割引率 1.97% を用いる。

平成 14 年度（2002 年度）～平成 28 年度（2016 年度）平均

①	15 年国債利回り（名目値）	1.38%	
②	GDP 年度デフレーター（前年度比）	-0.59%	
③	15 年国債利回り（実質値）	1.97%	（①－②）

3) VFM を評価対象モデルの設定

既往の事業モデルの整理を踏まえ、下記の従来方式において要する費用をPSCとする。対応するPFI-LCCはPFI事業（BTO方式）とする。両事業とも供用開始は平成35年4月とおく。

モデル名	方式	設計	施工	運営維持管理
PSC	公設公営（一部指定管理者制度）	1年	2年	15年
PFI-LCC	PFI(BTO方式)・分割払い	1年	2年	15年

※両事業とも、経常修繕を含み、大規模修繕を除く。

4. 事業費の比較

(1) PFI 導入の効果の整理

1) PFI 導入の効果の整理

本事業においてPFIを導入することによる効果について、参考見積、民間事業者へのヒアリング等から、以下の通り整理される。

	PSC	PFI-LCC
初期投資（施設整備費等）	既往事例に基づき算出した金額	民間事業者ヒアリング・参考見積に基づき算出した金額
運営・維持管理費	既往事例に基づき算出した金額	民間事業者ヒアリング・参考見積に基づき算出した金額
利用料金収入	既往事例に基づき算出した金額	PSCと同一

(2) 前提条件の設定

事業シミュレーションの実施に際し設定する条件を下記の通り定めた。

1) 資金調達

PSCの場合は、補助金の適用を見込まない一方、地方債（建設事業債）を充当することを想定し、「平成29年度地方債充当率」（平成29年総務省告示第141号）より、充当率は75%（一般単独事業・一般）とする。盛岡市の類例実績より、償還期間は10年、年利率は0.24%とする。残りは一般財源で賄うものとする。

PFI-LCCの場合は、施設整備期間中は建中金利、供用開始後は金融機関よりプロジェクトファイナンスを受ける。

建中金利は、2017 年 7 月 11 日時点の日銀短期プライムレート最頻値である 1.475% を使用した。

供用開始後の金利は、平成 29 年 6 月 30 日午前 10 時における東京スワップ・レファレンス・レートのテレレート 17143 ページに表示される 6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年もの円－円スワップレートを基準に優先借入、劣後借入についてそれぞれスプレッドを見込み利率を設定した。

2) 法人税

PSC の場合は、法人税率は発生しない。PFI-LCC の場合、SPC を設立することからの法人実効税率は以下の通りとなる。

	PSC(従来方式)	PFI-LCC	備考
実効税率	—	33.16%	
法人税率	—	23.20%	
県民税	—	3.20%	軽減税率適用法人
市町村民税	—	12.10%	
法人事業税率	—	6.70%	不均一課税、軽減税率適用法人
地方法人特別税（国税）	—	43.20%	基準法人所得割額の率分（実質 2.89%）

3) 消費税等

消費税率は 8% とする。

4) 指定管理料

指定管理費用は、運営・維持管理費用に要する支出と収入の差額とする。PFI 事業においては参考見積を基に支出に対するコスト削減効果を見込んだ。なお、収入見込額は、現状の県営球場が既に稼働率が高く、利用料金単価の向上も見込みにくいことから、従来型と PFI において変化はないものとした。

図表 維持管理費用の算出（千円／年・税抜）

	PSC(従来方式)	PFI-LCC	備考
①支出 （維持管理・運営費用）	130,960	103,000	SPC に関する費用は含まない
②収入	17,695	17,695	
③指定管理料 （①－②）	113,265	85,305	

5) 直営事業管理 (PSC)

PSC の場合は、施設整備期間中、発注等に必要な市職員の人件費を見込む必要がある。
盛岡市の平均給与実績よりこの費用を下記の通り算定した。

(消費税等除く)

	直営施工管理費用	備考
所要人員	6 人	事例想定による
平均給与	6,159 千円／年	盛岡市平均給与単価
法定福利費	924 千円／年	給与の 15%
施設整備期間	3 年	
合計	127,494 千円	

6) アドバイザリー費用・SPC 関連費用 (PFI-LCC)

PFI を導入する場合、公共側による発注支援業務 (アドバイザリー) 費用および SPC の設立、運営に必要な費用が発生する。対象の費目および費用について下記の通り設定した。

費目	発生時期	費用	備考
アドバイザリー費用	施設整備期間中	60,534 千円	庁内積算による (消費税等含む)
SPC 設立費用	設立時	106,430 千円	既往事例等を参考に当社算出 (消費税等除く)
SPC 資本金	設立時	50,000 千円	既往事例等を参考に当社算出
SPC 運営費用	事業期間中 (整備・運営期間)	20,500 千円／年	既往事例等を参考に当社算出 (消費税等除く)

5. VFM の算出

(1) 事業費用の導出

2. までの前提条件と、これまでの検討で得られた施設整備費、運営維持管理費を基に、事業に必要な費用を従来型発注、PFI 方式それぞれにおいて算出した。

1) 初期投資額

初期投資額について、PFI (BTO) は SPC 組成費用等が嵩むものの、従来型と比べ民間ノウハウ活用により施設整備費の減少が見込めるため、低目に算出される。

初期投資額 (竣工までに要する費用) (単位: 千円/一部消費税等除く)

	従来型	PFI (BTO)	備考
初期投資額 計	10, 151, 301	9, 084, 410	

(設計費、建設工事費、工事監理費、備品費、直営事業管理費、公債費 (利息)、建中金利、SPC 開業費、SPC 運営費、アドバイザー費用、その他の費用)

2) 維持管理運営費用

維持管理運営費用については、民間ノウハウ活用により指定管理料の減少が見込めるものの、SPC 費用および金利負担が発生する分 PFI 方式の方が増加する。なお、公債の償還期間は 10 年のため、特に従来方式の場合は実際には均等に支払いが発生しないことに留意する必要がある。PFI 事業の場合は 15 年にわたる割賦払いのため、割引率の効果がより見込めることになる。

維持管理・運営費用 (15 年間合計) (単位: 千円/一部消費税等除く)

	従来型	PFI (BTO)	備考
維持管理・運営費用 計	1, 788, 197	2, 309, 245	
(参考) 年平均	119, 213	153, 950	①÷15 ※実際の年あたり支払い額は事業年度ごとに異なる

(指定管理料、SPC 運営費、公債利息、支払利息、租税公課)

(2) 事業シミュレーションの実施

1) VFM 算出結果

上記を踏まえた事業シミュレーションでは、VFM が 11.9% 導出されている。これは、定量面において、従来方式より PFI 方式の方が優れることを意味している。

2) E-IRR について

エクイティ IRR (Equity Internal Rate of Return, E-IRR) とは投下する自己資本に対する内部収益率のことを意味し、SPC の出資者 (株主) の立場から投資の可否を判断する指標となる。本事業においては、近年の事例を参考に 5% 以上の E-IRR を確保することを事業成立の前提条件とした。

エクイティ IRR とは、資本金に対して将来生み出される元利金返済後の現金収支が、年利回りに換算してどれくらいになるかを数値化したものであり、資本金が元利返済後の現金収支の現在価値と等しくなるような割引率として表される。

E-IRR を示す割引率 R 、資本金、各年度における返済後の現金収支の間には以下の数式が成り立つ。

$$(\text{資本金}) = \sum \{ (\text{N 年後の元利金返済後の現金収支}) / (1+R)^N \}$$

(3) 定性評価

財政、民間事業者のノウハウ活用、地元経済への影響等、多面的な視点から定性評価を行った結果は以下のとおり。

評価の視点	従来方式	BT0（割賦）方式
財政の平準化	×：起債により、一部の財政負担を平準化することは可能だが、残りの一部は出来高又は竣工払いとする必要がある。	○：PFI 法に基づくことで施設整備費の財政負担を平準化することが可能
施設整備に対する運営企業のノウハウの活用	×：個別の業務発注となるため、運営企業のノウハウを施設整備に活用することはできない。	○：設計・建設企業と運営企業がチームを組成したうえで、計画を検討するため、設計等に対し運営企業のノウハウを活用することが可能
地元企業への発注	○：分割発注が可能であるため、特に建設工事において、地元への発注を促進することが容易である。	△：公募要件の設定により、地元への発注を促進させることは可能だが、事業を主導する企業は、PFI の実績が豊富である在京企業となる可能性が高いため、従来手法よりは劣る。
リスク分担	×：PFI 手法と比較すると市が多くのリスクを負担する。	○：工期遅延リスク（供用開始遅延リスク）や、収入変動リスクを民間事業者が負担することとなるため、従来方式より市のリスク負担が少ない。
競争環境の確保	○：業務ごとに個別に発注を行うため、競争環境の確保は、比較的容易である。	△：民間事業者への意向調査等の結果を踏まえると、公募に応募する民間事業者のチーム数は、事業への参加を望む運営企業の数に依存する。
市職員の負担	○：事務等において、既存のノウハウで対応が可能であるため、市職員の負担は少ない	×：施設整備業務及び維持管理運営業務を包括した業務発注である点や、性能発注、民間資金の活用等、既存のノウハウで対応が出来ない事項が多いため、市職員の負担は大きい。
安定的なサービスの提供	△：市が主体となってサービスを提供するため、安定的なサービスを提供することが容易でない。	○：同一の民間事業者が中長期的に施設を維持管理運営するため、安定的なサービスの提供が可能。

(4) 総合評価

定量評価において、VFM がプラスであることが確認できていることに加え、定性評価においては、地元企業への発注や、競争環境の確保、市職員の負担については、従来方式の方が優れるものの、財政の平準化や、運営企業のノウハウ活用、リスク分担、安定的なサービス提供においては、BTO（割賦）方式の方が優れることが明らかとなっている。また、従来方式の方が優れるとしている、地元企業への発注や競争環境の確保については、次年度以降の検討如何では、従来手法と BTO（割賦）方式が同等程度の評価となる可能性もあり、現時点において、PFI 手法導入を否定する決定的な要因が見受けられないことから、定量、定性両面において優れる BTO（割賦）方式の導入を前提に、以後の検討を進めるべきと考える。

6. 事業スケジュールの検討

今後の事業スケジュールを検討し、以下のとおり設定した。

		H29			H30												H31											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
議会																予算												
市県の連携構築																												
	アドバイザー業務委託共同実施にかかる覚書締結			締結																								
	市県共同スキーム					確定																						
	基本計画検討・策定		検討					パブコメ		策定																		
事業者選定																												
実施方針等	実施方針												公表															
	要求水準書（案）												公表															
	質問・回答												質問	回答														
	特定事業選定														公表													
募集要項等	募集要項																公表											
	要求水準書																公表											
	事業者選定基準																公表											
	事業契約案・基本協定案																公表											
	質問・回答																質問	回答										
事業者選定	参加資格申請																	締切	通知									
	競争の対話																		①	②								
	提案募集																							締切				
	審査																							審査				
	事業者選定																								選定			
契約																									基本協定	契約協議	仮契約	本契約

7. 今後の検討課題の整理

今後の検討課題を以下のとおり整理した。

(1) 計画地へのアクセス性

計画地のアクセスは、車が主となることが想定されるが、利用者ヒアリングの結果を勘案すると、広域から大規模な集客を想定するイベントに対応できない可能性が高い。利用者ヒアリングにおいては、特に計画地周辺の道路の脆弱性が指摘されており、周辺道路の拡幅等の対応可能性を検討する必要がある。

(2) 地元企業の参画

PFI 手法を採用した場合、一般的に、地元企業への発注の観点からは従来方式より劣るとされているが、例えば、地元調達率を提案させそれを評価するなど、地元企業への発注促進に資する公募条件を検討する必要がある。

(3) 競争環境の確保

運営事業者へのヒアリング結果等によると、本事業に参画しうる運営事業者が限定的であることが確認されている。そのため、本事業に応募する民間事業者のチーム（コンソーシアム）数は運営事業者の数に依存する可能性がある。かかる状況に対応するため、現時点において、本事業に関心を示す運営事業者の確実な事業参加を促すとともに、適切なコンソーシアム形成に資する、民間事業者との対話を継続的に実施する必要がある。

(4) 事業費の適切な負担

1. のとおり、市県の費用負担の考え方を整理したところだが、かかる整理は参考値に過ぎないため、市県それぞれが事業に携わる意義及び関与の在り方等を精査し、市県が更なる協調関係を築く中で、互いに納得できる事業費の負担割合方法検討を継続的にすることが必要となる。

(5) 市県共同スキーム

急激な高齢化が進み、人口減少下にある我が国において、多くの自治体の財政がより一層厳しさを増すことが想定される。これは、盛岡市及び岩手県においても例外ではなく、公共施設の整備・管理運営においては、更なる合理化が求められる状況下にある。

こういった状況下において、行政組織としての役割が異なる市町村と都道府県が、互いの役割を意識しつつ、1つの目的及びコンセプトのもと、1つの公共施設を合理的に整備し、管理運営することの意義は極めて大きいといえらるとともに、時代の要請に即していると評価できる。

このように、先進性が高く、他の自治体の手本となりうるこの意欲的な取り組みを確実に推進するためにも、盛岡市岩手県が、密にコミュニケーションを取り合い、互いが納得でき、事業の目的及びコンセプトの実現に資する、市県の共同事業のスキームを構築する必要がある。